

に上らしめたのである。岩倉は先づ米國に到り、其國務卿と會見し、條約改正の談判を開始しようとした。是に於いて國務卿は、岩倉に全權委任狀の有無を問ひ、且つ又改正條款を提示せんことを求めた。此時、岩倉は初めて外交談判に全權委任狀を要することを知り、躁急、副使大久保、伊藤を歸朝せしめ、全權委任狀を得て再び米國に到らしめたのである。此一事に徴しても、當時我國の外務當局者が如何に外交上の知識に缺乏して居つたかを知ることが出来る。外務當局者が已に如此であつたから、固より岩倉の一行によりて條約改正の計畫が成立すべき理由はなかつた。而して、明治十一年、外務卿寺島宗則は更らに條約改正に著手し、主として稅權の回復に努めた。彼は先づ稅權回復の提案を米國政府に致し、略々其承諾を得て、更らに英國公使に交渉した。此頃、英人ハルトレーなるもの、阿片の密輸入を行ひ、我稅關吏に捕へられ、遂に訴訟事件を惹き起こした。然るに、在横濱英國領事の裁判に於いて、ハルトレーの行爲は正當と判決せられたのである。之れが爲め、國內の輿論大いに沸騰し、法權、稅權を併せて回復するにあらざれば、條約の改正は實效を奏すること能はずとなし、國論は寺島の改正案に反對したのである。其結

果、寺島は改正案を抛ち、十二年九月其職を辭した。之れに代り外務卿となりしものは井上馨である。

外務卿井上馨は寺島の失敗に鑑み、稅權及び法權の一部を回復する計畫を立て、條約改正に著手した。彼は先づ警察、水先、衛生、道路等の如き地方行政に關する諸規則につき、外國人の犯罪は我裁判管轄に歸せしめ、且つ、從來、我國の法律制定に關し、外國公使と共議する慣例なりし立法事務には、一切外國の容喙を許さざることとなし、之れを條約改正の骨子として其成案を終り、十三年七月、列國公使に之れを提示した。之れに對し、英國公使は列國公使の豫備會議を開き、談判の基礎を定めんとすることを提案した。斯くて、外務省内に條約改正に關する列國公使の豫備會議が開かるゝに至つたのである。此豫備會議に於いて列國は、日本の成案に對し、種々の交換的條件を提出し、容易に之れを承認するの態度を示さなかつた。之れが爲め、井上外務卿は内地雜居を條件とし、領事裁判權の撤去を要求するの計畫を立て、改正第二案を調製し、明治十九年五月一日より、再び外務省に於いて、列國公使會議を開催した。當時、參集したる列國公使は英、佛、獨、露、埃、伊、米、蘭、西、葡、瑞、秘の十二箇國



の代表者にして、我全權委員は外務大臣井上馨、外務次官青木周藏であつた。會議を重ねること數回、漸く略々一致の點を見出すに至つたのである。其要點は内地雜居を許し、日本裁判所に外國の判事數名を置いて領事裁判權の一部を回復すること。輸入品に對しては關稅を商品により五分乃至二割五分に引き上げ、輸出品に對しては五分稅を課すると云ふことであつた。而して、列國公使會議に於いて、是等の條項が議決せらるゝに至つたのは二十年四月二十日である。

蓋し、外務大臣井上馨は、條約改正を計るが爲めには、何物をも犠牲に供すること躊躇しなかつた。彼は諸外國が條約改正に對して躊躇逡巡するは、日本の文物制度が彼等の夫れと異なるが故に、彼等は日本を以て野蠻未開の國なりと稱して居るが爲なりと思つたのである。而して、彼は條約改正を實行するには、我國百般の文物制度より國民の生活狀態に至るまで、全く歐化することを當時の急務と考へた。之れが爲め彼は稻田に代ゆるに牧場を以てし、米食を改めて肉食となし、和服を廢して洋服を着することを主張し、更らに人種改造論を唱へて、日本人と白哲人種の雜婚の必要さへも力説した。斯くて、政府も歐化熱の渦中に投じ、堂々たる洋

風の官衙を建て、宏壯なる官邸を營み、且つ日比谷の原頭に鹿鳴館(現在の華族會館)を設けて、内外の紳士淑女の娛樂場となし、夜々宴を張り、舞踏會を催して、専ら外人の歡心を得んことに努めた。而して、當時、總理大臣伊藤の官邸に於いて開かれたる假裝舞踏會なるものは、最も盛大なるものなりしと傳へられて居る。同夜集まれる内外貴顯紳士及び夫人、令嬢等無量四百名。蠻骨を以て鳴りし警視總監三島通庸の如きすら、其令嬢二人を松風村雨に扮せしめ、自らは鎧の上に蓑を着け、天莫空勾踐時非無范蠡の十文字を大書したる旂旗を負うて出席し、澁澤榮一は頭巾鈴懸に身を裝ひ、金剛杖を杖き鳴して安宅の辨慶に扮し、井上外務大臣は杉内藏頭と共に素袍烏帽子を着けて三河萬歳に扮し、大山陸軍大臣は丁髷に大小を帶して武士に假裝し、伊藤博文は其夫人と共に伊太利ヴェニスの貴族に、其令嬢は同國の田舎娘に、又松方藏相は烏帽子直垂を着し、其令嬢をして稚兒の姿に裝はしめ、謹嚴にして苟くも事を爲ざる山縣有朋すら、當夜其昔の騎兵隊長として日本服の筒袖に葦山笠を被り來つて、外人の歡笑に具へたといふことである。斯く政府當局者の歐化主義に對する心酔と其鼓吹とは、一時に西洋崇拜主義を勃興せしめ、歐化熱の



潮流は滔々として一世を奔騰せしめんとするに至つた。而して、羅馬字會、演劇改良會、講談歌舞の矯風會、言文一致會、唱歌改良會等盛んに起り、文學、藝術より衣食住に至るまで一朝にして歐化せんと努められた。政府の此政策は稍々其圖に當り、條約改正案は將に成立せんとした。然るに、政府の極端なる歐化政策に對して俄然、保守的の反動起り、農商務大臣谷干城は先づ閣下に伏して改正案反對の意見書を捧呈し、同時に冠を掛けて民間に下つた。又、雇法律顧問ボアソナードは改正案の缺點を指摘したる長文の意見書を呈出した。而して、在野の政黨員も亦鋭く政府攻撃の運動を開始し、之れが爲め條約改正は二十年七月二十九日を以て無期延期となり、井上外務大臣は九月十七日に至り、遂に其職を辭し、伊藤總理自ら外務を兼攝するに至つた。而して、政府の條約改正無期延期につき、列國全權委員に通告したる理由は、先づ國內の諸法律を改正し、然る後、徐ろに條約改正談判に従事すべき旨を以てしたのである。恁くて、政府は外務省内に法律取調所なるものを設け、外相自ら其委員長となり、特命全權公使西園寺公望、司法次官三好退藏、内務省雇法律顧問ボアソナード、司法省雇法律顧問カーキード及びクードルフ等を委員となし、

之れに陸奥宗光を加へて民法、商法、訴訟法等の取調べに従事せしめた。

### 三 保安條例

政府の歐化政策は測らずも、國粹保存論者の反對に遇ひ、條約改正案に對する議論頗る喧噪を極むるに至つた。而して、谷干城の辭職と、ボアソナードの條約改正案に對する批難とは、滿天下の耳目を聳動し、自由、改進黨の解散以來、各地に離散せし志士論客を、再び帝都に集合せしむるに至つた。斯くて、數百人の壯士は九段靖國神社境内に集合し、『谷君名譽表彰運動會』なる示威運動を試み、市ヶ谷の谷邸前に到りて萬歳を三唱し、政府攻撃運動を開始した。又、二十年八月十七日、青森縣の壯士齋藤進一郎等は、東北の有志二百二十名の總代と稱して井上外務大臣を訪ひ、其辭職を迫り、次いで九月二日、新潟、鹿兒島、熊本、高知、茨城、長崎、千葉、宮崎、神奈川、宮城、巖手、栃木、島根、山口、群馬、大分等十七縣の有志總代井上敬次郎等は、宮内省に至り、大臣に面會を求め、陛下に上奏せんことを請うた。而して、自由主義者は國粹保存論者の政府反對の聲に和し、再び盛んなる政府攻撃の運動を開始した。此時に



當り、板垣退助は時弊十四箇條を掲げ、一萬八千餘言を費やし、有司が維新興國の精神を忘れ、自由の大勢に反抗するの非を痛論せる上書を上つた。又、後藤象次郎は風雲に乗じて起たんとし、屢々地方人士を其邸に招き、彼等を煽動すると共に、丁亥俱樂部なるものを設立し、壯士の面前に於いて「我口舌を以て兵刃に代へ、我肉體を以て砲臺に代へよ」と叫び、決然起つて政府彈劾の上奏案を懐にし、宮内大臣土方を經て至尊に拜謁を乞はんとした。而して、拒絶せられたるを口辭とし、盛んに民心を煽動した。又、自由主義者は、各府縣の有志と謀り、地租輕減、言論集會の自由、外交政策挽回の三大主張を標榜し、盛んなる運動を起し、元老院に建白書を提出した。殊に、上野播鉢山に開かれたる愛國有志同盟會の政府反對の示威運動は、頗る盛んなるものであつた。彼等は隊伍を組み、太鼓を鳴らし、市中を遶り廻らんと企てた。時に、警視總監三島通庸は之れを聞き、自ら白馬に乘じ、巡查部隊を引率して上野黒門口に至り、此處に壯士と大衝突を惹き起したのである。

斯く、天下の風雲穩かならず、建白、上書、上奏等の議盛んに起りつゝあるを見て、政府は九月二十九日、内務省令を以て左の布告を發し、民衆を威嚇せんと企てたので

ある。

凡ソ意見ヲ建言シ、又ハ各自ノ利害ニ關シ、請願スル者ハ、明治十三年第五十三號布告及ビ十五年第五十八號ニ依テスベキ所、近來建言ヲ名トシテ官吏ニ面謁口陳ヲ求メ、從テ抗論喧擾ニ涉ル者アリ、右等ハ何等ノ名義ヲ用ユルニ拘ハラズ、其違反者ハ總テ十五年第五十八號布告ニ依リ處分スベシ。

之れと共に、伊藤博文は各地方長官を召集し、憲法、租稅、外交に關し、毫も施政に瑕瑾なきことを辯明し、口を主權の尊嚴に藉りて民論を壓迫せんとし、新聞條例及び集會條例を改正して秘密出版を嚴重に取締つた。之れが爲め民間の志士、論客は益々憤慨し、悲歌慷慨、腕を扼して益々政府に殺到するに至つたのである。而して、流言蜚語、盛んに行はれ、大臣暗殺計畫、東京市中焼拂の陰謀等が盛んに傳へられた。此形勢に狼狽し、風聲鶴唳にも其膽を戦かしたる政府は、遂に兵力を以て民間の輿論を壓迫せんと企て、明治二十年十二月二十六日官報號外を以て、保安條例を發布し、直ちに之れを實施した。

#### 保安條例

第一條 凡ソ秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ズ、犯ス者ハ一日以上二年以下ノ輕禁錮ニ



處シ、十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス、其首魁及ビ教唆者ハ二等ヲ加フ。  
内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會條例第八條ニ記載スル結社、集會ノ連結通信ヲ  
阻遏スル爲メニ必要ナル豫備處分ヲ施スコトヲ得、其處分ニ對シ命令ニ違反スル者  
罰前項ニ同シ。

第二條 屋外ノ集會又ハ群集ハ豫メ許可ヲ經タルト否トナ問ハズ警察官ニ於テ必要  
ト認ムルトキハ之ヲ禁ズルコトヲ得、其命令ニ違フ者、首魁、教唆者及ビ情ヲ知リテ參  
會シ、勢ヲ助ケタル者ハ、三日以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ、十圓以上百圓以下ノ罰金  
ヲ附加ス。其附和隨行シタル者ハ、二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス。

第三條 内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ、又ハ治安ヲ妨害スル目的ヲ以テ文書又ハ圖畫ヲ印  
刷シ、又ハ板刻シタル者ハ、刑法又ハ出版條例ニ依リ處分スルノ外、仍其犯罪ノ用ニ供  
シタル一切ノ器械ヲ沒收スベシ。

第四條 皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ内亂ヲ陰  
謀シ、又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ監視總監又ハ地方長官ハ内務大  
臣ノ認可ヲ經、期日又ハ時間ヲ限リ退去ヲ命ジ、三年以下同一ノ距離内ニ出入、寄宿、又  
ハ住居ヲ禁ズルコトヲ得。

退去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時間ニ退去セザル者、又ハ退去シタルノ後更ニ禁ヲ犯ス  
者ハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ、仍五年以下ノ監視ニ附ス、監視ハ本籍ノ地ニ  
於テ之ヲ執行ス。

第五條 人心ノ動亂ニ由リ又ハ内亂ノ豫備、又ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ治安ヲ妨害  
スルノ虞アル地方ニ對シ、内閣ハ臨時必要アリト認ムル場合ニ於テ、其一地方ニ限リ  
期限ヲ定メ、左ノ各項ノ全部又ハ一部ヲ命令スルコトヲ得。

一、凡ソ公衆ノ集會ハ屋内屋外ナ問ハズ、及ビ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラズ、豫メ警  
察官ノ許可ヲ經ザルモノハ總テ之ヲ禁ズルコト。  
二、新聞紙及ビ其他ノ印刷物ハ豫メ警察官ノ檢閲ヲ經ズシテ發行スルコトヲ禁ズル  
コト。

三、特別ノ理由ニヨリ官許ヲ得タル者ヲ除ク外、銃器、短銃、火藥、刀劍、仕込杖ノ類ハ總テ  
携帯、運搬、販賣ヲ禁ズルコト。

四、旅人ノ出入ヲ檢査シ、旅券ノ制ヲ設クルコト。

第六條 前條ノ命令ニ對スル違反者ハ一ヶ月以上二年以下ノ輕禁錮、又ハ五圓以上二  
百圓以下ノ罰金ニ處ス。

其刑法又ハ特別法律ヲ併セ犯シタル場合ニ於テハ各本條ニ照シ、重キニ從ヒ處斷ス。

第七條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

保安條例を實施し、志士、政客を帝都より逐はんとするや、山縣内相は密かに三島  
總監を招き、其實行を命じたと云ふことである。流石の三島も其妄斷に驚き、稍々  
躊躇したるが爲め、山縣は聲を勵まし、『足下若し之れを敢てする能はずんば、予自ら  
一隊の兵を率ゐて之れを斷行せん』と云ひしと傳へられて居る。三島は山縣の此



一語に恐惶し、其命を奉じ、直ちに名を忘年會に藉りて、都下各警察署長を芝公園なる彌生舎に招き、大いに彼等に饗應し、宴漸く酣なるの時此法令の實行を命じ、若し服せざる者あれば、直ちに之れを投獄すべく、若し腕力を以て反抗する者あれば、直ちに之れを斬つて棄つるも妨げなしとの訓令を與へ、大いに彼等を痛飲せしめ、醉氣に乗じて之れを斷行せしめたと云ふことである。固より、山縣の三島に對する命令及び三島の各警察官に對する訓令につき、其真相を知ることが出来ぬ。けれども、保安條例が實施の即日、其法文に現はるゝよりは、一層苛酷に實施せられたることは事實である。而して、赤坂の假皇居は近衛師團二大隊を以て固められ、大藏省は第一師團二少隊により、各大臣の官邸は憲兵によりて擁護せられた。又、軍用電線は俄かに市内縦横に架設せられ、海陸軍の火藥庫、兵器廠は武装せられたる軍隊によりて警備せられたのである。斯くて、帝都は宛然戰場の如く、憲兵巡查等は東西に馳驅し、下宿屋、旅人宿、待合、料理屋等を隈なく檢索し、志士黨人を物色し、各警察に引致し來れる人員は數百に達した。而して、何れも内亂陰謀の嫌疑ありとて、彼等に命するに即時、若くは二十四時間乃至三日間を限りて東京を退去すべきこ

とを命じたのである。勿論、何等理由の説明もなく、又事實の訊糺もなく、拒む者あれば、命令違反として直ちに之れを未決監に送つた。當時、片岡健吉の如きは之れが爲め禁錮に處せられ、彼を救はんとして其不當を訴へたるものも、亦獄に投せられた。或職工及び商人は高知縣人なりと云ふの理由を以て、東京を放逐された。而して、當時、退去を命せられたる主なる者は、星亨、尾崎行雄、片岡健吉、林有造、八木原繁趾、中島信行、中江篤介、竹内綱等五百七十餘名。就中、林有造は退去命令を拒める爲め、輕禁錮三年に處せられ、尾崎行雄は此機會を利用して歐米漫遊の途に上つた。又星亨も暫く海外に遊ばんとし、將に其準備を整へしが、祕密出版事件漏洩して捕へられ、輕禁錮一年十箇月の刑に處せられ、石川島の監獄に幽閉された。斯くて、保安條例實施の數日間は、全都暗澹たる光景を呈出し、市民は只事態の異狀なるに啞然として戰慄し、帝都は恰かも千七百九十二年の恐怖時代の巴里を演出したるが如き状態であつた。

#### 四 大隈の入閣と大同團結



政府は保安條例に依り、一時志士論客を帝都より放逐し、一般の國民を戰慄萎縮せしめた。けれども、國會の開設は將に目睫の間に迫つて居つたのであるから、聰明なる伊藤は、多年抑壓せられたる在野黨は、國會開設の曉に、非常なる反撥力を以て政府に迫まるであらうと豫想し、之れを避くるの計畫に苦慮した。時に、井上外務大臣辭職し、閣員に缺員あるを幸ひとし、大隈を羅致して其部下と提携し、官僚の羽翼たらしめようと企てた。當時、大隈は改進黨を脱し、冷靜沈着、世變に俯仰して黨人の運動を傍觀して居つた。故に、伊藤は黒田清隆と謀り、大隈に會見して其入閣を促した。乍併、大隈は曾つて彼等の爲めに廟堂を逐はれたのであるから、容易に入閣を諾せざりしのである。けれども、大隈は野心滿々たる人、常に政權に接近することを熱望して居つたのであるから、伊藤及び黒田の勸誘を受けてから約半年間、陽に強硬態度を装ひ、陰に伊藤等に接近し、遂に明治二十一年二月一日、外務大臣の印綬を得て入閣するに至つたのである。大隈の入閣に對して改進黨は多少意外に思つた。而して、山縣を初め政府部内にも、大隈の入閣につき危懼の念を懷ける者があつた。其結果、伊藤は自ら退きて樞密院議長となり、黒田清隆をして總

理大臣たらしめ、漸く閣員の不滿を緩和することが出来たのである。是より先き、伊藤は内閣の歐化政策及び華族制度の復活につき、世論の頗る喧噪なるを看取し、激昂せし民心を鎮壓する一手段として二十年五月九日、先きに叙爵の選に漏れたる維新の元勳後藤、板垣、大隈、勝等に新たに伯爵を授け、華族に列せしめた。而して後藤、大隈、勝は喜んで其恩命を拜した。けれども、獨り板垣は之れを以て平生の主張に反するものとなし、固辭せんとした。而して、幕下の論客等も亦大いに之れを贊し、受爵の絶對に不可なることを切論した。愆くて、彼は吉井宮内大臣を訪うて、辭爵表の執奏を請ひ、更らに三條内大臣、黒田清隆等を歴訪して其意を陳情した。故に、板垣の辭爵問題は、端なくも、朝野の一大問題となつたのである。當時、山縣の如きは、元來、爵を授くるは陛下の叡慮に基くもの、有司の專斷に出でたるものにあらず、故に之れを辭して受けざるは勅令に背くもの、宜しく板垣に勅宣の旨を傳へて復命せしむべしと極論したと云ふことである。板垣は七月七日、更らに吉井宮内大臣を訪ひ、辭爵表を奉り、門閥の弊害を痛論し、四民をして平等ならしめたる明治の革新の偉業を讚美したのである。其要に曰く「是れ、實に我國千古の美舉而已



ならず、當に萬國に誇るに足れり。然り而して、近歲に至り又華族を以て皇室を擁護し、人民の標準たらしめんと欲するの勢を致し、新たに五等の爵を置き、世襲財産の法を設け、更らに功臣をして華族に列せしめ、特に賞財を賜ひ世々相襲がしむ。臣賤識妄りに其是非を判する能はずと雖も、其制度の得失、進退の當否、陛下の最も深く省察を加へられんことを冀ふ。……一旦國會を開き君民同治の化を敷く時は、苟くも我國人民たるもの、誰れか感激して忠を陛下に效すを願はざるものあらん哉。尙ほ何ぞ特に華族を以て帝座の擁護たらしむるを要せん哉云々と。然るに、翌八日、板垣は勅命を以て更らに優渥なる御沙汰を賜はり、七月十五日、遂に參内して拜受書を呈するに至つた。後年、彼が一代華族論を發表し、天下の輿論に訴へたのも、當時の意思が其心底に常に潜んで居るが爲めであつたであらう。之れに反し、大隈が伊藤の勸誘に依り入閣するに至りしは、彼の授爵が、彼の藩閥に對する反感を多少緩和したるに緣由するものではなからうか。何れにせよ、大隈の入閣は、當時、世人の意表に出でたるものであつた。此時に當り、獨り後藤象次郎は、保安條例によつて激昂したる人心の高潮に棹して、飽くまで政府と決戦しようとして企てた。

元來、後藤は野心満々たる人、一定の主義もなく、確乎たる理想もなく、又具體的の經綸を有する政治家でもなかつた。而して、彼の行動は時に經緯なく、其思慮は甚だ粗大暴慢であつた。けれども、彼は人を熱殺し、或は人を激發するの煽動術に於いて、一種の天才を有して居つた。彼は芝高輪臺に宏壯なる邸宅を營み、暫らく世塵を遁れて蟄居して居つた。然るに、自由、改進黨の解黨以來、人心漸く倦怠して中心人物を望むの勢ひ切なるものあるを察し、明治十九年十月、淺草井生村樓に於ける全國有志大懇親會及び翌二十年五月、大阪中ノ島自由亭に於ける有志懇親會等に出席し、盛んに志氣を鼓舞し、且つ、同年十月、自ら芝三緣亭に有志を招待し、人心の收攬に焦慮しつゝあつたのである。偶々、井上外務大臣の條約改正の失敗ありて、天下の形勢は急轉直下、人心の動搖著しく、其結果、保安條例の發布となり、人心は益々激昂し、政府反對の氣勢到る處に滿々たるを看取し、明治二十一年の晩春、彼は猛然起つて所謂大同團結の運動を開始したのである。

明治二十一年四月二十二日、彼は福島に於いて開催せられたる東北七州有志大懇親會に臨み、各派各黨、其小異を棄て、大同につき、協同一致以て其大目的を達せ



ざるべからざることを力説し、盛んに人心を煽動した。歸來、彼は雜誌『政論』を發行し、猛烈に政府攻撃を開始した。而して、彼は大石正巳、菅了法、安岡雄吉等を率ゐて、全國遊説の途に上つた。七月七日、彼は碓氷峠を越えて、信州小諸に至れば、沿道の人民篝火を焚き、『後藤不出、奈蒼生何』と大書したる大旗を立て、彼を歓迎したと云ふことである。彼は六日、上田に至り、有志懇親會に臨み、七日、長野城山館に於いて大同團結の必要を説き、民心を煽動し、八日、越後高田に入り、十日、柏崎に向ひ、十一日、長岡に於いて大演説を爲し、十二日、新潟に下り、十六日、新發田に至り、十八日、水原に入り、十九日、中條に達し、二十日、羽越の境を越えて山形縣に至り、十三日、米澤を経て、山形に達し、斯くて、東北六縣到る處に於いて、恰かも大旋風を捲き起こしたるが如く、人心を震蕩し、前後三十一回の演説を爲して、八月二十二日、東京に歸つたのである。彼は更らに九月中旬、埼玉に至り、轉じて群馬に入り、進んで千葉、神奈川に赴き、到る處大同團結の必要を唱へ、應に一世を風靡せんとする形勢であつた。彼が北越地方に於いて演説したる大同團結の大意に曰く、

凡そ政治上の事は要するに外交と内治との二つに外ならず。因て予は先づ現今我國

に於ける二者の状態如何を述べ、以て我日本帝國は目下危運に遭遇せることを證明せんと欲するなり。何をか危急の厄運と云ふ。第一、我國の外交上に於いて、已に獨立の國權を維持するに困難の跡あることは是なり。回顧すれば、外交の事は、幕政の末に始まり、爾來今日に至ては、已に前條約の期限は経過したりと雖も、夫の國辱たる治外法權の事は依然として存するのみならず、前外務大臣之れを改正せんと欲して、却て自ら對等の國權を守るに苦しみしことあるが如きは、諸君の熟知する處なり。試みに天下の大勢を通觀すれば、我亞細亞洲の形勢は果して如何なる可きか。固より、亞細亞洲は土地廣しと雖も、人口多しと雖も、今や、其土地人口は歐洲人の爲めに朝に削られ、夕に奪はれ、僅かに其所謂獨立國の面目を存する者は、實に只我日本と支那とあるのみ。其他皆已に有形上に亡滅したるにあらずや。況んや露國サイベリヤ地方の鐵道は、今現に日を送うて延長し、已に天山路を經過して、浦鹽斯德に達するは、其期遠きにあらずと云ひ、或は南方米國パナマ海峡の開鑿も、竣功已に近きに在り、若し其成功の後は、歐洲より我國に直航する僅かに二十七日にして達すると云ふ。果して此工事成るの日は、是れ歐人が容易に力を東亞に伸ぶるを得るの時なり。是れ我國の外交上豫じめ寒心すべき秋にあらずや。然れども、凡そ一國の其權を失ふや、畢竟其國民各自の人權を失ふに基するものなるに、我國民の現状は、言に言論、集會等の自由權を享有すること容易ならざる而已ならず、租税の負擔漸く重くして、人々自活の道を失ふもの、年々十萬餘口に下らずと云ふ。我國民は已に如此有様に陥るも、封建の餘習に慣れて、之れを救済する所以



を知らず、國庫の如何をも、財政の如何をも、將た又施政方向の如何をも知らず、政治上の事は恬として吾人に關係なきものゝ如くなるは、寔に悲む可きの状態なるに非ずや。夫れ已に國力減耗して國勢の危きこと斯の如く、國權の維持し難くして外交の危きこと亦是の如し、是れ實に予が大聲疾呼して、今日は我國危急存亡の秋なりと云ふ所以なり。抑々此危急の厄運を救済するの道は斷じて他に策なし、一國人民の元氣を振作し、之れを以て内政を改め、之れを以て外侮を禦ぐ只是れのみ。何を以て一國民の元氣を振作せんか、今にして大同團結を謀るにあらずんば、何の時か能く國家の元氣を興し、獨立の國權を回復するを得ん。況んや、我帝國々會の開設は將に近く十數月の後に在らんとす。今日に於いて政治上の糾合を謀り、早く代議制度の準備に着手するは、最も緊急必要なる事にして一日も之れを猶豫すべからざるなり。畢竟、予が今回漫遊の素志は、此地方團結の事を諸君に謀らんと欲するに在り。只、諸君速かに予が説を容れ、事に此に従はんことを希望に堪へざるなり。

彼の各地を遊説するや、各種の群衆は彼の壯快なる國權論に魅され、彼の慷慨なる危急存亡談に泣き、之れと云ふ理由もなく、何等の思慮もなく、又、未來の希望もなく、彼に引かれて、只其往かんとする所に従うたのである。斯くて、彼は一朝にして民間の一大巨人となつた。政府は此形勢を眺め、晏如たる能はず、其機關雜誌『政論』の發行を禁止し、大石正巳、安岡雄吉、菅了法、伊藤大器、西直資等の記者及び發行人、印刷人、編輯人等に罰金を科すると共に、種々なる手段方法を講じて彼等を抑壓したけれども、豪膽にして反撥力に強き後藤は、益々其勢力を發揮し、十二月、風雪を冒して再び東海、北陸遊説の途に上つた。而して、滿天下は一時後藤の爲めに震蕩せられんとする形勢を呈したのである。

## 五 保守中正派

後藤の勢力隆々たる際、歐化主義の反動に乘じ、陸軍中將鳥尾小彌太は其同志谷干城、三浦梧樓等と共に保守中正派なる一黨を組織し、機關雜誌『保守新論』を發刊して盛んに國粹保存論を唱へ、且つ、彼等は自由主義の政治論に反對し、欽定憲法、二局議院、民力休養等の政綱を標榜し、熱心に保守主義を鼓吹した。

### 保守中正派主意書

保守とは守成を主とし、結果を愛用するを目的とす。今此主義を明かならしめむが爲めに之れが反對を示すべし。我反對説を改進黨進等とす。この改進黨進論者は、結果を棄て、偏へに理想を目的とし、國家を改造せんと欲するものなり。此國家改造の説は其底止する所を知らず(底止すれば改進黨に非ず變じて保守となる)故に、國家を常に構造



中に置き試験中に置く者なり。若し、保守黨あつて之れを制せずんば、危険之れより甚しきはなからむ。兩説の分離するは主義目的を以て之れが名を立つるものなり。されば其實際に就て言へば、保守黨にして改むる事もあり。改進黨にして守る事もあるべし。其目的主義より生ずることなれば、其意自ら同じからず。右は余が政友に對して保守の意を辯ずるものなり。

明治二十一年冬十一月

鳥 尾 小 綱 太 識

保守中正派立黨大意

- 第一條 吾黨は我日本國內に樹立する各政黨の間に嚴立し、大中至正確乎不拔たり。
- 第二條 吾黨は我聖天子の親裁公布し給ふ所の憲法を遵奉し、皇權の尊嚴を翼賛し奉り、民權の貴重を敬維すべし。
- 第三條 吾黨は名分を正して、大義を鳴らすに臨みては、毫も忌憚躊躇する所なかるべし。
- 第四條 吾黨は上下兩院の規定權限より、立法行政の區域權限は、一に憲法の明文に恭順すべし。
- 第五條 吾黨は質素儉約を以て經國の基本と爲し、政費を節し、民力を養ひ、百般經國の大政を永遠に期すべし。

固より、此保守中正派は、極めて少數、且つ極端なる保守主義者によりて組織せられたるもの、政黨として何等の經綸もなく、又甚しい勢力も有しては居らなかつた。

而して、之れに加はりし者は、多くは頑冥固陋なる僧侶、神官、其他官僚の徒輩であつた。故に、政黨としての勢力なく、又著しい價值もなかつた。けれども、斯かる頑冥なる思想を有して居るものが、當時、國內には決して少數ではなかつた。我國の民權の發達を研究するに當つて、當時、極端なる自由主義者の反面に、かゝる頑冥なる保守主義者が、多數存在して居つたことを見通してはならぬ。表面に活動しつつありし勢力としては、兎に角常に裏面に潜在して居る所の一大勢力としては、之れを認めなければならぬ。此當時は勿論、今日に於いても、之れと略々同様の頑冥固陋なる思想が、我國民の一部に存在して居つて、常に我國の健全なる發達を害しつゝあるのである。



## 第八章 憲法の制定

## 一 憲法制定者

明治維新の新政府組織者中の最有力者は、新進銳氣の少壯者であつた。而かも、彼等の多數は、極めて下級なる武士階級に屬せしもの、寧ろ最初は特權階級に反對したる者であつた。乍併彼等が久しく政權を握り、自ら特權階級者となりたる場合、進んで其特權を拋棄する計畫を立てたかどうかは疑問である。而已ならず、明治初年の五箇條の誓文が、立憲政體の建設を豫期して宣明せられたるものであると云ふことは、史實に依つて證明せられぬのである。前にも述べたる如く、我國に於ける民選議院設立の運動は、明治六年の征韓論に對する參議の分裂により、初めて發芽するに至つたものである。若し、明治七年、板垣、副島及び江藤等により、民選議院設立の運動が開始せられなかつたならば、明治二十二年に憲法の發布を見るが如きことはなかつたらう。蓋し、我國も世界の太勢に支配され、其潮流と共に進

歩するものとすれば、早晩、立憲政體の建設を見るに至つたであらう。けれども、板垣、江藤、副島等の民選議院設立の建白書と、其後の自由民權主義者の激烈なる運動とがなかつたとすれば、國會開設は甚しく延期されたであらう。勿論、明治維新の新政府建設以來、明治十一年に至るまで、常に、政府部内の中心勢力にして、國會開設の反對者と目されて居つた大久保利通ですら、全然立憲政體の建設に反對して居らなかつたことは、當時の史實が證明して居る。明治七年、地方長官會議の建設されたるは、主として彼の意思及び計畫に出でたるものである。而して、伊藤は其述懐に於いて、大久保が立憲政體の建設に絶對的に反對しなかつたことを語つて居る。當時、大久保が國會開設に反對するの思想を有して居るものと、一般から誤解されたるは、彼が急激なる民權運動者に對して、頗る嚴格なる態度を示したからである。けれども、大久保等の意思に委ねて置いたものとすれば、立憲政體の建設は、甚しく延期されたに相違なからう。明治七年の地方長官會議の建設は、主として大久保の成案に依るものだけれども、これとても決して自動的に生じたものではない。民選議院設立の建白書が提出された爲めに止むを得ず、彼は地方長官會議



を建設する計畫を樹つるに至つた。此一事に徴しても、民選議院建設は、民権運動者の熱烈なる運動に因りて促進されたと云ふ事は疑ひない。一體、地方官會議なるものは、全く各府縣の權令のみによりて組織せられたるもの、純然たる諮問機關に過ぎなかつた。而して、其組織から云へば、明治初年の公議所と大差なかつたのである。故に、之れを以て代議政體の基礎が築かれたるものと云ふ事は出來ぬ。

地方長官會議の建設に次ぎ、元老院及び大審院が創設された。此兩者の建設は行政と立法と司法とを區劃せんとする計畫に出でたるもの、謂はゞ、立憲政體建設の準備であつた。乍併、是等も矢張り自由民権運動者の主張に基いて作られたるものである。大阪會議の結果、板垣の參議としての入閣の條件として、政府は此兩者の建設を約したのである。而して、是等も代議政體の性質を帯びたるものとは云はれぬ。而已ならず、元老院は立法機關として建設せられたけれども、事實上、其効果を顯はすことが出來なかつたのである。

我國に於いて、代議政體の性質を帶ぶる機關の初めて建設せられたるは、明治十一年にして、這是府、縣會の創設である。府、縣會は一定の人民によりて選舉された

る代表者によりて組織されたるもの、代議政體的の一機關と云ひ得られる。而して、此府、縣會により初めて、我國に於ける立憲政體の基礎が作られしものと云ふべく、府、縣會建設後十二年を経過し、國會の開設を見るに至つたのである。

前にも述べたる如く、實際憲法の制定に取り掛りしは、明治十五年三月である。明治十四年に於ける北海道開拓使官有物拂下事件の紛擾に基き、政府は其部内に内訌を生じ、且つ猛烈なる外部の批難攻撃に接して甚しく困憊し、局面展開の一策として、明治二十三年國會開設の詔敕を奏請するに至つたのである。其結果、十五年三月、伊藤は歐米諸國の代議制度調査の爲に、歐米に派遣さるゝことになつた。之れが憲法制定に關する着手の初めである。當時、伊藤に隨行したるものは山崎直胤、伊東巳代治、河島醇、平田東助、吉田正春、三好退藏、西園寺公望、岩倉具定、廣橋賢光等であつた。故に、彼等も、直接又は間接に、憲法制定に關係したものと云はねばならぬ。

斯くて、伊藤博文は約一年四五箇月を費やし、憲法調査の任を終へて明治十六年歸朝した。歸朝後、彼の制定したる華族令及び内閣制度は、憲法制度調査の副産物



であつた。勿論、此等の制度も、立憲政體建設の基礎となるべきものとして創設されたるに違ひない。而して、憲法の立案に着手したるは、明治十七年である。此年、制度取調局なるものが設置され、秩序正しく憲法の立稿に着手された。而して、制度取調局は宮内省部に設置されたのである。一體、憲法の立案が法典の編成であるとするれば、制度取調局は元老院に附隨せらるべきか、又は司法省部に設置さるべき筋のものであつたと思ふ。當時、元老院は唯一の立法機關であつた。又、當時編成せられつゝありし處の民法や、刑法は、凡て司法省に於いて立案されて居つたのである。故に、憲法の編成も此等の内で爲さるべきものであつたやうに思はれる。然るに、制度取調局が宮内省部に設置せられたるは、外部の批評を避くるが爲めであつたではなからうか。實際、憲法制定に直接關係したる金子堅太郎は、憲法草案の編成につき、人民の干渉や、輿論の闖入を避くる爲めに、出來得る限りの注意をなしたと語つて居る。當時、國民は、熱心に憲法の編成に關する事情を知らんと欲し、又、自由民権運動者は、獨逸に於けるビスマルクの感化の下に憲法制度を調査したる伊藤の政治思想につき、疑惑を有して居つたのである。故に、政府は制

度取調局を宮内省内に設置し、宮内大臣徳大寺實則をして、間接に其事務を監督せしむることにしたのである。而して、憲法の編成に直接従事したるものは井上毅、金子堅太郎、伊東巳代治等であつた。勿論、伊藤博文は凡てを指揮統轄したのである。井上毅は、曾つて自由及び改進黨に反對し、九州に於いて組織されたる紫溟會の一首領であつた。彼は漢學者にして且つ日本の古文學にも精通せしもの。彼は主として憲法の起草に従事したと云ふことである。又、金子は泰西の教育を受け、其文物に通曉して居つた人である。而して、彼は主として議院法の編成に努めたと云ふことである。又、伊東巳代治は官僚の典型と認められて居つた人。此等のにより、我國の憲法の草案は編成された。而して、其事務は主に相州夏島の伊藤の別墅に於いて遂行せられたのである。

斯の如く、我國の憲法の草案は、自由民権の思想に對する反動の空氣の中に、最も祕密に、世論を離れ、輿論の接觸を避けて編成されたのである。而して、憲法の草案成るや、之れが樞密院の審議に附せられた。當時、伊藤は樞密院議長であつた。而して、樞密院に於ける憲法の審議に列席したるものは皇族、各大臣、樞密顧問官等に



して、其主なるものは、三條實美、勝安房、大木喬任、東久世通禧、鳥尾小彌太、副島種臣、川村純義、佐々木高行、寺島宗則、榎本武揚、品川彌二郎、野村靖、佐野常民、福岡孝悌等であつた。而して、明治天皇は憲法草案の審議中、數々御臨席されましたと云ふことである。

伊藤博文は、樞密院に於ける憲法草案の討議につき、其『憲法制定の由來』に於いて左の如く云うて居る。

「樞密院の討議に於いては、陛下親しく之を統理し給ひしかば、陛下は院内に起れる種々の意見を聽き、之れに敬慮を煩はし給ふの機會を得させ給へり。隨つて、當時院内に唱道せらるる保守自由の諸説に接して、適宜の商量を加へ給ふの機會を得させ給へり。而して、當時、院の内外に於いて極端なる保守主義の暗流存せしにも拘はらず、陛下の聖斷は殆んど常に自由進歩の思想に傾き給ひしを以て、我國民は遂に現在の憲法を仰ぐを得るに至れり」と。

實際、我國の憲法は我國の傳説的政治思想と其原理との立場及び之れが編成せられ、且つ制定せられたる周圍の事情から見れば、非常に進歩したる政治思想の體現と認められ得る。乍併、此憲法は自由民権の思想に對する反動的思想の勢力の

下に、國民の批評を避け、輿論に觸れず、貴族階級の會議によりて編成され、且つ採用されたるものであると云ふことは疑ひない。故に、此憲法は我傳來の政治思想と泰西の代議政治の思想との混同とに依りて成る所の大典である。

憲法に附帶する處の皇室典範、議院法、衆議院議員選舉法、貴族院令、會計法等も憲法と同時に制定せられた。就中、議院法及び衆議院議員選舉法は、立憲政體の組織に關し、最も重要な法規である。此等が憲法の規定以外に置かれ、普通の法律制定の手續に依りて改正せらるるものとして定められたることは、偶然、獨逸の憲法制度を模倣せることに依りて起りたるものならんも、幸ひにして、我國の立憲政體は、之れにより大いに發達の活路が開かれて居る。

## 二 憲法發布

樞密院の審議に依り、憲法及び其附帶法令が悉く制定せられ、明治二十二年二月十一日紀元節の日、文武百官を新宮城正殿に集め、此處に於いて最も莊嚴なる憲法發布式が舉行されたのである。而して、明治天皇は次ぎの如き詔勅を降し賜うた。



朕、國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ、朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我カ帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト、並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ、國ヲ愛シ、公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。

朕、我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕カ意ヲ奉體シ、朕カ事ヲ獎勵シ、相與ニ和衷協同シ、益々我帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムル希望ヲ同クシ、此ノ負擔ヲ分ツニ堪ユルコトヲ疑ハサルナリ。

云ふまでもなく、國民は非常なる歡呼を以て憲法發布を迎へた。國內到る處盛大なる祝賀會は開催せられ、老若男女の別なく、欣喜雀躍歡呼の聲沸くが如くであつた。殊に、東京に於いては滿都到る處、綠門<sup>アヲチ</sup>を築き、國旗を掲げ、壯麗華美なる裝飾を爲し、花火は揚げられ、八百八町は一夜にして樂園と化せし如き觀を呈した。固より、一般の國民は憲法の何物たるかを理解せず、譯もなく、只喜んで此祝日を迎へた。而して、自由民権運動者は、幾多の志士が鮮血を流がし、産を破り、獄窓の苦を嘗め、漸く憲法發布を見るに至つたのであるから、其内容を究めもせず、其結果を考へもせずして、只其發布を歡喜したのである。勿論、彼等は簡單に之れに依り、直ちに

民権が伸長せられ、自由が與へられ、藩閥政府が斃れ、政府の壓迫が止み、租税の負擔が輕減されるものであると思惟したのである。

憲法發布と同時に、政府は西郷隆盛の賊名を除いて彼を正三位に叙し、又大赦令を發して幾多の國事犯罪者を放免した。

此日、文部大臣森有禮は、參朝の爲め大禮服を着し將に玄關より立ち出でんとしたる際、山口縣士族西野文太郎なるもの、訪問に遇ひ、自ら之れを應接間に導きたる刹那、西野の爲めに、銳利なる短刀によりて其胸を刺され、無慙なる横死を遂げた。而して、西野も又森有禮の祕書官に刺され、其場に斃れた。西野は熱心なる神道家。彼は、前年森有禮が伊勢の大廟に詣でし時、土足にて其殿上に昇り、携へし處の洋杖を以て、御簾を突き上げたることありと云ふ風説を聞き、深く其不敬と妄狀とを惡み、此の如き不敬漢をして、此千古未曾有の光榮ある憲法發布の大典に列せしむべからずとなし、遂に此舉に出でたと云ふことである。

### 三 憲法發布後に於ける政府の方針



已に憲法は發布せられ、諸政自ら變化すべきである。之れが爲め、政府は憲法發布後に於ける政府の方針を定め、翌十二日、總理大臣黒田清隆は鹿鳴館に於いて各地方長官を招待し、其席上、憲法發布後に於ける政府の施政方針を宣明した。

憲法は敢へて人民の一辭を容るゝ所に非ざるは勿論なり。只施政上の意見は人々其所説を異にし、其合同する者相投じて團結を爲し、所謂政黨なるもの社會に存在するは亦情勢の免かれざる所なり。然れども、政府は常に一定の方向を取り、超然として政黨以外に立ち、至公至正の道に居らざるべからず。各員宜しく此意を此に留め、不偏不黨の心を以て人民に臨み、撫馭宜しきを得、以て國家隆盛の治を助けんことを勉むべきなり云々。

黒田内閣總理大臣の地方長官に與へたる此訓旨に依るも、當時に於ける政府當局者の立憲政治に對する觀念を理解することが出来る。彼等は政黨の存立は止むを得ざるものと認めて居つた。けれども、政府は全く政黨の勢力を離れ、議會の上を超然として立ち、政治を行ひ得るものと考へて居つた。否、彼等は、政府は政黨及び議會以外に立たざるべからざるものと思つて居つたのである。勿論、彼等は國家の政權を、永久彼等の掌中に掌握することを希望して居つたのである。故に、

彼等が立憲制度を以て、自治制度と考へて居らなかつたことは明かである。此觀念によりて我國の憲法は制定せられ、且つ實施せられんと企てられたのである。而して、彼等の希望して居つたものは超然内閣である。

斯かる觀念を以て、我國の立憲政體が建設せられたる事は、憲法制定の主宰者たりし伊藤博文の言明に依るも明かである。當時、樞密院議長たりし伊藤も、亦同月十五日、各府、縣會議長及び府、縣會議員百餘名を其官邸に招き、次ぎの如く語つた。

我國は建國以來、皇統連續たる萬國無比の國體なれば、一國統治權の天皇陛下にあるは固より論を待たず。是れ憲法の開卷第一章の劈頭に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と舉示せられたる所以なり。次に臣民に就いて憲法第二章に其權利義務を明かにし、法律内に於ては十分に其權利義務を伸張するを得せしむ。天皇統治權の一部と人民參政權と相合同する所、即ち所謂帝國議會なり。此帝國議會の組織權限等は、憲法の明文を以て之れを規定したれども、今主なる權限の一二を舉ぐれば、法律制定權と財政權とを含有するものなり。此二權に就いては十分國會に權力を與へしものなること、憲法の明文に協賛云々と云ふによりて明かならむ。

天皇陛下が統治權を實施せらるゝに就きては、陛下自ら其施行の責に當らせらるべきにあらず。内閣ありて陛下を輔佐し奉り、統治權の施行に就き、一切其責に任ずるもの



とす。又陛下が憲法を發布せられしは、結局上下和融共に力を戮せて國威を揚げむとの御趣意に外ならず。諸君は一地方の議會に長たる人々なれば、能く此聖旨を奉體し帝國の隆盛を圖らむ事を希望す。政黨の事に就いては、人民已に政治思想を有するに至り、政黨の起るは止むを得ざることにて、已に政黨あれば又國會にて其争のあるは勢の然らしむる所なり。然れども、政府内に政黨を引き入るゝ事は、甚だ宜しからぬ事にして、政府は須らく政黨以外に獨立せざるべからず。陛下自ら統治權を以て天下に君臨し給ふに於いては、固より一視同仁彼に厚く此に薄きが如き事あるべきにあらず。然らば、陛下を輔佐し、陛下の統治權について一切其責に任ずる大臣にして、若し、政黨に關係するものとせんか、勢ひ彼に厚く此に薄きが如き事なしと云ふべからず。夫の英國の如く政黨内閣の害なき所以のものは、是れ其國民の慣習の然らしむる所にして、他國の決して模倣すべきにあらず。斯く云へば、人或は目して薩長の勢力を維持する籠絡手段なりと爲すべけれども、既往二十年間の實跡に就いて之れを觀れば、決して其然らざるを證するに足るべし。今一例を擧ぐれば、政府從來教育を盛んにし、民智を進むるに汲々たり。若し或ものゝ如く薩長の勢力を維持せんと欲せば、人民を愚愚にするに若くはなし、何ぞ人智を進めて已れに不利なることをせむや。是れ我々が藩閥政府を維持するの本旨なきを證するに足るべし。不肖博文、明治六年初めて内閣に列せしより今日に至るまで、其志す所は木戸、大久保、岩倉等先輩の遺志を繼ぎ、力の及ぶだけ我帝國の隆盛を謀らんとするに外ならず。

先きの黒田の言明と、伊藤の此主張とは、根本觀念に於いて同一である。伊藤は黒田と均しく、政府をして政黨以外に獨立せしむる必要あるとを力説して居る。而已ならず、彼は憲法制定の主宰者たりしが爲めに、英國の如き政黨内閣の組織を見ることは、我國民の慣習上不可能のことなりと主張し、暗に獨逸の憲法を模倣したるものが、正當であると云ふことを辯明して居る。而して、兩者何れも、立憲政體を建設しながら、政黨を無視し、議會を度外視して政治を行ひ得るものと考へて居つたのである。斯くて、我國の立憲政治は、此思想及び此觀念により實施の緒に着いたのである。

#### 四 大隈の條約改正策

先きに大隈重信は、井上及び黒田の斡旋に依り、入閣して外務大臣となつた。其後、伊藤は轉じて樞密院議長となり、黒田は總理大臣となつた。斯くて、大隈は漸次其羽翼を政府部内に伸ばし、政府の實權を殆んど其掌中に歸せしむるに至つた。而して、彼は井上馨の失敗したる條約改正問題を解決して一大勳功を樹てようと



企てた。彼は黒田と謀り、大同團結を唱へて在野の聲望を其一身に集めつゝありし後藤象次郎を入閣せしめて、其目的に便ならしめようとした。固より、後藤は確乎たる主義も、主張も、定見もなき者。黒田の勸誘により、多年の政友を棄て、大同團結を顧みもせずして、明治二十二年三月入閣して、逓信大臣となつた。蓋し、後藤の入閣を企てたる者は大隈である。而して、犬養毅も亦此間に處し、斡旋の勞を取つたと云ふことである。奇略縦横なる犬養毅は、後藤の大同團結を策するや、大石正巳、末廣重恭等と共に、其帷幕に參し、自由黨及び改進黨の民間黨を聯結せしめ、大いに藩閥政府に對抗せんと企てたのである。然るに、彼は、大隈が條約改正の難局に處するを知り、外部より之れを應援して其成功を期せしめんとし、後藤の入閣に對して大いに斡旋の勞を取つたのである。

大隈は條約改正に就き、井上と全く異なりたる政策を用ゐた。彼は各條約國の公使等と別々の談判を試みたのである。彼は先づ米國に向つて談判を開始し、其後、英、佛、獨、露、伊、埃等の諸國と順次談判を進行した。斯くて、條約改正の草案は略々成り、殆んど各條約國の承認を得るに至つたのである。而して、政府は常の如く其

内容を祕密に附せしが、不測も、明治二十二年四月九日、英國の倫敦タイムズに依り、其内容が暴露されたのである。其結果、條約改正に對する世論、俄かに鼎沸し、喧々囂々、震天動地の感があつた。

大隈の條約改正案なるものは、前年の井上案に比し、稅權の回收に於いて稍々優る處があつた。而して、法權に就いては、外人に内地雜居の權を與へ、舊居留地に於いて領事裁判權を存續し、且つ大審院に外國判事數名を評定官として雇傭し、百圓以上の利益又は罰金に關する上告事件の審理に參列せしめ、若し、原告或は被告が外國人たる場合には、係官の過半數は右の外國人を用ふべき規定が設けられて居つたのである。曾つて井上の條約改正案に對して猛烈なる反對ありしは、裁判所に外國判事を列せしむると云ふことであつた。故に、大隈の改正案が倫敦タイムズに依り、其内容を暴露せられたる場合、激烈なる反對を受けしは當然である。當時、外務省の翻譯官たりし小村壽太郎は、井上の條約改正案にも反對し、内部より其不調に努め、又、大隈案に對しても非常なる不滿を懷き、密かに日本新聞の杉浦重剛に材料を提供して、反對運動を援けたと云ふことである。固より、其眞偽を知るこ



とは出來ぬ。乍併、日本新聞が條約改正中止を唱へたる急先鋒であつたことは事實である。當時、日本新聞は伊藤、井上等の歐化政策に極力反對したる高橋健三、陸實、三宅雄二郎、杉浦重剛等の國粹保存主義者に依つて堅められて居つた。創立日尙淺かりしと雖も、國粹保存、條約改正中止と云ふ好題目を捉へ、盛んに政府を攻撃せしかば、著しく人氣に投ずることを得た。而して、此等の國粹保存論者は、鳥尾小彌太の率ゆる保守中正派、熊本の紫溟會、國權黨、福岡の玄洋社、等と相和し、大同協會、大同俱樂部、東京公論、東雲新聞、保守新論等と連結して、一大條約改正反對運動を開始したのである。

之れに對して改進黨の機關たりし報知新聞、朝野新聞、毎日新聞、經濟雜誌等は、大隈の條約改正案を辯護し、筆を極めて條約改正の斷行を力説した。斯くて、兩派の論争は益々昂騰し、朝に反對派の示威運動あれば、夕に贊成派の演說會あり、縦論横議、世論は實に紛糾を極めた。當時、鳥尾小彌太、副島種臣、海江田信義等は、大隈を訪うて條約改正の非を論じ、三浦梧樓、谷干城は、密かに宮中に運動して條約改正を中止せしめんと企て、井上、伊藤等も亦公然反對の態度を示したのである。此際、歐洲

漫遊の途より歸り來りたる、山縣も反對者に贊意を表した。

斯く條約改正に對する世論、喧噪なりしが故に、政府は十月十一日、閣議を開き、其方針を定めようとした。而して、多數の内閣員は中止を主張せしも、大隈は四面楚歌の裡に立ち、尙條約改正斷行を主張したのである。總理大臣黒田清隆は一旦大隈に對して贊意を表したる信義を重んじ、大隈と共に條約改正を斷行すべきことを誓つた。之れが爲め、議論二派に分れ、遂に決する能はず、十五日更らに、御前會議を開くに至つた。此時、改正の斷行を主張せし者は、黒田首相を初め、大隈、大木、河野等であつた。而して、反對せし者は、鳥尾、山縣、後藤を初め、樞密院議員の殆んど全部であつたと云ふことである。然るに、大隈は尙ほ頑として改正を斷行せんと主張せしも、大勢は已に改正中止に決して居つた。

越えて十八日、閣議終り、大隈外相は馬車を驅り、霞ヶ關の官邸に歸らんとし、將に外務省の正門前を過ぎんとせる際、身にフロックコートを纏へる一壯士の爲めに爆彈を投せられ、白煙の裡に倒れた。而して、壯士は大隈の倒れるを見るや、事已成れりとなし、自ら短刀を以て自殺した。此壯士は來島恒喜にして、筑前福岡の人、



先きに彼は玄洋社に入り、熱心に國事に奔走して居つた。彼は大隈の條約改正案に對して批難攻撃盛んなるを見るや、身を賭して其中止を計り、三千五百萬の國民の屈辱を濟はんとし、遂に大隈を狙撃するに至つたのである。而して、大隈は不幸にして隻脚を失ひ、條約改正は無期延期となつた。

## 第九章 議會開設前後

### 一 大同團結の分裂

是より先き、後藤象次郎の政友を捨て、黒田内閣に入るや、大同團結は其統御者を失ひ之れを政社組織にせんとする議論起り、遂に大同協和會と大同俱樂部の二派に別れた。乍併、犬養毅等は是等を率ゐて大隈を援け、條約改正を斷行しようとなつた。然るに、河野廣中、大井憲太郎、井上角五郎、吉田正春、大江卓等の反對に遭ひ、遂に其意を果たすことが出来なかつた。而已ならず、彼等一派は犬養を目して變節せるものとなし、其餘名をも企てたのである。固より、犬養は其餘名に服すべくもあらず、大同團結の主意書は元是れ余が起草したるもの、其主義綱領の解釋については、敢て諸君の解釋を待たず、條約改正は何等其精神に反せず」と主張し、自己の所説を確執したのである。是が爲め大同團結は更らに四分五裂するに至つた。議會開設は目睫の間に迫りつゝあるにも係はらず、大同團結は分裂し、又他に依



るべきの政黨なきを嘆じ、大井憲太郎等は海南に起臥せる板垣退助を再起せしめ、舊自由黨を再興し、同志を糾合して一大政黨を組織せんと企てた。之れが爲め、大井は其同志渡邊小太郎と共に、二十二年十一月、東京を發し高知に至り、之れを板垣に謀つた。板垣は大いに喜び直ちに之れを快諾した。故に、大井等は再び東京に歸り、其準備に着手したのである。然るに、舊大同團結の大同俱樂部派の杉田定一、高橋基一等は大井等に後るゝこと半月、又高知に來り、板垣に對し、自由黨再興は決して天下に大を爲す所以にあらざること説いた。而して、彼等は大同協和會と大同俱樂部とを集めて一團となし、愛國公黨を再興せんとし、板垣も亦之れに贊した。之れが爲め、大井憲太郎、内藤魯一、永坂八郎等は板垣の前言を食みたるを咎め、痛烈に彼を批難した。其結果、二十二年十二月二十日、大阪に開かれたる愛國公黨創立會は、其創立を全うし得ずして單純なる舊友懇親會に終つたのである。斯くて、大井等は、遂に獨力自由黨を再興せんと企て、翌年二月二十日、江東中村樓に於いて同志と謀り、自由黨結黨式を擧げた。而して、其牛耳を取りしものは、大井憲太郎、新井章吾等であつた。

當時、井上角五郎、大江卓等は舊大同團結の一派大同俱樂部の中堅となり、大井等の自由黨に對抗して居つた。而して、板垣退助は大阪に於ける愛國公黨組織の頓挫以來、鬱々として居りしが、別に新たに愛國公黨を組織せんと企て、二月二十五日、遂に其結黨式を東京に擧げんとし、其準備に着手した。然るに、後藤象次郎の直參派なる大同俱樂部及び舊自由黨の壯士に妨げられ、此等と青年自由黨、平民同盟會、横濱住民俱樂部等に屬する壯士と將に衝突せんとした。偶々、青年俱樂部の調停に依り、自由、大同、愛國の三派に交渉を重ね、暫らく愛國公黨の結黨式を見合はすることになつた。五月十四日、此等三派の委員、吳服橋外の柳屋に會し、茲に庚寅俱樂部を組織し、自由、大同、愛國の三派皆解散し、之れに九州政團を加へて、八月二十五日、新たに立憲自由黨なるものを創設した。其黨名、主義、綱領は次ぎの如くである。

一、黨名 立憲自由黨

一、主義 自由主義

一、綱領 皇室の尊榮を保ち、民権の擴張を期す、内事は干渉政略を省き、外交は對等條約を期す。

代議政體の實を揚げ、政黨内閣の成立を期す。



## 二 民黨合同の失敗

國會開設已に決定せしかば、曾つて解散せられたる幾多の政黨結社は再興せられ、又他に新たなる政黨及び朋黨等各地に組織せられ、政黨結社の簇出は恰かも雨後の筈の如くであつた。斯くして、民黨の大合同を唱ふるものあり、先づ九州の進歩主義者、鹿兒島同志會、佐賀郷黨會、長崎同志會、福岡三州俱樂部、政談社、大分改進黨、宮崎大同派、熊本改進黨等の九州同志聯合會は河島醇、岡田孤鹿、田中賢造、志波三九郎、狩野雄一等を上京せしめ、自由黨大同俱樂部、愛國公黨等の舊自由系の諸士と合同を畫し、之れに立憲改進黨をも加へて一大民黨合同團を作らんと企てた。改進黨の島田三郎、加藤政之助、藤田茂吉、犬養毅、高田早苗等は熱心に之れに贊成した。然るに其黨員の大部分は、偽黨撲滅運動及び條約改正問題に對する自由黨の怨恨を忘るゝ能はずして反對したのである。就中、尾崎行雄の如きは、朝野新聞に依り合同の不可を痛論した。而して、舊自由黨員中にも感情上、改進黨との合同を快しとせざるものが少くなかつた。殊に、平素官僚系に接近しつゝありし井上角五郎

等は、百方合同運動の妨害を試みたのである。けれども、九州同志聯合會員の熱心なる努力と幹旋とにより、八月十二日、各派の代表者は河島醇の邸宅に會合し、一應熟議を試みることになつた。然るに、自由派は其綱領中に於ける自由主義云々の文字を固執して譲らず、改進黨も亦その名辭に没頭して之れに下らず、遂に民黨大合同の計畫は不可能となつたのである。

此間、即ち三月一日、第一回の衆議院議員選舉が執行された。第一回の選舉は其後の選舉に比較して最も眞面目なるものであつた。政府は、選舉に就き無經驗なりしが故に、頗る自重し、且つ第一回の總選舉として外國の批評を恐れ、慎重なる態度を取つた。而して、被選舉人も、選舉人も、選舉に馴れざりしが故に、自然眞面目になつた。而已ならず、彼等は一度議會が開會せらるれば、忽ちにして藩閥政府は倒され、壓制政治は取り除かれ、租税の負擔は輕減され得るものと豫想して居つたのである。故に、選舉民は忠實に其選舉權を行使した。當時、選舉權を有せし者四十五萬零三百六十五人、棄權したるものは僅かに二萬七千六百三十六人であつた。乍併、政治熱盛んにして小政黨、小政派到る處に存在し、第一回衆議院議員たるの名



譽を得んとする者多數なりしが故に、被選舉人の競争は頗る激烈であつた。而して、開票の結果を當時の黨派別にすれば左の如くであつた。

中立派	六十九名	大同俱樂部	五十五名
立憲改進黨	四十六名	愛國公黨	三十五名
保守黨	二十二名	九州進歩黨	二十一名
自由黨	十六名	自治黨	十七名
官吏	十八名	不明	二名
合計	三百名		

衆議院議員の總員は三百名、人口約十二萬人毎に一名の議員を選出する割合。選舉區は小選舉區制であつた。選舉人は滿二十五歳以上の男子、被選舉人は滿三十歳以上の男子、兩者何れも直接國稅十五圓以上を納め、選舉人名簿調製以前一年以上其府、縣内に於いて定住する者と云ふ規定であつた。斯く人口に比すれば選舉權を有する者極めて少なく、人口の約百分の一の割合であつた。而已ならず、被選舉人に對しても財産上の制限を有せしが故に、當時の被選舉人は、數々親戚朋友より財産所有の名義を借りて、漸く其資格を整へたのである。

當選せられたる議員中、中立派が最も多數を占めて居る。而して、中立派は保守的傾向を帯びたるもの。又、官吏十八名は當然保守黨或は官僚派と思想及び感情を均しくする者であつた。自由黨、大同俱樂部、愛國公黨は主として舊自由黨に屬せし者。而して、自由黨系の議員と、改進黨系の黨員とは藩閥政府に對し快からざりし者、感情上より兩者の合同を畫することは不可能であつたが、政府に對し一致の歩調を取らうと云ふことは、兩者の間に略々誓約されたのである。

選舉後、政黨の組織は變更され、中立派の一部は大成會を組織し、自由派は立憲自由黨として團結するに至つた。而して、議會開會前に於ける主なる黨派別、黨員及び彼等の色彩は大體に於いて次ぎの如くであつた。立憲自由黨百三十名、改進黨四十名、兩者は明かに政府反對の態度を示せる者。而して、大成會は七十名、國民自由黨は三十五名、無所屬及び中立議員は二十五名、此等は概して政府と多少の意思及び感情の疏通を得て、政府に接近すべき態度を示して居つたものである。

衆議院議員の選舉を終り、衆議院の組織成ると共に、貴族院令に基き貴族院も亦組織された。貴族院議員は皇族及び公、侯、爵を有する者と、伯、子、男、爵間に於いて互



選せられたる伯子、男爵の代表者と、國家に勳勞あり且つ又學識あるものにして、特に敕選せられたるものと、各府、縣、都、市の多額納稅者より選出されたる彼等の代表者である。斯くて第一議會に於ける貴族院の總數は二百五十人であつた。貴族院議員の資格及び組織については、此當時と現今と大差ない。

### 三 第一議會の政戰

先きに條約改正の失敗に因り、黒田内閣の倒るゝや、後繼内閣の組織につき、頗る行き悩みを生じた。藩閥政治家は何れも條約改正失敗の跡始末と、遠からず創設せらるべき第一議會に對する困難とを豫想し、内閣組織の大任を帶ぶることを躊躇逡巡したのである。故に、内大臣三條實美は大命を奉じ、臨時首相となり、暫く政務を取るに至つた。後ち、山縣有朋内閣總理大臣となり、内閣組織の任に當つた。而して、山縣内閣の閣員は左の如くであつた。

内閣總理大臣	伯爵	山縣有朋
大藏大臣	伯爵	松方正義
内務大臣	伯爵	西郷從道

司法大臣	伯爵	山田顯義
外務大臣	子爵	青木周藏
陸軍大臣	伯爵	大山巖
海軍大臣	子爵	樺山資紀
文部大臣		芳川顯正
逓信大臣	伯爵	後藤象次郎
農商務大臣		陸奥宗光

山縣内閣の組織に臨み、臨時總理大臣三條實美の奏疏に基き、内閣官制に多少の改正を爲された。即ち、内閣總理大臣の權力を少しく制限し、法律、命令等に主務大臣の副署を要する制を設け、且つ各大臣の内閣會議に列すべき規定を定めたのである。蓋し、這は立憲政體の建設に備ふる爲めであつた。而して、山縣内閣は成立後幾何もなくして各地方官に訓令を下し、政黨政派に處すべき道を示した。其訓令の要に曰く、

各位は宜しく屹然として中流の砥柱たるべき而已ならず、亦宜しく人民の爲めに適當の標準を示し、其偏頗を抑へ、向ふ所を謬らざらしむることを勉めざるべからず。(中略) 要するに、行政權は至尊の大權なり、其執行の任に當る者は宜しく各種政黨の外に立ち、引援附比の習を去り、専ら公正の方向を取り、以て職任の重きに對ふべきなり、云々。



山縣の此訓令と、先きに、黒田清隆が地方官に宣明したるもの、及び伊藤博文の府、縣會議長及び議員に言明したるものとは大同小異である。何れも、行政官は議會開設後と雖も政黨政派に獨立し、彼等の上に坐し、彼等を離れて政治を行ひ、上より國民を支配すべきものであると云ふ主意に外ならぬ。斯くて、彼等は議會建設後と雖も、政治の實權は永久彼等の掌中に收むべきもの、又收めなければならぬものと考へて居つたのである。此思想により山縣内閣は、第一回の帝國議會に臨んだのである。

議會開會前、政府は其必要に應じ、如何に嚴重にも言論の自由を拘束し、民間黨の批評を避くることが出来たのである。然るに、議會開設後、外部に於いては兎に角、議院内に於いては言論の自由を拘束することは不可能である、又政府當局者は議員の質問に答へ、其批評に耳を貸さねばならぬのだ。恐らく、藩閥政治家は議會に於ける言論自由の結果を豫想して居らなかつたらう。蓋し、彼等が議會開設後に於いても尚ほ各政黨政派の勢力に獨立して、彼等の勢力を維持し得ると豫想したりしは、議會に於ける言論の自由より生ずる影響を、深く考慮しなかつた爲めであらう。

果然、議會開會後、政府は、議會の質問に次ぐに質問、批評に次ぐに批評、批難に次ぐに批難を以てせられ、之れに對する術策盡き、甚しく困憊せしめられたのである。在野黨は多年政府の壓迫に遇ひ、無念の恨みを忍び居りたるもの、今や、言論の自由は與へられ、公然直接、政府の政策を論議し得る機會を得たのである。彼等の意氣軒昂、如何に猛烈なる勢ひを以て政府に肉薄したかは推測することが出来る。彼等は、破竹の如き勢ひを以て、政府の諸政策を批評論難したのである。就中、彼等の條約改正に關する政府攻撃は實に猛烈なるものであつた。彼等は初め條約改正に關する外交問題を以て、政府と戦はんと試みた。けれども、實際に當り、單に言論上の攻撃を以ては其效果の少なきを覺り、遂に民力休養、經費節減の大綱を掲げ、財政問題により政府に肉薄せんことを企てたのである。

斯くて、民黨は自由黨の大江卓を舉げて豫算委員長となし、改進黨の尾崎行雄、阿部興人を以て理事となし、豫算委員六十三名中、其多數を彼等の手に收め、豫算案に對し、左の如き査定方針を樹て、以て其進行を圖つたのである。

一、憲法第六十七條規定の歳出節減に關しては、委員會は政府の同意を求むるの手續を



要せざる事。

- 一、深く官制に立入りて豫算を審査すべき事。
- 一、官制改革の要求は、委員會之を爲さずして有志議員の之を爲すに一任する事。
- 一、非職給を全廢する事。
- 一、官舎を廢止する事。
- 一、秘書官、知事、裁判所長の交際費を廢止する事。
- 一、旅費規則を改正する事。

此査定方針に依り、豫算委員は豫算案の審査を進行し、査定案を整理確定し、一月八日の議場に於いて、委員長は口頭を以て審査の経過及び結果を報告した。而して、此査定案には、各局廢合、人員配當、俸給並に旅費給額等の諸表が添へられたのである。査定案は各省經費に多大の削減を施し、豫算の編制を改め、其款項を増減變更したのである。而して、歳入總額八千三百三十六萬二千五百三十二圓に對し、八百八十八萬零七百三十四圓を削減した。斯くて翌九日、將に豫算本會議に入らんとするに當り、大藏大臣松方正義は査定案に對して政府の意見を發表し、「査定案の歳出削減は激甚にして、行政機關の運轉を阻害するものなるを以て、政府は不幸にして之に同意する能はず」と主張した。然れども、議會は之れに耳を傾けず、豫算案

の爲めに全院委員會を開き、連日審議し、民黨の勢力頗る強盛にして、査定案を支持して動かす、二月三日、其全部を容認した。此際、壯士橫行、民黨議員に暴行を加ふる事頻々であつた。是より先き、全院委員會の審議中、議員西毅一は「査定案の歳出削減は頗る急劇に失し、且つ法律に背反するものなり」との理由を以て、査定案廢棄の緊急動議を提出した。然れども、此動議は百二十五に對する百四十一を以て遂に敗れた。而して、全院委員會將に結了を告ぐるや、大谷木備一郎は「豫算査定案、其他豫算に關する各修正案を一括して再審議に付すべし」との緊急動議を提出せしむ。是亦百二十五に對する百三十四を以て否決の運命を見るに至つたのである。此他幾多の動議は提出せられた。就中、最も注目すべきものは坪田繁の憲法第六十七條の規定に對し、歳出廢除削減に關する動議であつた。此動議の要點は「憲法第六十七條記載の歳出に關する廢除又は削減の議決は、政府の同意を求むる爲めの議決とす。而して、同上歳出に關し政府の同意は、本院に於いて政府の同意を求むる爲めの議決後直ちに之れを求むるものとす」と云ふことであつた。乍併、本案も亦九十三に對する百卅八を以て否決されたのである。是に於いて、大藏大臣松



方正義は議會に臨み『憲法第六十七條記載の歳出の廢除削減は其確定前、一院毎に政府の同意を求めざるべからず』と主張した。されど衆議院は更らに之れを省みずして議事を進行し、二月十六日、歳出經常部の議事を結了した。此日、總理大臣山縣有朋及び大藏大臣松方正義は再び議場に臨み、飽く迄査定案反對の態度を言明した。山縣は『徒らに經費節減を計り、一定の國是に乖り、遂に國家の長計を誤るべき査定案の如きは、政府の斷じて同意する能はざる所なり』と主張し、又、松方は議會が會計年度切迫の際、急激なる經費に削減を加へんとするを無責任なりと難し、議會若し不都合なる決議を爲す時は、政府は憲法の命する所に隨つて不得止決意するの外なし』と解散の意を暗示し、議會を威嚇せんと試みた。けれども、破竹の勢ひを以て進行しつゝありし議會は、之れに依りて躊躇すべくも非ず、遂に査定案を可決した。時に、天野若圓は左の緊急動議を提出した。『憲法第六十七條に規定しある三個の歳出に付、本院に於て廢除削減せんと意思を定めしものは、本院確定議以前に於いて政府の同意を求めんとす』と。而して、此緊急動議と同意議の動議は已に二回議場に上り、論議を盡して否決されたのである。故に、嚴しき議院制の通則

から言へば、此動議は動議として成立せしめらるべき性質のものではないのである。然るに之れが動議として成立し、剩へ前二回の決議をも翻へし、百零八に對し百三十八を以て可決されたのである。此間、已に議員間に多少の動搖ありしとは、前後の採決票の相違に依りて明かである。之れに就いては後段に於いて述べよう。

兎に角、此動議の可決に依り、衆議院は各豫算議定書全部を政府に送致し、憲法保障の歳出廢減の全院委員會の議決につき政府の同意を求めた。勿論、政府が之れに同意すべき筈はない。政府は、衆議院の豫算修正案は官制を變更せんとする點に於いて、豫算議定權の區域を超越し、且つ法律の成文を以て規定したる事件を、豫算によりて變更せんとするものなれば全く其分界を誤れるもの、斯の如き豫算の變更は行政の責に當るべき者の實施し能はざる所なりとの理由に依り、其同意を峻拒し、衆議院に再考を促した。而して、政府の此覆牒に就いては、貴衆兩院議員間に於いて議論百出し、衆議院に於いて、島田三郎等は左の質問を政府に呈した。

第一、憲法上の大權に基ける既定の歳出も、政府の同意を得れば之を廢除削減することを得べし。然るに、之を以て豫算議定權の區域を超越せりと言はば、同意を求むる議決をも之を爲すを得ずとの趣意なる乎。



第二、衆議院は法律の成文を以て規定したる事件を豫算に依りて變更せんと試みたるが故に、乃ち政府の同意を求めたるなり、然るに之を以て豫算議定の分界を誤れりとなす趣意如何。

第三、政府が査定案に同意せざるは、其費目削減の精神、政府の方針と相反するが爲乎、將來會計期日切迫の爲め乎、假すに時日を以てすれば幾何の經費を削減せんとする乎。

之れに對して、政府は豫算案通過後に至る迄答辯しなかつた。責任を重んずる政府當局者であるなれば、斯かる質問に接しては即答せねばならぬ。然るに、我國の政府當局者は、此當時而已ならず、今日に於いても重要な問題に對しては決して即答せぬ。這是議會の追窮を避け、責任を免るゝ便利なる方便である。果然、政府は島田等の質問に對し、豫算案通過後次ぎの如く答辯した。

第一、憲法第六十七條は既定の行政組織を基礎とする上に於て、費額の廢除削減に對して同意を求むべきを云ふものにして、行政組織其物に對して同意を求めて之を改革することを得べしと云ふに非ず。豫算議定の際恣に官制を改革するを許さば、憲法

第十條は遂に其勢力を失ふに至らん。

第二、豫算は法律の基礎の上に編制せらるべきものなり。法律の改廢を豫期して豫算を編制するが如きは、本末前後の順序を誤るものにして、若し、其法案にして成立せざれば豫算の支出は法律に據らざる支出と爲るべし。

斯の如く、豫算の再審議に就き政府と衆議院との確執容易に解けず、豫算の成立は甚だ覺束なき形勢を呈した。此時に當り、三崎龜之助は一動議を提出した。此動議は、再び政府と交渉して豫算を成立せしめん爲めに、九名の特別委員を舉げ、之れに政府との交渉を付託せんと云ふのであつた。之れに對し、民黨は必然反對したけれども、動議は百十七名に對する百五十名を以て遂に可決せられ、是に依り、漸く局面が展開せられたのである。以來、豫算審査特別委員は數次政府と交渉を重ね、幾多の曲折を経て、政府をして遂に原案より六百三十一萬餘圓の削減を承諾せしめ、之れを議會に報告し、結局百二十五に對する百五十七を以て特別委員の報告を是認し、漸く豫算案の通過を見るに至つたのである。

貴族院は衆議院より豫算案の送付を受け、憲法第六十七條の規定せる歳出の廢除又は削減に關して政府の同意を求むるの時期及び手續等に就いては、衆議院の決議を是認して、審査の方針を定め、其審議を進行した。是より先き、衆議院に於いて豫算案討議中、會期満了に迫り、政府は止むを得ず會期を九日間延期したのである。故に、貴族院に豫算案が送付せられたる時には、會期僅かに四日を餘すのみで



あつた。されば、貴族院は一瀉千里に議事を進行し其全部を是認し、會期の最終日に之れを通過し、爰に漸く豫算案の成立を告ぐるに至つた。

蓋し、政府は衆議院との折衝に就き甚しく困憊した。特に豫算案の成立に對する苦心苦慮は實に察するに餘りあるものであつた。從來、藩閥政治家は、若し政府の行動を嚴密に批評、批難するもの、又は政府を攻撃するものあれば、恣に法律法規を制定し、彼等を威壓萎縮せしめて居つたのである。而して、彼等は之れに對する幾多の經驗を有して居つたけれども、議會に對する經驗は全く絶無であつた。且つ、議院内に於いて議員は言論の自由を與へられて居る。而已ならず、政府は如何にしても、彼等の多數を得なければ、政府の生命たる豫算案の通過をも圖ることが出来ぬのである。故に、藩閥政治家は第一議會の劈頭に於いて、先づ此苦き經驗を嘗めた。固より憲法第六十七條の規定に係はる、豫算議定權を以て官制を左右し得べきや否やと云ふが如き問題は、責任内閣の存立する處に於いては、敢へて顧慮するに足らぬものである。乍併、這是超然内閣に對しては、其權威の消長に關する重大問題である。故に、政府當局者は官制を變更せざるべからざるが如き豫算の

廢除削減は、議定前政府の同意を得ざるべからずと主張せしは當然である。而して、民黨議員が政府の全然同意すべからざる斯かる問題を提げ、政府に肉薄し、且つ豫算案に對し約一割以上と云ふが如き大削減を試み、政府を苦しめんと計畫せしも亦當然である。彼等は政府の橫暴抑壓に對する多年の鬱憤怨恨を、議會開設に臨み、一時に霽さんと欲した。されば、彼等の政府に對せし態度、稍々其常軌を逸するに至りしは自然の趨勢と云はねばならぬ。

斯くて、政府は豫算案の通過を計る爲めに、政黨に對し其態度を一變しなければならなかつた。從來、政府は其反對黨を處分するに、専ら威壓強制策を用ゐて居つた。然るに、政府は今や表面に於いて、解散を叫んで民黨を威嚇し、裏面に於いて、盛んに議員懐柔策を行つたのである。山縣首相は内閣組織後、間もなく地方官に對し訓令して『政權執行の任に當る者は宜しく各種政黨の外に立ち、引援附比の習を去り、専ら公正の方向を取り、以て職任の重きに對ふべきなり』と述べ、自ら其政黨に對すべき態度を言明した。然るに、政府は議會に臨み、直ちに自ら此言明を破らなければならなかつたのである。政府は議會に於ける民黨の形勢容易ならざるを



見るや、品川彌二郎、白根專一等をして先づ大成會及び國民自由黨を懐柔せしめ、以て政府の與黨となし、陸奥宗光、後藤象次郎等をして自由黨員の切り崩しに従事せしめた。而已ならず、松方藏相は解散を仄して議員を威嚇し、且つ與黨をして豫算案に對し、幾多の修正案及び緊急動議を提出せしめ、盛んに議事の進行を妨害せしめたのである。然るに、民黨は容易に之れに屈せざりしが故に、政府は殆んど議會を解散せんと企てた。けれども、獨り陸奥宗光は第一回の議會を解散すれば、痛く外國の批評を受くべきことを慮れ、最も強硬に反對せしが故に、遂に解散を中止するに至つたのである。而して、専ら懐柔政策により豫算案の通過を計つた。當時、如何に政府の懐柔策が盛んなりしかは、次ぎの事實に依つて略々知ることが出来る。豫算審査特別委員の政府との交渉の結果、八百八十八萬圓の削減を六百三十一萬餘圓に變更し、豫算案を通過せんとするについても多數の民黨は尙ほ頗る不満であつた。けれども、林有造、片岡健吉、植木枝盛、小林樟雄、大江卓、竹内綱、鈴木重遠等二十九名の自由黨員が遂に裏切りして之れに賛成したのであるから、豫算案は容易く通過した。之れに對し、中江兆民は甚しく憤慨し、アルコール中毒の爲めに其職

に堪へずとの口實にて辭表を呈出し議會を去つた。而して、中江兆民の此辭職は政府に懐柔せられたるものに對する憤慨の結果であつた。如此、山縣内閣は第一議會の劈頭に、於いて、管に其言明に背き、政黨の外に立つ能はざりしのみならず、自ら求めて、政黨に接近し、遂に、政黨を濁流の中に投ずる惡慣例を作つたのである。

#### 四 松方内閣の成立

兎に角山縣内閣は惡戰苦闘して八千三百三十六萬二千五百三十二圓の歳入總額に對し六百三十一萬二千一圓と云ふ大削減を承諾し、容易く第一議會を無事に閉會することが出来た。乍併、此削減は豫算案原案の總額に對し、約八分に當る巨額である。若し、政府の豫算案が最も嚴密に、最も經濟的に編成せられしものとなれば、斯かる多大の削減は、どうしても政府の承認し得らるべきものでない。然るに、政府は此削減に應じ、何等の故障なく政務を執行し得たのである。而して、議會の開設ありしが爲めに、國民は第一回の議會に於いて此巨額の負擔を免かれたのである。



乍併、山縣首相は第一回帝國議會に於いて、政黨に對する折衝の意外に困難なるを實驗し、其煩累を脱せんとして辭意を生じた。且つ、偶々、内外諸政に關し閣員と所見を異にし、彼に議會閉會後間もなく闕下に伏して骸骨を乞うた。然るに、容易く其後任者を得ざりし爲め、暫らく留まりて國務を變理し、漸く五月六日に至り、大藏大臣松方正義を推薦して内閣總理大臣の印綬を受けしめたのである。而して、他の閣員は凡て留任した。

松方内閣成立後、僅か五日にして所謂大津事件なるもの勃發し、甚しく天下を震駭せしめた。所謂大津事件とは、當時觀光の爲めに來遊しつゝありし國賓露國皇太子ニコラス殿下を、其護衛巡查津田三藏が、滋賀縣大津に於いて襲撃したる事件である。是より先き、露國はシベリア鐵道の敷設を計畫し、盛んに極東發展策を講じつゝあつた。之れが爲め、露國皇太子は鐵道沿線視察を兼ね、我國に觀光の爲め來遊されたのである。當時、我國民は一般に露國のシベリア鐵道の敷設を以て、東洋侵略の計畫と解釋して居つた。故に、露國に對する國民の感情は稍々險惡であつた。而して、無智なる津田三藏も亦此感情に囚へられ、躬護衛巡查たる重任を帶

べるにも係はらず、露國皇太子を襲ふに至つたのである。幸にして、一行の車夫等身を挺して津田を遮ぎり、爲めに大事に至らずして止みしと雖も、事國際上に關する事なりしが故に、内閣は其善後策につき頗る苦心した。而して、内閣は滋賀縣知事冲守固、同警部齋藤秋夫の職を免じ、又内務大臣西郷從道及び外務大臣青木周藏を辭職せしめ、以て露國に對する謝罪の意を表し、漸く其解決を得たのである。此機に臨み、松方首相は更らに閣員を更迭し、品川彌二郎、高島綱之助、大木喬任、田中不二麿等を入閣せしめ、新内閣を組織した。閣員の配置は左の如くであつた。

内閣總理大臣兼大藏大臣	伯爵	松方正義
文部大臣	伯爵	大木喬任
外務大臣	子爵	榎本武揚
逓信大臣	伯爵	後藤象次郎
海軍大臣	子爵	樺山資紀
農商務大臣		陸奥宗光
陸軍大臣	子爵	高島綱之助
司法大臣	子爵	田中不二麿
内務大臣	子爵	品川彌二郎



蓋し、司法大臣山田顯義が其職を辭するに至りしは、彼が多年心血を凝ぎし商法典の施行を延期せられたると、大津事件に關する津田三藏の處罰につき其主張の容れられざりしが故である。彼は津田三藏を罰するに皇室に對する罪を以てせんことを主張した。然るに、大審院長兒島惟謙固く司法權の尊嚴を唱へて、之れに應せず、而して津田を罰するに謀殺未遂を以てし、無期徒刑の判決を下した。之れが爲め、山田司法大臣は自ら責を引いて辭職したのである。

松方内閣は前議會に於いて、大削減を受けたる豫算案を實行しなければならなかつたのであるから、成立後幾何もなくして官制を改革し、行政整理、經費節減を實行した。而して、内務大臣品川彌二郎の名を以て、訓令を地方官に發し、施政の方針を宣言した。其訓令に曰く、

不才彌二郎茲に内務大臣の職を辱うす、固より此重任に膺るの器にあらず。加之、比年宿病身に在り復平昔にあらず。然れども、聖恩優渥、感激の餘り樛櫟の才羸弱の身を忘れ、敢へて決然起つて大命を奉するに至れり。只一片の至誠以て上下の情を貫き、聖恩に對へんことを期するのみ。

内政の要は地方制度に在りて、地方自治の制は國家組織の基礎なり。誠に以て此基礎

を鞏固ならしめんと欲せば、徒に形式の完備を求めず、實力の養成を謀らざる可らず。然り而して地方制度の實施稍々緒に就くと雖も、未だ全く完具の域に進みたりと云ふべからず、益々自治の精神を啓發し、該制度施行の目的を達せざるべからず。

社會の秩序を保ち衆庶の安寧を持するは警察の務めなり。蓋し、警察の要は機に臨み變に應じ、寬嚴宜しきを得、保護を主として威嚴を事とせず、公と愛とを以て衆庶を待ち、常に此二義を服膺し以て其實效を擧ぐるにあり。

今や、立憲の治既に成り、典章制度大いに備はれり、隨て法條漸く繁密を來たし、政費も亦増加するを免かれず。是れ勢の止むを得ざるものなり。然れども、制度の進歩は實力の増殖と競ひ行き相伴はざるべからず。須く勤儉着實を主とし、苟くも形式の外飾に泥まず、國家前途の實力を涵養せんことを勉めざるべからず。

行政の目的は公利公益を増進するに在り、而して此目的を達するは専ら當局者の行政如何に依るものとす。當局者たるものは宜しく茲に注意戒心し、簡易敏活を主として以て其實を擧げられんことを要す。

以上掲ぐる所のものは内政の大綱にして、其細節に至りては事に方り、物に就き開示するものあらんとす。夫れ内務省の地方に於けるや、譬へば猶頭首の肢體に於けるが如し。其精神脈絡相互に貫通するに非れば、施政の成功得て期すべからず。是れ今日特に各位に告ぐる所以なり。希くは各位之れを諒せられよ。

内務大臣品川彌二郎の地方官に與へし此訓令は、取りも直さず、内閣の内治に關



する方針の言明であつた。而して、自治制度の啓發、警察の要務、實力の養成、行政官吏の力行等を述べ、其言辭は頗る巧みである。乍併、其根柢に潜む處の思想は、固より代議政治の思想ではない。官吏と云ふ特別の一階級が人民を支配する方針である。此訓令中に人民をして政治に參與せしむるとか、或は人民の意思に依り政治を行ふとか云ふ方針は、更らに述べられて居らぬ。「地方自治の制は國家組織の基礎なり」と云うて居る。乍併、地方官に訓旨する處のものは自治の實現に在らずして、地方官の人民統治の方針である。元來、地方官なるものは官吏と云ふ特別の階級者である。之れが上より人民を統治することは全く自治の精神に反することである。乍併、之れが松方内閣の内治に關する方針であつたのである。

##### 五 政黨の變動及び大隈の免官

松方内閣は官制改革を執行し、行政整理、經費節減を行つた。けれども、其官制改革、經費節減は第一議會に於いて政府が民黨に表示したるものとは頗る隔つて居つた。而して、俸給の減額は僅かに六十萬圓に達したのみである。之れが爲め民

黨は早くも松方内閣に對し不滿の意を有するに至つた。

民黨即ち自由、改進黨の兩黨は、第一議會に於いて相携へて政府に反抗した。而して、兩者提携の稍々有力なることを彼等に、自覺せしめた。從來、兩黨は歴史上及び感情上、全く一致の歩調を取ることは出来なかつたのである。然るに、第一議會に於ける偶然一致の歩調が、兩者提携の有力なることを自然に表現したのである。爾來、兩者の感情益々融和し、意思の疏通を來たし、提携の期を熟さしめた。此時に當り、中江篤介等兩黨の間に斡旋し、遂に自由黨總理板垣退助と改進黨前總理大隈重信との會見を見るに至つた。明治二十四年十一月八日、板垣退助は大隈重信を早稻田に訪ひ、久濶を叙し、共に時事の日に非なるを慨し、後輩を指導して憲政に貢獻せしめんことを約した。而して、此兩首領の會見は兩黨員に多大の快感を與へ、兩黨自ら相提携して政府に當らんとする氣勢を示した。松方内閣は此形勢を傍觀し、心穩かならず、甚しく大隈の態度を嫌厭し、彼が其樞密院顧問官たるの身を以て、在野政黨の首領なる板垣と會見せしが如きは官規を紊亂するものとなし、旨を諭して彼を辭職せしめたのである。是に於いて、大隈は官職の係累を脱却し、盛ん



に政論を逞うするに至つた。而して、民黨の對政府反對の氣勢は之れがため更らに一層昂騰したのである。

此時に當り、曾つて政府の與黨たりし大成會は、黨内に内訌を生じ、會員中政府の驅使に甘んじ能はざるもの、相集つて一派を爲し、巴俱樂部と稱する一團を作り、獨立民黨たることを標榜した。而して、之れも亦間接に民黨の勢力を増大せしめたのである。

大成會の他の一派にして平生官憲に接近することを希望せし者は、別に相結びて共同俱樂部を組織し、純然たる吏黨として新議會に臨み、政府を擁護する計畫を立てた。此外、前議會に於いて民黨の信條を捨てし自由黨中の一派は、新たに自由俱樂部なるものを組織し、最初は稍々曖昧なる態度を示しつゝありしも、民黨の勢力日に旺んなるを觀取し、之れも亦民黨と行動を共にせんとする態度を表現した。斯くて、民黨の勢力は益々昂騰した。之れに反して、純然たる吏黨を以て目ざるべきものは共同俱樂部の外、一二の小黨ありし而已である。而して、内閣は此有力なる民黨に對し、微々たる吏黨の聲援に依り、第二議會に臨まねばならなかつたのである。

ある。

## 六 第一回帝國議會の解散

第一回帝國議會に於いて、民黨は遂に政府をして六百三十拾一萬餘圓の政費削減を執行せしむるに至つた。乍併、民黨の畫策は主として藩閥政府を苦惱せしめんとするものにして、國民の負擔を軽減せんとするの根本的趣旨に出でしものならざりしが故に、歳出の削減に重きを置き、歳入に對しては、歳出に對するが如く周到綿密なる調査と審議とを盡くさなかつた。故に、政府の經費は豫算案に基き稍々軽減せられしと雖も、歳入に於いては甚しき相違を生じなかつた。斯くて、歳入の剩餘を見るに至つたのである。是に於いて、松方内閣は大いに積極政策を樹て、歳出入の均衡を保たんとした。若し、國民が自ら國政を變理しつゝありとすれば、歳入の剩餘は租税の軽減に當てんとするのが當然である。乍併、國民の上に坐する政府當局者は、決して歳入の剩餘を國民の負擔に充てんとはせぬ。彼等は之れを以て新事業の計畫を立つるに極つて居る。松方内閣が熾んに積極主義を唱へ、國



防の充實、鐵道國有、製鋼所設置、監獄費國庫支辨、治水事業等を計畫したるは當然である。而して、松方内閣は、明治二十五年度の總豫算に、歳入八千六百五十萬八千餘圓、歳出に八千三百五十萬二千餘圓を計上する豫算案を議會に提出し、總理大臣兼大藏大臣たる松方正義自ら議會に臨み、施政の方針及び新事業の計畫を述べ、『從來、國家進歩の事業として財政上手を下すこと能はざりしもの尠からざりしと雖も、近く二三年、幸に歳計の餘裕を生じたるを以て、此餘裕金を利して前記必要なる事業を起さんとす云々』と語り、其財源に關する説明をなした。

民黨の政府反對は固より覺悟、彼等は已に前年度の豫算に關する政府の官吏俸給の減額に就いても不滿を有して居つたのである。故に、彼等は、大體前議會豫算委員會の定めたる査定方針を踏襲して、俸給、諸給、雇費、機密費等に大削減を施し、新事業に對しては、其基礎極めて確實なもの、外、一切着手せざること、なして審査を遂げ、歳入に於いて五十萬七千七百六十三圓を増し、歳出に於いて經常部より四百二十七萬八千三百三十二圓を減じ、臨時費より三百六十六萬二千二百十五圓即ち合計七百九十四萬三百四十七圓の大削減を加ふることに査定したのである。而

して、豫算委員長松田正久は之れを豫算全院委員會に報告した。其要に曰く、

政府は此査定案に屢々不同意を唱へられました。併しながら、前年度の議會に於ける例もあり、即ち政府は屢々豫算査定案に不同意を唱へられたるにも不拘、遂に六百有餘萬圓の削減に同意されました。是等の事例から本期の議會にも亦此事あらんと豫期し、政府の反對に重きを置かず、斯様な削減を試みました。譯でございます。

斯くて豫算案が、十二月十八日、豫算全院委員會の審議に上らんとするや、松方藏相は豫算案の内容を説明し、『二十五年年度の豫算は節約すべきは節約し、減少すべきは減少し、及ぶべきだけ切詰めたるものにして……此以上の削減に同意するの餘地は毫も之れある事なし』と主張し、政府は、徹頭徹尾、豫算削減に不同意なることを言明したのである。而して、井上角五郎等は、各其能辯を振ひ、熾んに政府を辯護し、奮戦して原案の維持に勗めた。乍併、民黨は更らに之れに顧慮せず、審議を進行し、基礎不確實と認めたる新事業は悉く之れを否決し、又、軍艦製造費及び製鋼所設立費をば海軍當局者に信を置く能はずと理由に依り削減せんとした。是に於いて、海軍大臣樺山資紀は登壇し、海軍擴張、製鋼所設置の已むべからざる所以を述べ、委員會が之れを全廢したるの不當を鳴らし、海軍省には決して民間傳ふるが如き



弊竇なきを辯疏し、且つ最も大膽に藩閥政治家の功績を賞揚し、彼等の萬能主義を主張した。其要に曰く、

今日、海軍の事業を見ずして置いて徒らに目前の事を以て一億二千萬圓を使用したと云ふは本大臣に於て意外千萬の事である。さう云ふ事を以て海軍大臣を不信用だと言うては、却つて自ら不信用を招く所以ではないか。分つた話してあるだらう。今日此の新事業二件を削除せられたと云ふが如きは、此の如き事由に依つて削除せられたと言ふ事なれば、本大臣に於て遺憾千萬である。此の何回の役を経て來た海軍であつて今迄此の國權を汚し、海軍の名譽を損じた事があるか。斯の如く今日海軍のみならず、即ち現政府である。現政府は斯の如く内外國家の多難を切り抜けて今日迄來た政府である。薩長政府とか何政府とか言うても今日國家の安寧を保ち、四千萬生靈の安全を保つたと云ふ事は誰れの功であるか。(笑聲罵聲頻りに起る)お笑ひになるやうな事では御坐りませぬまい。何れほど燈れ且つ癩疾になり、實に泉下に對して我等死んだ時は面目がない云々。

樺山海相の演説此處に進むや、議員の憤懣怒罵其極に達し、各々起つて其無禮を責め、これがため議場は非常なる混亂を呈し、議長は號鈴を鳴らして其整頓を圖りしも容易に靜まらず、樺山の演壇を下るに及び漸く鎮靜したのである。而して、樺山の演説は痛く議員の感情を傷け、杉田定一、中村彌六、島田三郎等交々起つて、海相を痛撃し、遂に全院委員會は大多數を以て、軍艦製造費及び製鋼所設立費等を否決

したのである。

次いで、全院委員會は河川修築費を約半減し、河川調査費を全部削減し、鐵道國有案、監獄費國庫支辨費等を否決し、殆んど査定案の全部を其儘容認せんとするの形勢を示した。而して、議會は一步も政府に譲るべき氣勢なく、政府當局者の拙なき辯疏は、却つて議員の感情を害し、益々兩者を疎隔し、容易に收拾し得らるべき模様はなかつたのである。斯くて、政府は斷然議會解散に決し、十二月二十五日、全院委員會が豫算全部を議了し、將に政府の同意を求めんとする手續に及ばんとする時、政府は解散を奏請し、即夜、其詔敕を議會に傳達した。其奏疏に曰く、

臣等謹ンテ惟フニ、立憲ノ美ハ一ニ行政立法兩部ノ相俱ニ和衷協同シテ以テ國家ノ利益ト臣民ノ幸福ヲ増進スルニ在リ。憲法ノ施行方ニ初步ニ屬スルニ當リ、不幸ニシテ機關ノ調熟ヲ缺キ、敢テ勢力競争ノ具トナシ、其國運ヲ發達スルニ於イテ殆ント慎重ノ顧念ヲ缺クモノ、如シ。

昨年、豫算會議ニ於イテ議會ハ實ニ巨大ノ減額ヲ唱ヘタリ。政府ハ殊ニ立憲施行ノ第一期ナルニ注意シ、大局ヲ顧念スルカ爲メニ、專ラ讓歩ヲ主トシ、歳出六百四十五萬餘圓ヲ節減シ、更ニ行政組織ノ上ニ改正ヲ施シテ仍削減ヲ行ヒタリ。而シテ二十五年年度ノ豫算ハ實ニ二十四年度豫算節減ノ餘ヲ嗣キ、更ニ及フ限リノ節減ヲ加ヘ、國家ノ生存行



政組織ノ繼續ヲ維持スルカ爲メ必要ノ限リニ於イテ編製シタリ。  
又新設事業ニ在テハ殊ニ製鋼所設立ノ如キ、軍艦製造ノ如キ、治水事業ノ如キ、其他監獄  
費國庫支辨案ノ如キ、鐵道買収案ノ如キ、皆國防上及國家經濟上缺クヘカラサルノ急務  
トス。然ルニ、議會ハ舉ツテ之レヲ排斥スルノ意ヲ表シタリ。之レニ加フルニ憲法第  
六十七條ニ掲ケタル國家必要ノ費目ニ對シ、政府力壓ス憲法上ノ權力ニ依リ不同意ヲ  
表明シタルニ係ハラヌ、廢除削減ノ所見ヲ固執セリ。  
此ノ如ク、年々削減ヲ以テ相依リテ例ヲ爲サハ、行政機關ハ殆ント其運轉ヲ妨ケラレ、維  
新以來施政ノ方針タル進歩ノ事業及ビ國家ノ經濟ハ遞次退縮ニ傾キ、而シテ後止マン  
トス。

彼ノ岐阜、愛知兩縣ノ非常ナル災害ヲ救濟シ、破壊セル堤防工事ニ充ツル爲メニ政府ノ  
斷行セシ豫算外ノ支出承諾ノ件ハ、政府ヨリ緊急ノ議決ヲ要求シタルニ、提出ノ後已ニ  
數句ヲ經ルモ未ダ議事ニ上ラス、富山、福岡兩縣水害費補助及ビ岐阜、愛知兩縣土木費補  
助追加豫算ノ件モ之レヲ緩慢ニ附シタリ。  
開會以來、衆議院ノ經過此ノ如シ。臣等躬重責ニ當リ、國事ヲ以テ是ノ如キ議會ノ參畫ニ  
託スルノ、國家ノ昌運臣民ノ福利ト相容レサルコトヲ信ス。臣等誠惶誠恐茲ニ仰イテ  
陛下ノ憲法第七條ニ依リ衆議院ヲ解散シ、續イテ選舉法第三十條ニ據リ新メニ議員ヲ  
召集シ給ハンコトヲ、謹ンテ上奏シ、敢テ陛下ノ裁可ヲ祈ル。

勿論此議會解散は、議院制度の本旨に基く解散ではない。代議政治に於いて政

府が議會を解散するは、議會に於ける多數の意嚮が果して國民の意思であるかど  
うかを試験するが爲に爲さるべきものである。けれども、松方内閣は議會の是非  
を民論に問はんとして、此解散を斷行したのではない。政府は議會解散の奏疏に  
於いて言明したるが如く「如此議會ニ國事ノ參畫ヲ託スルハ國家ノ昌運臣民ノ福  
利ト相容レザル」ものと云ふ理由に依つて、敢へて議會の解散を決行したのである。  
此言は取りも直さず、國事を變理する能力を有するものは、彼等自身而已であつて、  
而して、議會は之れに參畫する資格なきもの、故に、其解散を斷行し、議員を懲罰する  
と云ふの意に外ならぬ。實際、政府は此意味に於いて議會を解散したのである。  
尤も、議會の政府に對せし態度も、代議政治の意義に叶ふものとは云はれぬ。當時、  
議會に於いて多數を占めたる民黨は、無用なる政費を節減し、民力休養を計らんと  
する爲めに、豫算案に對する大削減を行つたのではない。議會の豫算査定委員は、  
政府の原案よりは歳入に於いて五十餘萬圓を増加した。然るに、民黨は之れに依  
り國民の負擔を軽減する計畫を立てずして、單に歳出の削減のみに努力した。此  
事實に徴するも、議會の多數は、單に政府を苦しむる爲めに豫算案に多大の削減を



爲さうとしたのである。左れば、政府が議會を懲罰的に解散したることも止むを得ぬことであるとも言ひ得られる。而して、此解散につき、政府も議會も、共に代議政治の本旨に悖る行動を爲したと云はねばならぬ。

尙、政府は解散の一理由として、『岐阜、愛知兩縣の土木費補助追加豫算の件』を議會が緩慢に附したることを述べて居る。乍併、當時の事實に依り、之れを以て政府が議會を責めしことは誣妄である。是れより先き、二十四年十月二十八日、濃尾地方に大震災あり、岐阜、愛知兩縣に於いて惨死せしもの無量一萬、堤防は崩れ、河水は氾濫し、濃尾一圓の野は恰かも修羅場の如き觀を呈したのである。之れが爲め、政府は救恤費一萬八千圓を剩餘金中より支出し、取敢へず、其急を救ひたるにつき、一萬八千圓の支出に對し事後承諾を議會に求めたのである。而して、議會は此金額が過大に失せる而已ならず、其分配につき頗る怪しむべきものあるを知り、政府に其參考調査書を要求した。然るに、政府は容易に其參考調査書を議會に移付せざりしが爲め、委員會は其審査を遂行する能はずして、荏苒時日を移したのである。左れば、此岐阜、愛知兩縣土木費補助追加豫算の審議を延引せしめし責任は、寧ろ議會

にあらずして政府にあるのである。而して之れを以て、政府が議會を責めしことも、又議會が政府を苦しめようとしたことも、決して當を得たものではなかつた。

### 七 選舉干涉

以上述べたるが如くにして、第二回帝國議會は解散された。故に、憲法の規定に依り、翌年一月十一日、二月十五日に於いて、臨時總選舉を行ふべき詔敕が下つた。

蓋し、第二回帝國議會に於ける松方内閣の挑戰的態度は、甚しく民黨議員の感情を傷うた。且つ、議會の解散に依り、彼等は政府に對し甚しく激昂し、松方内閣を倒さなければ止まざるの氣勢を示した。而して、自由、改進黨の兩黨は益々其結束を固うして、吏黨に當り、選舉場裡に勝を制せんと企てた。斯くて、政府も亦民黨を粉碎せんと種々なる畫策を運ぐらしたのである。政府當局者の主なるものは、前後二回の議會に於ける經驗に依り、如何にしても多數の黨與を羅致するに非ざれば、政府は其政策を遂行し能はざることを自覺したのである。故に、政府は、苦心經營、選舉場裡に於いて多數の與黨を得んと甚だ努めたのである。而して、内務大臣品川彌



二郎は次官白根專一と相謀り、選舉干渉の畫策を運ぐらし、竊かに地方長官に訓諭し、政府反對の候補者を排除し、専ら吏黨候補者の當選に援助を與へしむる方法を講じた。政府部内及び元老中の或者は選舉干渉に異論を挾んだ。然れども、首相松方正義は之れに耳を假さず、品川彌二郎、白根專一をして其處信を斷行せしめたのである。而して、政府は豫戒令を發し、且つ、保安條令を活用して民黨を壓迫すると共に、其反面に於いて、大いに黃白を散じ、吏黨候補者を援助した。且つ、地方長官中野心あるものは上命に對し、殊更らに忠勤を盡くさんとして部下の文官、警吏等に其旨を傳へ、凡ゆる手段方法を用ゐて選舉に干渉せしめたのである。彼等の詐術暴行は筆紙の克く盡くす處ではない。就中、選舉干渉の最も激烈に行はれたるは、民黨の勢力盛んなりし高知、佐賀、福岡、富山、石川、熊本等の各縣であつた。選舉干渉の最も甚しき處に於いては、制服を着けたる巡查が、公然白刃を揮つて民黨を壓迫したるが如き事を生じたのである。而して、政府の此暴狀を憤る民黨の壯士及び慷慨家は、到る處に於いて、警官或は反對黨の壯士と衝突し、甚だしき騷擾を醸した。特に高知縣に於いて兩者の軋轢は實に甚しかつた。其結果、官憲は名を騷擾

鎮撫に借りて憲兵を派出し、且つ、軍隊を動かして民黨を壓迫し、尙ほ之れを以て足れりとせず、大砲を放ちて良民を殺戮し、火を放つて良家を焼くが如き慘劇を演出したのである。而して、高知縣第二區に於いては暴徒の爲めに投票箱を奪はれ、再投票を爲したるが如き奇怪事をも演じたのである。又、佐賀縣第三區に於いては、法定期日に選舉を行ふ能はず、之れを延期せしも、尙ほ官憲の壓迫激しくして選舉民の三分の二は、遂に棄權するの止むなきに至つたのである。此等は單に一二の例に過ぎぬ。選舉干渉は全國到る處に行はれた。此選舉に於ける官民の衝突が如何に激烈なりしかは、多數の死傷者を出だしたることに依るも略々推考することが出来る。政府の調査に係はる死者及び負傷者の數は左の如くである。

府縣名	死亡	負傷
大阪	1	6
神奈川	1	9
兵庫	1	1
群馬	1	1
千葉	2	40
石川	2	24



栃木	八
奈良	四
福島	三
福岡	六五
大分	二
佐賀	九二
熊本	三九
宮崎	一
香川	一
高知	六六
鹿兒島	二七
總計	三八八

選舉に於いて二十五名の死者、三百八十八の負傷者を出したと云ふことは容易ならざることである。以て如何に政府が横暴なりしかを推測する事が出来る。貴族院でさへも次ぎの議會に於いて、政府の選舉干渉を批難した。元來、貴族院議員は特權階級に屬する者、其感情、性格、思想に於いては、當然政府の同情者である。然るに、此貴族院が次期議會に於いて左の如き決議を爲した。

本年二月衆議院議員ノ總選舉ヲ行フニ際シ、官吏ノ其競争ニ干渉シ、之ガ爲メ人民ノ反感ヲ激成シ、遂ニ流血ノ慘狀ヲ呈スルニ至レリ。此事タル衆目ノ視ル所、衆口ノ訴フル所ニシテ、今ヤ地方到ル處、官吏ノ選舉ニ干渉シタルヲ忿怒シ、官吏ヲ敵視スルノ狀アリ云々。

而して、衆議院の選舉干渉に關する内閣彈劾上奏案の一節には斯く述べて居る。『本年二月、總選舉ニ際シ、行政有司擅ニ職權ヲ私シ、各管内選舉人ヲ誘惑シ、若クハ之ヲ脅迫シ、其甚シキ者ニ至リテハ選舉競争ノ間、法律其效ヲ失ヒ、正邪其別ヲ淆リ、紛紜擾亂殆ト政府ナキニ類ス。是ヲ以テ兇暴ノ徒、所在ニ横行シ、隊伍ヲ結ヒ、兵器ヲ携へ、民屋ヲ毀壞シ、民人ヲ殺傷シ、慘禍劇毒到ラサル所ナク、洵ニ典憲ノ神聖ヲ瀆瀆シ、選舉ノ自由ヲ蔑如スルコト之ヨリ甚シキハナシ云々』と。

此等は皆無法なる政府の選舉干渉を證明するものである。初め陸奥、宗光、後藤象次郎等は、内閣部内に於いて選舉干渉に反對したと云ふことである。然るに、品川彌二郎が之れを敢へてし、爲めに政府を批難するもの漸く多く、且つ、樞密院議長伊藤博文は、井上、黒田、西郷、大山等と相會し、大いに政府の非を語り、選舉干渉の善後策を講ずるが爲めに、宮中運動さへも開始した。之れが爲め、松方首相は遂に内務



大臣品川彌二郎を辭職せしめ、副島種臣を以て之れに代へ、聊か世人の反感を緩和しようとした。而して、農商務大臣陸奥宗光も亦松方首相及び品川彌二郎等の處置に對して不滿を懷き、遂に内閣を去り、河野敏鎌が之れに代つた。斯くて、松方内閣は漸く第三帝國議會に臨むことが出來たのである。

### 八 第三回帝國議會

松方内閣は如此選舉干渉を敢へてし、選舉場裡に於いて多數の與黨を作らうとした。けれども、選舉の結果は全然政府にとつて敗北であつた。選舉の結果、純粹の吏黨は僅か九十五名、之れに反し、自由黨は九十五名、改進黨は三十七名、其外明白に政府反對の旗幟を示せる巴俱樂部は二十名、民黨は合計百五十二名の多數に達した。而して、政府の與黨は九十五名の吏黨に、無所屬及び中立議員を加へても、尙ほ民黨に及ばざりしのである。而して、民黨は前議會の解散及び選舉干渉に對する怨恨を有し、捲土重來の勢ひを以て第三議會に臨み、政府に肉薄せんとする氣勢を示した。

第三回帝國議會は明治二十五年五月六日に開會された。劈頭第一、衆議院は政府の選舉干渉の暴狀を縷述し、『内閣諸臣の舉措竟に國家の昌運、臣民の福利と相容れざる所なり』と主張し、内閣彈劾の上奏案を閣下に捧呈し、其裁斷を仰がんと企てた。而して、其提出者河野廣中、島田三郎等は交々起つて痛烈に政府を批難した。政府は豫め上奏案提出の計畫あるを探知し、事前に之れを阻止せんとし、百方策を施したけれども、其效がなかつた。之れが爲め、政府は更らに其通過を妨げんとし、奇計を運ぐらし、辯疏を務め、且つ上奏案提出の不穩を鳴らし、或は頑冥なる議員を威嚇する等、凡ゆる手段方法を用ゐたのである。其結果、或無智なる議員は政府彈劾の至當なるを認むるも、その形式を上奏案にとるは、不穩なりと考ふるに至つたのである。而して、上奏案は百四十三に對する百四十六にて遂に否決された。けれども、憤慨せる民黨は、決して之れが爲めに頓挫しなかつた。而已ならず、上奏案に反對したるもの、内にも、政府の彈劾には贊成して居つた者が少くなかつた。彼等は頑冥無智なりしが故に、上奏案の形式を譯もなく嫌つたのである。故に、上奏案否決の翌々日即ち五月十四日、中村彌六の名を以て左の決議案を議會に提出



した。

本年二月衆議院議員總選舉ニ於テ官吏ガ其職權ヲ濫用シ、選舉權ヲ侵犯シタルハ、證據明確ニシテ全國人民ノ俱瞻スル所、區々ノ辯疏ヲ以テ之ヲ掩フベキニアラズ、本院ハ認メテ以テ事實ト爲ス。内閣大臣ハ宜シク反省シテ其責ニ任ジ、自ラ疏決スル所ナカルベカラズ。否ラザレバ立憲制度ノ大綱ヲ失墜セン、茲ニ之ヲ決議ス。

此決議案は緊急動議として即日議題に上り、百十一に對する百五十四を以て可決された。蓋し、上奏案も決議案も、其意義に於いては異ならない。否、政府を彈劾するには決議案より、寧ろ上奏案が有力である。然るに、上奏案が否決され決議案が可決されたるを見れば、此當時の議員の思想が如何に不徹底であり、如何に幼稚でありしかば、容易に之れを知ることが出来る。兎に角、此決議案採決前、松方首相は議場に臨み、火を見るよりも明かなる選舉干涉の事實を否認し、議院が院外に起りたる事實を審査するは越權なりと云ひて議會を責め、且つ、國務大臣は議院の決議によりて進退すべきものにあらずと主張した。藩閥政治家の主張としては當然であるが、一國の國務大臣の言としては、甚だ無責任なるものと云はねばならぬ。而して、政府は此決議案可決の翌日、帝國議會を一週間停會した。停會後、一議員は

政府に停會の理由を質問した。然るに、政府は天皇の大權に藉口して其説明を斷然拒斥したのである。

一體責任を重んずる立憲國の國務大臣であるならば、議會の彈劾案が可決されたる場合は、直ちに其職を辭すべきである。之れに對し、松方内閣は議會を停會し却つて議會を威嚇したのである。之れが爲め、民黨は益々憤慨し、一層猛烈に政府に反對する氣勢を示した。けれども、政府は餘り之れを意としなかつた。此議會に於いて政府は、其最も苦慮する處の豫算案を有して居らなかつたのである。前議會が解散されし爲めに、政府は前年度の豫算を施行するに決して居つた。故に、此議會には軍艦製造費、製鋼所設置費、治水費等を含む追加豫算案を提出したる而已である。されば、政府は前議會に於けるが如く、民黨の反對を苦痛に感じなかつた。けれども、衆議院は二百八十一萬五千百十二圓の追加豫算に對し、九十五萬三千九百四十五圓即ち原案の約三分の一を削減して之れを議決し、而して、貴族院に廻附した。貴族院は衆議院が全部を削除したる軍艦製造費及び震災豫防調査會設備費を原案の舊に復し、他は悉く衆議院の決定を容れ、豫算案の再審議を求むる



爲めに之れを衆議院に廻附した。是に於いて、衆議院は貴族院の豫算款項挿入権の有無に關して疑義を生じ、全院委員會を開いて之れを議事に附し、更らに本會議に移し、討議の結果、貴族院は衆議院の一度豫算案に於いて削除したる款項を挿入するの權限なしとし、貴族院が軍艦製造及び震災豫防調査會の二費目を挿入したるは、不合法の決議なりとなし、其廻附を受くべきものにあらずと議決し、豫算案を貴族院に返附したのである。而して、貴族院は其所爲を合法なりと議決し、衆議院の通牒を受領せずとの添書を附し、再び豫算案を衆議院に返附した。衆議院は再び其受領を拒斥し、之れを貴族院に還附した。是に於いて、貴族院は上奏し、憲法第六十五條の規定に關する宸斷を仰いだのである。貴族院の此上奏案の要領は左の如くである。

豫算案ハ前ニ衆議院ニ提出セラル、ノ外、憲法上豫算ニ對スル職權ニ於テ、兩院ノ間ニ輕重スル所ナキヲ信シ、又此職權ニ於テ修正ヲ行フニ當リ、政府ノ提出セル原案ノ款項ヲ復スルニ付イテハ、法律上何等ノ制限ナキヲ信ス。(中略)今憲法上ノ疑義ニ關シ、兩院ノ所見互ニ相合ハス、從テ憲法ノ進行ヲ現在及將來ニ妨グルノ悞アルニ於テ、本院ハ謹テ狀ヲ具ヘ、上奏シテ仰テ聖明ノ親裁ヲ待ツアル而已。

貴族院の此上奏に對し、陛下は之れを樞密院に諮詢し、直ちに其議決を採納して、貴族院に下し給ひ、此疑義を解決するに至つたのである。之れに關する樞密院の議決は、次の如くである。

憲法上豫算ニ對スル貴族院及衆議院ノ協贊權ハ、我帝國憲法第六十五條ニ依リ、衆議院ハ貴族院ニ先チ政府ヨリ豫算案ノ提出ヲ承クルノ外、兩院ノ間ニ軒輊スル所ナキモノナリ。故ニ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シテ何等羈束セラル、コトナク、從テ前議ノ議院ニ於イテ削除セル款項ヲ存留スルハ、素ヨリ後議ノ議院ノ修正權内ニ屬スベキモノトス。但シ、後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シ、議院法ノ命ズル所ニ依リ同意ヲ求ムルヲ以テ唯一ノ手段トスルノミ。

斯く樞密院の議決に依り、憲法第六十五條に關する解釋決定し、衆議院は貴族院の廻附せる豫算追加案を受領するに至つた。然れども、衆議院は費目款項復活の修正に不同意を唱へ、貴族院に對し兩院協議會を開くことを要求した。會議の結果、軍艦製造費を削除し、震災豫防調査會設備費を存留することに決し、兩院は此成案を可決して追加豫算案は確定を告げたのである。之れに依り、第三回帝國議會は無事に閉會を告ぐる事が出來た。

此議會に於いて最も注目に値することは、同じ意味の上奏案が否決され、決議案



が可決されたること、憲法第六十五條の疑義に關する解決である。前者については已に述べた。後者について少しく詳言しよう。何處の憲法に於いても、憲法の規定の解釋者の規定は重要なものである。然るに、我國の憲法に於いては憲法の明文に疑義を生じたる時、誰れが之れを解釋すべきであるかを明かに規定してない。本議會に於いて、之れに關する實例が出來たのである。貴衆兩院が憲法第六十五條の規定に關し、疑義を生じたる場合、貴族院は上奏して陛下の裁斷を仰がんとした。而して、陛下は之れを樞密院に諮詢し、樞密院の決議を採納し給うたのである。斯くて、樞密院の議決が憲法第六十五條の解釋となつた。之れに依りて我國の憲法解釋者は、事實上樞密院であると云ふ實例が作られた。而して、將來憲法の規定につき疑義を生じたる時には、此例に倣ひ樞密院の議決によつて解決されるであらう。此事は我國の憲法史上最も重要な出來事の一つである。

### 九 松方内閣の瓦解と、第二次

#### 伊藤内閣の成立

松方内閣は第三回帝國議會に於いて、衆議院の彈劾を受けしにも係はらず、天皇の信任を辭とし、其責任を回避して容易く議會を切り抜けた。乍併、松方内閣は選舉干渉に依り、政黨は勿論國民一般に對して痛く其威信を失墜した。而已ならず、元老中に於いても、内閣の選舉干渉の非違を批難したものが少くなかつた。且つ、議會開會中壯士は横暴を逞うし、民黨議員を脅迫し、頗る紛擾を極めたることもあつたのである。其他、政府は製艦費案の通過を計らんが爲めに隱密なる手段を以て議員を誘拐せんと企てたる事實があると云ふが如き、怪聞風説も盛んにあつたのである。之れが爲め、議會閉會後と雖も、國民一般の政府に對する批難の聲は、鼎の沸くが如くであつた。是より先き、即ち議會開會前、松方内閣の選舉干渉の張本人たりし内務大臣品川彌二郎は、冠を掛けて内閣を去り、副島種臣之れに代はり、努めて官民の融和を計らんとした。而して、議會開會中も副島種臣は、常に議員の言に耳を傾け、成るべく彼等の政府に對する反感を緩和せんと試みた。斯くて、副島は濃尾震災救濟、河川堤防工事費に關する議員の批評についても、議員の言論を尊重した。此岐阜、愛知兩縣震災救濟、河川堤防工事費の問題は、第二回議會よりの懸



案であつた。明治二十四年十月、政府は濃尾の震災に關し、國庫剩餘金中より二百二十五萬圓を支出し、第二回議會に於いて、其事後承諾を求めたのである。然るに、其決定を見ずして、衆議院は解散された。故に、政府は之れを第三回議會に提出して、事後承諾を求めようとしたのである。乍併、本件支出及び其用途に關して頗る怪しむべきものがあると云ふ風聞は、當時、尙ほ甚だ盛んであつた。之れが爲め一議員は、其事實を調査し、偏頗不正の形跡あるを認め、嚴しき質問を政府に試みたのである。副島内相は其質問に十分の根據あることを認め、吏を兩縣に派して事件の真相を確かめ、其責任を明かにせんとした。然るに、内務次官白根專一は極力之れに反對し、事實調査の無用なるを主張し、各員亦之れに和し、遂に副島の公平なる主張は、内閣部内に於いて拒絶せられたのである。其結果、副島は辭表を呈して骸骨を乞ひ、内閣を去つたのである。斯くて、一時、松方首相内務大臣を兼ねしが、後ち農商務大臣河野敏謙を内務大臣に任じ、佐野常民を舉げて農商務大臣に任命した。而して、内務次官白根專一は河野が内務大臣に任命せられたる翌日、其職を辭し、之れに代り北垣國道が内務次官となつた。

新内務大臣河野敏謙は、國民の怨府たりし白根專一の辭職を機とし、遞信大臣後藤象次郎と相謀り、選舉干涉の善後策を講じ、内閣の威信を回復しようとして企てた。此目的を以て河野内相は、福岡縣知事安場保和を初めとし、選舉當時、官民の軋轢最も激甚なりし地方の知事數名を更迭或は非職せしめ、以て官民の間を融和せんと努めた。而して、是等の免黜せられし知事は、概して地方官中の古老なりしが故に、彼等は此懲戒的辭令に接するや、内相の措置を憤り、上京して陸軍大臣高島勲之助及び海軍大臣樺山資紀に訴へ、彼等は只政府の命を奉じ、忠良の士を議員に擧げんと努めたるに、今や、左遷免黜を受くるが如きは、不條理なることを主張したのである。之れが爲め、高島及び樺山は彼等の言を諒とし、内相を索制して其計畫を中止せしめんと試みた。然るに、河野内相は彼等に耳を假さず、斷乎として其信する處を行つた。其結果、高島及び樺山は遂に骸骨を乞ふに至つた。之れが爲め、松方首相も内閣不統一を理由として遂に辭職した。斯くして衆議院の彈劾を無視し、忌はしき幾多の策略を運ぐらして漸く議會を切り抜けたる處の松方内閣も、實に見苦しき最後を遂げたのである。



總理大臣松方正義の辭表を呈出するや、後繼内閣組織者の人選につき少しく行惱みを生じたのである。是に於いて、黒田清隆、山縣有朋、井上馨、伊藤博文等の元勳相會して前後策を講じた。世の所謂元老會議なるものは斯くして現はれたのである。彼等は必ずしも松方内閣の選舉干渉や、議會政策に對し、同情して居つたものではない。彼等の或者は、時として松方内閣の施設に干渉したることもある。けれども、政權を永く藩閥政治家の掌中に掌握せんとする念慮に於いては、彼等も松方も同一であつた。彼等は皆議會開設以來、民黨の勢力大いに進展し、藩閥の城壘に肉薄する所あるを見、心甚だ平かならざりしのである。故に、彼等は如何にかして民黨に一大痛撃を加ふることを希望したのである。而して、彼等は遂に大舉して政局に立ち、次ぎの議會に臨み、一致協力、以て民黨に當らうと決心した。按ずるに、彼等が頭を揃へて出陣し、伊藤を中心として内閣を組織するに至りしは、之れが爲である。當時世人は、此第二次伊藤内閣を伊井内閣或は元勳内閣と稱へた。蓋し、松方を除き、其他の薩長閥の元勳は悉く出で、此内閣に列したからである。此閣員の配置は左の如くである。

内閣總理大臣	樞密院議長	伯爵	伊藤博文
司法大臣	伯爵	山縣有朋	
逓信大臣	樞密顧問官	伯爵	黒田清隆
内務大臣	伯爵	井上馨	
陸軍大臣	樞密顧問官	伯爵	大山巖
農商務大臣	伯爵	後藤象次郎	
外務大臣	樞密顧問官	陸奥宗光	
文部大臣		河野敏鎌	
海軍大臣	子爵	仁禮景範	
大藏大臣		渡邊國武	

勿論、薩長元勳が斯く打ち揃へて政局に立ちしは、當時非常に勃興せる處の民論を參酌して國政を行ひ、健全なる立憲政治の發達を計らうとする爲めではなかつた。彼等は松方内閣の選舉干渉に對し、良好なる善後策を講じ、選舉干渉の爲めに失墜したる處の藩閥政治家の威信を回復し、更らに彼等の勢力を進展せしめようと考へたのである。此事實は伊藤内閣成立後幾何もなくして地方官に與へたる訓旨に依るも明かである。伊藤は盛んに選舉干渉の不利不得を論じて居る。それと同時に、彼は政黨を無用視して飽くまでも超然主義を力説して居る。伊藤の



地方官に與へたる訓旨は、最も明白に内閣の意思を語つて居る。伊藤は地方官に向ひ、事の是非を顧みず、下級官吏が上官の命令に盲従するは、決して其職責を全うする所以にあらずと主張し、痛烈に上官に盲従して選舉干渉に従事したる下級官吏を詰責して居る。伊藤の訓旨の一節に曰く「苟モ一廉ノ責ヲ官守ニ負フノ官僚即チ地方長官ノ如キニ在テハ、單ニ命令ト服從トヲ以テ、職務ノ干繫ヲ盡シテ了レリトナスベカラズ。故ニ上官ノ命令ナリトモ能ク合法不法ヲ考ヘ、不法ノ命令トアラバ遠慮ナク奉行ヲ拒ミ命ヲ待ツベシ。只ダ盲隨スルノミガ、知事ノ職任ニアラズ」と。更らに彼は我國の憲法は欽定憲法なりと主張し、之れに辭を託し、國務大臣は政黨の意思に應ずべきものにあらずと云うて、飽くまでも超然主義を喧傳して居る、其の訓旨の一節に曰く、

我憲法ノ精神タル、國務大臣ハ、天皇ノ聖旨ヲ奉ジテ萬機ノ政務ヲ執ルモノニシテ、他ノ權力ニ依リテ支配セラルベキモノニアラザルナリ。將來ノ事實ヨリ政黨内閣ヲ立テザルヲ得ザルノ大勢ヲ成スアレバ、憲法ハ今日ノ精神ヲ一變スルノ期ナキヲ保セザレドモ、我現欽定憲法ノ精神ハ決シテ斯ル内閣ノ存立ヲ期スルモノニアラズ。

之れが伊藤内閣成立の意思でありしことは、事實によつても證明される。内閣

は此主義に依り、諸事を實行した。内閣は其成立後間もなく、選舉干渉の證跡顯著なりし知事郡長等を罷免轉官し、不法の行爲ありし警官等を檢索して悉く之れを處分した。斯くて、政府は民怨を融和し、藩閥政治家の信望を回復せんとした。而して、政府は各政黨の上に嚴立しようとしたのである。當時、品川彌二郎及び西郷從道によりて組織せられたる吏黨を標榜する國民協會なるものがあつた。先きに、松方内閣の選舉干渉の餘蔭に依り、當選したる議員は中央交渉部なる團體を作り、政府を庇護した。此團體は、第三回議會閉會後、國民協會と其名を改め、品川彌二郎に依り統率された。而して、西郷從道も樞密顧問官を辭し、之れに投じた。素より彼等は藩閥政府と結託し、藩閥政治家を擁護せんとし、之を組織したのである。然るに、伊藤内閣は飽くまで超然主義を固執せんとする意思なりしが故に、閣員の或者は西郷及び品川に脱會を勧誘した。而して、彼等は之れに應せざりしが故に、政府當局者と彼等とは親交ありしにも係はらず、政府當局者は私情を以て協會を偏寵する能はずと云ふ理由を以て兩者と關係を絶ち、國民協會を見ること他の黨派と更らに異なることなすと、公然聲明したのである。之れに徴するも、伊藤内閣



が如何に政黨以外に嚴立せんとする希望なりしか分かる。

### 十 伊藤内閣と第四回帝國議會

伊藤内閣は成立當時、已に政黨以外に嚴立すべきことを主張した。前にも述べた如く、薩長の元勳が相揃うて内閣を組織したるは、松方内閣の選舉干渉に依りて失墜したる藩閥政治家の威信を挽回し、政黨を威壓する考なりしことは明かである。乍併、聰明なる伊藤は、松方の如く全く政黨を無視し議會を統御し得るものは當時に於いても、考へて居らなかつたらう。蓋し伊藤内閣の閣員が純然たる吏黨の色彩を帯びたる國民協會から品川、西郷に脱會することを勸告したるは、藩閥政治家が國民協會と密接なる關係あることを思惟せられ、之れによりて自由、改進黨の反感を招くことを恐れた爲めであらう。若し、國民協會が、當時、議會に多數を制して居つたとすれば、恐らく伊藤内閣は西郷、品川等に脱會の勸告を爲さなかつたであらう。伊藤内閣が國民協會に對し、之れを他の政黨と同一に認むると聲明したるは、畢竟、國民協會が微々たる團體であつた爲めであらう。當時、藩閥政治

家は、凡て至尊の信任に口を藉り、政黨を度外視する口吻を洩らして居つた。けれども、第一、第二、第三回の議會の經驗により、彼等は皆議會に於ける多數の政黨を操縦するに非ざれば、議會を處理し能はざること自覺して居つたのである。此事實は、高壓手段を以て選舉干渉を企てたる品川彌二郎でさへも、國民協會を組織し自ら政黨に投じたるを見ても知ることが出来る。殊に、西郷從道の如き保守主義者ですら、樞密院を去つて國民協會に入つたのである。素より國民協會は、表面社交的團體を以て標榜して居つた。而して、其會員は自ら之れを政黨或は政治團體と云ふことを忌避して居つたのである。乍併、之れは政黨政社に對する嚴重なる政府の取締を避くるが爲めの口實に過ぎなかつたのである。事實上、國民協會なるものは、自由黨や改進黨と同じ意義に於いて、政黨と云はるべきものであつた。頑冥なる西郷や品川でさへも、政黨中の人となり、各地を遊説したのである。聰明なる伊藤が口にしては、兎に角、心中政黨を度外視したりとは考へられぬ。實際、當時已に伊藤と自由黨員の或者との間に、多少の脈絡が生じつゝ、あつた事は事實である。議會開設以來、自由、改進黨の兩黨は、藩閥政府を倒さんが爲めに數々相携



へて議會に臨んだ。彼等は彼等が相提携して政府に當れば、忽ち藩閥政治家の勢力を撲滅し得るものと、簡單に考へたのである。斯くして、自由、改進黨の兩黨は、其感情に於いて全く融和せざりしも、其目的を同うせしが故に、前後三回の議會に於いて、相携へて藩閥政府に肉薄した。乍併、彼等の努力は、その期待せし効果を直ちに齎らすことが出来なかつた。彼等の努力に依りて、藩閥政治家の威信は多少減殺された。乍併、藩閥政治家の根柢は強く、深く、容易に抜くべからざるものであつた。之れが爲め、只感情を以て、一氣呵成、藩閥政治家に肉薄したる自由、改進黨兩黨一部の黨員は、稍々失望したのである。其結果、或自由黨員と或改進黨員との間には、舊來の感情上より多少相反目するの状態を呈するに至つた。而して、第四回議會召集前、改進黨の或者は往々自由黨の黨議を批難するに至つたのである。斯くて自由黨の領袖星亨の如きは、公然數々改進黨を攻撃した。斯くて、自由黨員の或者にして伊藤内閣に縁故を有する者は、自由、改進黨兩黨の間を疎隔せしめ、改進黨を棄て、政府と提携せんとする畫策を運ぐらしたのである。乍併、當時自由黨の多數は、未だ政府と提携することを欲しなかつた。而して、彼等は尙ほ改進黨との提携を持

續しようとした。之れが爲め、自由黨は其黨議に於いて對議會方針を決定し、之れを天下に發表した。其聲明せし處の對議會政策なるものに曰く「現政府は依然たる情實政府なるを以て、我黨は之れと争ひを開かざるべからざるものなり」と。斯くして自由黨と改進黨との提携は、尙ほ其命脈を持するを得たのである。而して、此等兩黨の第四回議會に於いて標榜せんとしたる政策は、經費節減、民力休養、人權保障、選舉干渉善後策等の問題であつた。

自由黨と改進黨との外に、政府反對の旗幟極めて鮮明なる一徒黨があつた。彼等は第三回議會に於いても政府に反對せし者。第四回議會召集前、彼等は同盟俱樂部なるものを組織し、其趣旨を發表した。其要に曰く「本俱樂部は政治上進歩の主義を採り、速かに國民の輿望を達せんことを希望する獨立議員を以て組織し、藩閥政府の積弊を除き、立憲政治の完成を期し、國民幸福の増進を計るを目的とす」と。之れを率ゐたるものは、楠本正隆、鈴木重遠、大東義徹、河島醇、中村彌六等であつた。此外、東洋自由黨なる一派があつた。此一派は大井憲太郎に依りて統率せられたるもの。其初め、政府反對を公言し居りしが、前議會に於いて、歛を政府に通じたる



嫌疑ありしが故に、其勢力は殆んど認められずに居つたのである。兎に角、第四回帝國議會開會前に於いて、自由、改進黨の兩黨を初めとし、政府反對の旗幟極めて明瞭なりしものは百六十七名と數へられて居つた。而して、伊藤内閣は此民黨に對抗して、第四回帝國議會に臨まなければならなかつたのである。

第四回帝國議會は、十一月二十五日に召集された。是より先き、伊藤博文は車より落ちて負傷し、之れが爲め、自ら内閣を率ゐて議會に臨むことが出来なかつた。故に、内務大臣井上馨は總理大臣臨時代理として、第四回議會に於ける政黨に對する作戰計畫を講じたのである。斯くて、首相代理井上馨は議會に臨み、内閣の施政方針書を朗讀した。けれども、此施政方針書なるものは茫漠として、殆んど捕捉する處なきものであつた。只、切に海軍擴張の必要を論じ、一國の事業を經營するには、上下協力の缺くべからざることを繰り返し述べて居つたのである。之れが爲め、民黨は國政の方針に關し、豫め當局者と意見を交換し、他日の扞格を防がんとし、院議を以て具體的に政府の方針を聴取せんことを決し、之れを政府に交渉した。此決議は河野廣中等の動議に基きしものにして、其内容は左の如くである。

政府が施政ノ方針ヲ議會ニ示スハ、豫メ双方ノ扞格ヲ防ギテ議事ノ圓滑ヲ謀ルノ目的ニ外ナラズ。故ニ議員亦意見ヲ政府ニ示シテ注意ヲ促スノ必要アリ、依テ議會ニ國務大臣ノ出院ヲ要求セントス。

此動議は即決せられ、議長星亨は政府に對し、國務大臣議會に出席して、具體的に施政方針を説明し、以て和衷協同の途を開かれんことを要求した。議會が此要求を政府に致したるは、十二月三日。然るに、政府は七日に至るまで更らに答ふる處なく、七日に至り漸く「國務大臣は何時にても各議院に出席し得るの權を有す、其出席の爲め、特に貴院の請求を要せず」と應答したのである。這は方に議員を侮辱せるもの、之れに對し民黨は非常に憤慨し、政府は自ら和衷協同を破るものと爲し、其責任を政府に歸する議を可決した。當時、島田三郎は政府の無責任を詰りて斯く云うて居る「政府果して眞に上下協同の力を以て、國務を處理せんとするの意あらば、宜しく喜んで議會に臨んで其意見を聞き、又は其質問に答ふべきである。然るに、政府は故らに議會を疎外し、大臣出席の要求に遇へば、即ち權利義務の問題に口を藉りて之れを拒絶し、日程變更の要求に遇へば、又之れを拒絶し、議會をして其説を吐くことを得ざらしむ。故に、若し將來に於いて兩者の意思疏通せずして衝突



するが如きことあらば、其責や實に政府に在り」と。議會は、開會劈頭、斯くの如く政府に肉薄した。然るに、政府は議會の言に對して、殆んど馬耳東風、議會の肉薄は恰かも糠に釘を打つが如く、何の手應へも得なかつたのである。故に、議會は更らに進んで豫算案を以て、政府に挑戦しようとして決心したのである。

明治二十六年度の總豫算に、政府の計上したる處の歳入は八千五百八十三萬餘圓、歳出は八千三百七十五萬餘圓であつた。而して、此歳出中には幾多の新事業費が含まれて居つた。就中、政府は軍艦製造費に對し、最も重きを置いたのである。衆議院は、第二回帝國議會に於けると略々同様なる査定方針を以て嚴密なる査定を爲し、歳入に於いて四十六萬餘圓を増し、歳出に於いて八百七十一萬餘圓と云ふ大削減を行ふ方針を立てたのである。殊に、海軍部内には宿弊累積し、國防の方針不測不定であると云ふ理由を以て、軍艦製造費の全部を削除した。民黨と雖も、如此大削減が無謀なる企てであることと云ふことは、萬々承知して居つたであらう。彼等の内には熱心なる軍備擴張論者もあつたのである。元來、我國民は概して極端なる帝國主義者である。故に、租税の負擔に苦しんでも、軍備擴張には賛成するが

通例である。然るに、衆議院が軍艦製造費の全部を削除しようとしたのは、藩閥政治家の無責任に對する反感を、之れに依つて報いようとしたのである。當時、河野廣中は豫算委員會の経過を報告するに當り、『軍艦製造費全部を否決したるは、其費用の必要を認めざるが故には非らず、只、海軍部内の弊竇累積して國防方針一定せざるが故に、之れに託するを不安とするに由る』と主張して居る。勿論、之れに對して、政府は斷然反對の意を表明した。然るに、民黨は更らに之れに顧慮する處なく、僅かに三個の高等中學校支出金合計十二萬八千餘圓を復活せしめた外、其他は全部査定案を是認し、衆議院豫算全院委員會は、遂に之れを議決し、憲法第六十七條規定の費目削減に對し、政府の同意を求めたのである。而して、臨時首相井上馨は議會に臨み、『衆議院の豫算修正案は退嬰自ら甘んずるの計畫にして、開國進取の國是と相容れず、政府は斷じて之れに反對せざるを得ず。若し夫れ、憲法保障歳出の削減は、厘毫も之れに同意する能はず。軍艦製造費は憲法の許容する範圍に於いて、斷乎として其の計畫を徹底するの途を求めんことを期す』と論陳し、議會の修正案に對して絶對不同意の意を表示したのである。之れに對し、衆議院は政費節減、



民力休養の急務なるを主張し、政府の反省を促がし、豫算修正案につき議會は更らに再考の要なき旨を議決し、再び修正案を政府に送附して其同意を求めたのである。而して、政府は再び不同意を復牒し、衆議院は之れが爲め、三度修正案を政府に送り、五日間自ら休會して政府の處置を待った。而して、政府は更らに復牒して三度衆議院の要求を拒絶し、斷乎として衆議院に反對の氣勢を示したのである。之れが爲め、民黨は最後の手段として上奏以て聖斷を仰がんと企て、上奏案を提出した。是に於いて、政府は周章狼狽、直ちに十五日間議會を停會し、其間百方策を弄して上奏案の可決を妨害しようとして企てた。而して、停會期滿了後、總理大臣伊藤博文自ら議會に臨み、上奏案に對し反對演説を試みた。然れども、議會は更らに之れを顧みず、遂に上奏案を可決し、政府をして責任ある處決を爲さしめんが爲めに、當期議會滿了の前日に至るまで、自ら休會を宣したのである。時に明治二十六年二月七日。其上奏案は左の如くである。

衆議院議長臣星亨本院ノ決議ヲ具シ、謹テ奏ス、伏シテ惟レハ天皇陛下經文緯武丕ニ中興ノ昌運ヲ啓キ、參天貳地始メテ立憲ノ大典ヲ定メ、特ニ上下一心和衷協同ノ懿訓ヲ垂レサセ給ヒ、天恩遍ク覆ヒ、皇澤洽ク潤ヒ、海内ノ臣民誰カ感激シテ以テ報效ヲ圖ラサラ

ム。臣等竊カニ惟レハ、立憲ノ要ハ上下心ヲ一ニシテ以テ大政ヲ翼賛スルニ在リ、是故ニ立法、行政各部ノ期スル所ハ相與ニ赤誠ヲ披瀝シ、以テ和衷協同ノ實ヲ舉クルヨリ、重且大ナルハナシ。然ルニ、議會創開以來、立法、行政ノ兩部常ニ調和ヲ失ヒ、百揆凝滯シ、庶績否塞シ、終ニ世局ノ進運ニ隨ヒ、革新改善ノ效ヲ收ムル能ハス。是レ臣等ノ精誠未タ貫徹セサルニ因ルト雖モ、抑モ内閣大臣其職ヲ盡サトルノ致ス所ナリ。臣等政費ヲ削減シ用度ヲ裁節セント欲スルハ、政府過大ノ弊ヲ矯メ、民力休養ノ事ヲ行ハムカ爲メニシテ即チ第一期議會以來終始一貫敢テ渝ルコトナシ。本院茲ニ明治二十六年度豫算案ヲ議スルニ當リ、反覆審査、深ク國力ノ消長ヲ慮リ、詳ニ事務ノ緩急ヲ察シ、以テ裁出ヲ節省シ、憲法第六十七條ノ規定ニ係ル裁出ハ本條ニ遵由シテ再三政府ノ同意ヲ求めメタリ。然ルニ、政府ハ濫リニ不同意ヲ表シ、而シテ其理由及費途ヲ條舉說明セサルノミナラス、錢厘ノ微ト雖モ削減スヘカラスト斷言セリ。是ニ於テ、本院ハ休會五日ヲ以テ政府ノ反省ヲ求ムト雖モ、政府ハ猶前說ヲ固執シ、敢テ省ミス、夫レ憲法第六十七條範圍内ノ裁出ニ關シ、政府ノ不同意ヲ表スルニ當テハ其款項ヲ條舉シ、其理由ヲ明示スルハ立憲國大臣ノ德義ニシテ和衷協同ノ道モ亦此ニ在リ。然ルニ、内閣ノ舉措此ニ出テス、是レ臣等ノ甚々痛嘆スル所ナリ。又軍艦製造費ニ關シ、曰ク議會ハ之ヲ否決セシト雖モ、政府ハ憲法ノ許ス範圍内ニ於テ斷乎トシテ其計畫スル所ヲ徹底スル道ヲ求メサルヘカラスト。臣等其言ノ不經ナルヲ異ミ、直チニ其說明ヲ求ムト雖モ答ヘス、是レ大臣タル者ノ爲スヘキ所ナラムヤ。臣等昧死敢テ天威ヲ冒シ、宸聽ヲ煩シ奉ルハ、豈ニ臣等ノ



素志ナラムヤ。誠ニ止ムヲ得サレハナリ。蓋シ政府議會比年相撲キ、官民相軋ル所以  
ハ其由テ來ル既ニ久シ、今ニ於テ積弊ヲ除キ、立憲政治ノ實效ヲ奏セスムハ、國家ノ事爲  
メニ廢墮セムトス。夫レ政費國力相伴ヒ上下一途ノ方針ニ據リ、内ハ以テ國運ヲ隆興  
シ、外ハ以テ國威ヲ宣揚サルハ、實ニ方今ノ急務ナリ。臣等民心ハ在ル所ヲ表明スト雖  
モ、内閣ハ之ヲ峻拒シ、臣等ヲシテ協贊ノ任ヲ完ウスルヲ得サラシム。是レ財政ヲ調理  
シ、國家ヲ經綸スル所以ノ道ニアラス。臣等此ノ如キ内閣ト並ヒ立チ、上ハ聖意ヲ奉體  
シ、下ハ民意ヲ暢達スル能ハサラムコトヲ是レ恐ル。伏シテ願クハ陛下特ニ睿鑒ヲ垂  
レ給ハムコトナ。巨星亨誠恐誠惶謹テ奏ス。

政府は衆議院の此上奏案捧呈に遇ひ、進退全く谷まるの狀態に陥つたのである。  
當時政府の苦悶懊惱は察するに餘り有るものであつた。進んで議會を解散する  
も、其勝算なかりしことは明かである。而して、民黨の反抗は殆んど其極度に達し  
て居つた。此際敢へて政府が議會を解散すれば、激昂せる民心を益々興奮せしめ、  
松方内閣の覆轍を踐まねばならぬことは明瞭であつた。故に、解散問題は殆んど  
不可能であつたのである。左ればとて、退いて骸骨を乞ふことは、藩閥政治家の爲  
し能はざりし處。蓋し元勳は、藩閥政府の威信を挽回するが爲めに顔を揃へ、陣頭  
に現はれたのである。此際、敢へて辭職すれば、彼等が民黨に屈服せることを自ら

表白するもの、這は彼等の到底爲し能はざりし所。而して、衆議院の豫算修正に同  
意を表することも、今更ら不可能のことであつた。衆議院の豫算削減は、頗る巨額  
であつた。乍併、之れを實行しようとするれば、當時の狀態に鑑み、實行不可能のもの  
ではなかつたらう。けれども、之れに同意することは、彼等の辭職と同様、民黨に屈  
服することを意味せしもの。固より、立憲政治の常道として、此場合、政府がとるべ  
きことは解散か、辭職か、修正案同意か、此三者より外に途はなかつた。而して解散  
の結果勝算なきものとすれば、他の二者其一つを選ぶべきであつた。責任を重ん  
ずる立憲國の國務大臣なれば、容易く此二者の何れかを選び處決し得る筈。又、さ  
うしなければならぬのだ。乍併、政黨以外に嚴立し、永久政權を持続しようとして  
居る藩閥政治家に對しては、之れを望むことは出來ぬ。彼等が此二者、何れをも選  
み能はざりしは當然である。流石の伊藤博文も藩閥政治家なりしが故に、此難局  
を立憲政治の常道或は原則によつて收拾することが出來なかつたのである。彼  
は困憊の極、神聖にして犯すべからざる至尊を煩はし、局面展開の道を企てた。而  
して政府が難局に處すれば、大詔煥發によりて國民を畏服せしむる極惡例が、我憲



政史上に傳へらるゝに至つたのである。二十六年二月十日、天皇陛下は國務大臣、樞密院顧問官及び貴衆兩院議長を宮中正殿に召し、左の詔敕を賜つた。

在廷ノ臣僚及帝國議會ノ各員ニ告ク

古者皇祖國ヲ肇ムルノ初ニ當リ、六合ヲ兼ヘ八紘ヲ掩フノ詔アリ、朕既ニ大權ヲ總攬シ、藩邦ノ制ヲ廢シ、文武ノ政ヲ革メ、又宇内ノ大勢ヲ察シ、開國ノ國是ヲ定ム。爾來二十有餘年、百揆ノ施設、一ニ皆祖宗ノ遠猷ニ率由シ、以テ臣民ノ幸福ヲ増シ、國家ノ隆昌ヲ圖ラムトスルニ外ナラス。

朕又議會ヲ開キ、公議ヲ盡シ、以テ大業ヲ翼賛センコトヲ期シタリ。而シテ憲法ノ施行方ニ初步ニ屬ス、始テ慎ミ終テ克クシ、端ヲ今日ニ正シ、大成ヲ將來ニ期セサルヘカラス。願ルニ、宇内列國ノ進勢ハ一日ヨリ急ナリ、今ノ時ニ當リ、紛争日チ曠クシ、遂ニ大計ヲ違レ、以テ國運進張ノ機ヲ誤ルカ如キコトアラハ、朕カ祖宗ノ威靈ニ奉對スルノ志ニ非ス。又立憲ノ美果ヲ收ムルノ道ニ非サルナリ。朕ハ在廷ノ臣僚ニ信任シテ其ノ大事ヲ終結センコトヲ欲シ、又人民ノ選良ニ倚藉シテ朕カ日夕ノ憂虞ヲ分ツコトヲ疑ハサルナリ。

憲法第六十七條ニ掲ケタル費目ハ既ニ正文ノ保障スル所ニ屬シ、今ニ於テ紛議ノ因タルヘカラス。但シ朕ハ特ニ閣臣ニ命シ行政各般ノ整理ハ其ノ必要ニ從ヒ、徐ロニ審議熟計シテ遺算ナキヲ期シ、朕カ裁可ヲ仰カシム。

國家軍防ノ事ニ至テハ苟モ一日モ緩クスルトキハ、或ハ百年ノ悔ヲ遺サム、朕茲ニ内廷

ノ費ヲ省キ、六年ノ間毎歲三十萬圓ヲ下付シ、又文武ノ官僚ニ命シ特別ノ情狀アル者ヲ除ク外同年月間其ノ俸給十分ノ一ヲ納レ、以テ製艦費ノ補足ニ充テシム。

朕ハ閣臣ト議會トニ倚リ、立憲ノ機關トシ、其ノ各々權域ヲ慎ミ、和衷ノ道ニ由リ、以テ朕カ大事ヲ輔翼シ、有終ノ美ヲ成サンコトヲ望ム。

詔勅は我國民にとつては鶴の一聲である。詔勅に對する我國民の心的状態はアブノイマルである。縦しや、詔勅の煥發が内閣に依つて奏請せられたるものと理解さるゝも、我國民は尙ほ之れに對して、内閣の責任を問ふまでに理性が發達して居らぬ。藩閥政治家は我國民の此弱點を利用し、屢々陛下の信任に藉口して其責任を回避し、又は詔勅の煥發を奏請して反對黨の銳鋒を挫くのだ。伊藤内閣が困憊の極、詔勅煥發を奏請したるは、蓋し之れが爲めである。詔勅一度下つて局面は一變した。衆議院は曩きに決議したる二十五日までの休會を取消して十三日開會し、謹んで聖旨を奉體し、和衷協同、益々心力を盡くして、大政輔弼の任を全うすべきことを誓ひ、政府の詔勅遵奉に關する意嚮を質さんが爲めに九名の特別委員を選舉した。斯くて、特別委員は政府に交渉し、政府の意嚮を質し、遂に政府をして左の三項を口約せしめた。



- 一、政府に於いては詔敕煥發の爲め、局面を一變せざるべからず、故に從來の復讐を固執せず、憲法第六十七條の款項中緩急を計り、削減に同意すべきものは同意すべし。
- 二、政府は第五議會開會までには、行政各部の整理を爲し、政費節減の實を擧ぐることを努むべし。
- 三、特に海軍の如きは、大いに改革し、且つ其の着手を最も急にすべし。

斯くて、政府は特別委員との口約に基き、豫算案を修正し、結局原案より歳入に於いて四十三萬圓を増し、歳出に於いて議會の八百七十一萬餘圓の削減を改めて二百六十二萬餘圓の削減となし、外に追加豫算の歳出九萬餘圓を減することに同意した。而して、衆議院に於ける改進黨一派中、交渉委員の軟弱を責め、議會の譲歩の甚しきに異議を稱ふるものもあつた。特に尾崎行雄は交渉委員の軟弱を責め、何故に特別委員に於いて最後の決心を定めたのである。何故に談判委員を派出して政府と交渉せしめたか。初めから折合ふと云ふ決心ならば、談判委員と云ふものは入らない。初めから降伏すると云ふ心ならば、決して委員を選ぶ必要はない。初めより調和を目的として政府が云ふが儘に任すと云ふ心ならば、體面をも憲法をも顧みずと云ふならば、委員會に附する必要はない」と主張し、妥協案に反對した。

此の如く、多少、政府との妥協條件につき異議はあつたけれども、詔敕煥發の功驗著しく、紛議の焦點たりし製艦費は悉く原案通りに復活し、原案の歳出に對し二百六十二萬餘圓の削減を爲したるのみにして、明治二十六年度の豫算は成立を告ぐるに至つたのである。

當議會に於いて、民黨は克く奮戦した。乍併、彼等は立憲政體の發達及び民權の伸張につき確乎たる定見を有し、一定の計畫を立て、藩閥政府に反對したのではない。彼等は單に藩閥政府を倒さんが爲めに、盲目的に突進したのである。彼等の突撃は頗る大膽であつた。けれども又甚だ無謀であつたと云ふ批難は免かるることは出来ぬ。彼等は政府を苦しむるが爲めに、歳出に關し大削減の遂行を企てた。而して、政府の計上せる豫算案には、其原案に於いて約二百萬圓の歳入の剩餘があつた。然るに、民黨は單に民力休養を唱へて、歳出に多大の削減を施さんとしたるのみにして、其歳入の剩餘金に對しては更らに言及して居らぬ。一國政府の豫算案にして歳入が甚しく歳出を超過し、兩者の不權衡を示す程、無責任なる豫算案はない。然るに、前後四回の議會を重ね、民黨は、其歳入の剩餘に關して更らに



批評を試みて居らぬ。固より、彼等は當時、財政上の知識を有して居らぬ爲めであつたであらうが、又忠實に國家の財政を考へて政府に挑戦したのでないと云ふとは、此一事によつても明かである。彼等は單に政府を攻撃せんが爲めに、攻撃したに過ぎぬ。故に、彼等の奮闘した割合に、其効果は極めて少なかつた。彼等は克く元勳内閣をして進退に谷まらしむるまで奮闘した。乍併、第四回帝國議會に於ける結果は、明かに民黨の敗北を示して居る。民黨の奮戦の結果、藩閥政治家の威信は多少失墜されたけれども、大詔煥發と云ふ實例を我憲政史上に残し、向後、藩閥政治家に政治的危急の場合、國民を威壓する有力なる武器を授くるに至つたのである。而已ならず、神聖にして犯すべからざる至尊に對し、動もすれば、政治上の累を及ぼすべき惡慣例を作つた。勿論、此惡例を作りたる責任は伊藤博文に存する。蓋し、伊藤博文の我憲政史上に於ける功績は實に顯著なるものである。けれども、彼の功績は此惡例を實現したるに依り、其大半を抹殺せりと云ふも過言でない。此點については飽くまで伊藤を批難すべきである。乍併、間接に民黨も亦其責任を免かるゝことは出來ぬ。若し、民黨が立憲政治の發達に對し、確乎たる主義、定見

を有して議會に臨みしものとすれば、決して伊藤をして如此惡例を作らしむるが如きことはなかつたらう。民黨の無謀無責任なる政府攻撃が、遂に藩閥政治家をしてかゝる手段を採らしむるに至つたのであらうと思はれる。



## 第十章 政府及び政黨の推移

## 一 行政整理と閣員の小更迭

第四回帝國議會閉會後、伊藤内閣は行政整理及び海軍改革に着手した。之れが爲め、政府は行政整理委員、海軍取調委員及び其他諸種の調査委員を設けて着々調査を進行し、五月海軍省官制を改正し、八月陸軍省官制を更め、十月行政各部の整理を發表した。此等の改革は、主として局課を廢合し、人員を淘汰し、俸給を増減したのである。而して、行政整理の聲は盛んであつたけれども、實質は多く之れに伴はなかつた。此行政整理に依り、人員の淘汰されたるもの約三千三百人、内二千九百人は判任階級に屬するものであつた。敕、奏任官の減員は約四百人、内一百餘人は、陸海軍の將校を豫備に編入したるに過ぎなかつたのである。又、俸給の如きも、多くは小吏を惱まし、高級者をして却つて高祿に安んぜしむるに至つたのである。而して、此整理の爲めに減少せられたる俸給額は約百五十萬圓、外に廳費若干の減

少ありしも、民黨の査定案とは軒輊する所甚だ大なるものであつた。故に、政府は行政整理を誇張し、其信望を増さんとせしも、世論は却つて其改革を姑息となし、之れを批難したのである。就中、改進黨は不眞面目なる政府の行政整理を批難し、更らに自由黨と提携して之れに當たらんとする計畫さへも企てたのである。

是より先き、文部大臣河野敏鎌は其職を辭し、樞密顧問官井上毅之れに代はりて文相の椅子に就いた。河野は政府の議會政策につき伊藤、井上等等と其所見を異にし、其議の容れられざりしが爲め、第四回議會の閉會を機として内閣を去つたのである。時に三月七日。

三月十一日、司法大臣山縣有朋も亦其職を辭した。而して、山縣は樞密院議長となり、樞密顧問官芳川顯正は山縣の後を襲ひ、司法大臣に任命された。初め山縣は伊藤の切なる勸誘によりて元勳内閣に入り、伴食大臣の職に就いた。彼は常に政黨を忌み、議會開設後、政黨の勢力著しく進展せるを見、甚しく不満を懷いて居つたのである。故に、伊藤内閣に列し、第四議會に臨むや、政黨に對し頗る強硬の態度を持し、閣員と力を併せ大いに政黨の勢力を減殺せんことを期待して居つた。之れ



が爲め、彼は代理首相井上を援け、一步も政黨に譲らざることを畫した。然るに、首相伊藤博文病より起ちて議會に臨むや、政府の態度を改め、詔敕を奏請して時局を收拾し、妥協によりて豫算案の通過を謀り、行政整理を議會に口約するに至つたのである。而して、彼は甚だ之れを喜ばず、議會の閉會と共に斷然伊藤を棄て、内閣を去つたのである。同日、海軍大臣仁禮景範も亦其職を辭し、西郷從道之れに代はり海軍大臣となつた。西郷は會つて品川と共に國民協會に入りて其會頭となり、黨務を統轄して居つた。けれども、固より彼は軍人にして、而かも極端なる保守主義者なりしが故に、複雑なる政黨員を満足に統御することは出来なかつたのである。偶々、閣員の脱會を勸むるものあり、彼は此機逸すべからずとなし、直ちに國民協會を去り内閣に入つたのである。

## 二 國權論の勃興

議會開設以前、屢々國論を沸騰せしめたるものは、外交問題特に條約改正の問題であつた。然るに、時の外務大臣大隈重信の條約改正の蹉跌と、保安條例の實施と

に依り、外交問題に關する國論は稍々頓挫せしめられたのである。時に議會は開設せられ、民黨は藩閥政府を苦しむるに最も有數なる財政問題に其勢力を傾注し、外交問題を争ふの暇がなかつた。勿論、此間と雖も、條約改正及び内地雜居の問題は常に一局部の問題として現はれて居つたとは事實である。殊に、自由黨及び改進黨に屬する或者は、常に對外政策に心を注ぎ、條約改正研究會なるものを設け、對等條約の款項及び其締結方法を審査しつゝあつた。而して、自由、改進黨兩黨の或議員は、第四回帝國議會に於いても、條約改正に關する上奏案を提出し、衆議院は之れを可決して閣下に捧呈した。蓋し、此上奏案は當時世論區々なりし内地雜居に關する國論の趨嚮を一ならしめんと企てたものである。けれども、當時、政府と議會との豫算案に關する確執盛んなりしが故に、世人は深く之れに對し耳を藉さなかつた。

勿論、自由、改進黨の兩黨は、内地雜居許容論を主張しつゝあつた。第四回帝國議會に於いて可決せられたる處の上奏案に依るも、兩黨の此主張は明らかである。彼等は此上奏案に依り、常に内地雜居に反對しつゝありし保守派の口を籍し國論の



一致を期せんとしたのである。偶々、軍艦千島號訴訟事件なるもの起こり、外交問題に關する國論を沸騰せしむるに至つた。軍艦千島號事件とは千島の沈没に對し、我國の政府が英國彼阿會社を相手取り、損害賠償の請求を爲したる訴訟事件である。曾つて、佛國造船所に託して建造せし帝國海軍水雷砲艦千島は其工を終へ、回航せられたる途次、明治二十五年十一月三十日、瀬戸内海に於いて英國彼阿會社の汽船ラベンナ號と衝突して沈没したのである。之れが爲め、政府は彼阿會社に對し、八十五萬圓の損害賠償の訴を横濱の英國領事裁判所に提起した。而して、彼阿會社は衝突の過失千島號に在りとなし、我國に對し十萬圓の損害賠償を反訴したのである。之れに對し、政府は天皇の御名を用ゐて原告たる資格を現はし、天皇は神聖にして犯すべからざるものなるに、反訴を起すの不當なる旨を抗辯したるに、領事裁判所は之れを容れて彼阿會社の反訴を却下した。然るに、彼阿會社は此判決に服せずして、上海の英國上等裁判所に控訴したのである。斯くて、上海の上等裁判所は兩船衝突地は日本の領海なるが故に、本件反訴は横濱の領事裁判所之れを受理すべきものなりと判決した。然るに、我政府は此判決に服せず、更らに英

國樞密院に上訴した。當時、日英條約は日本人民より英國人民に對する訴訟を英國領事裁判所の管轄に置くことを規定して居つた。然るに、政府は被治の人民にあらざるに、自ら英國領事裁判所の下に立ちしと云ふ理由に依り、國民は甚しく激昂したのである。而已ならず、政府は上海英國上等裁判所の召喚に應じて、出廷答辯し、更らに進んで英國樞密院に上訴したるが如きは、是れ即ち外國の裁判權を不當に擴大し、我國の主權を毀損するものなりとの議論が盛んに起つた。且つ、至尊の御名を法廷に濫用し、外國の一商賈に對し、下級裁判官の審理判決を受くるに至らしめたるは、天皇の神聖を犯し、皇室の威嚴を失墜せしめたる者なりとなし、政府の處置につき國權論の勃興を招いた。是より先き、大隈の條約改正に對する反對運動以來、内地雜居を喜ばざる同志は、内地雜居研究會なるものを起こし、盛んに國權論を唱へつゝあつた。彼等は陸奥宗光の條約改正に着手することを聞き、東洋自由黨、熊本國權黨、福岡玄洋社、國民協會、議員俱樂部等と相謀りて大日本協會なるものを組織し、大井憲太郎、佐々友房、神鞭知常、鈴木重遠、阿部井磐根等を其中心となし、内地雜居尙早說、現行條約厲行論等を唱へつゝあつた。而して、軍艦千島訴訟事件起



るに及び、熾んに對外問題に關して強硬論を唱へ大いに天下に呼號した。斯くて外交問題に對する議論再燃し、國權論起り、世論極めて囂々たる有様を呈した。

### 三 第五回帝國議會の解散

第四回帝國議會閉會後、各政黨に甚しき變遷があつた。元來、大日本協會なるものは、東洋自由黨を中心として組織せられたるもの、熊本國權黨、福岡玄洋社及び國民協會等と主義に於いても、又感情に於いても、絶對相容るべきものではなかつた。然るに、國權論の勃興に因り、偶々相聯絡し、條約履行問題を捉へて伊藤内閣に反對の氣勢を現はしたのである。之れと異なり、自由、改進黨兩黨と同盟俱樂部は最も結束を堅くし、第四回議會に於いて、強硬に政府に肉薄し、官紀振肅及び行政整理を政府に口約せしめた。而して、伊藤内閣の行政整理、政費節減なるものは、彼等を満足せしむるに足るべき者ではなかつた。故に、此三派は更らに聯合を堅くし、第五回帝國議會に於いて官紀振肅及び口約履行の問題を携へて、政府を追窮せなければならなかつたのである。彼等は主義政見によりて聯合するものであつたとすれ

ば、當然さうならなければならなかつた。然るに、第四回議會閉會後、自由黨と改進黨とは、漸次其感情を疎隔し、互に相反目せんとする傾向を示すに至つたのである。當時、改進黨と同盟俱樂部は尙ほ三派の聯合を希望した。けれども、自由黨は再び舊怨を想起し、改進黨と事を共にするを屑しとしなかつた。此時に當り、大日本協會は神鞭知常、高橋健三により、改進黨に接近し、之れをして遂に條約履行問題を携へて、共に政府に肉薄すべき態度を決せしむるに至つた。而して、是等のことは、更らに自由黨をして改進黨に離反せんとする傾向を助成せしめたのである。

自由黨は條約履行は開國進取の國是と相容れざるものとなし、極力之れを排斥した。而已ならず、彼等は改進黨及び同盟俱樂部が大日本協會と共に條約履行問題に熱中し、口約履行問題を閉却しつゝあるを快しとせず、遂に斷然此等と連結を斷ち、全然孤立せんと企てたのである。勿論、此間には幾多の複雑なる事情が伏在して居つた。已に自由黨の首領星亨等は陸奥宗光と氣脈を通じ、漸次政府に接近しつゝあつたのである。其結果、黨内に硬軟の二派を生じて、統一を缺き、遂に内訌を醸し、議會建設以來、其勢力隆々たりし自由黨は、漸く天下の信望を失ひ、其勢力昔



日の如くならざるに至つた。

政黨の分野此の如くにして第五回帝國議會は開會された。而して、第五回帝國議會は開會以來、重大なる問題簇出し、頗る喧噪を極めた。議長不信任問題、官紀肅の上奏、條約履行の督促、軍艦千島訴訟事件の追窮、行政整理、口約履行の審査等は、其主なるものであつた。就中、議長星亨の不信任問題は憲政史上に於ける一大珍事である。

第五議會開會前、衆議院議長星亨は取引所問題に關して屢々商賈と會見し、其地位を利用して諸種の便宜を彼等に與へ、不正の利益を取得せりと云ふ風聞が、巷頭に盛んに傳へられたのである。之れが爲め、衆議院に於ける非自由派は星亨を議長に戴くを屑しとせず、第五議會開會の劈頭、即ち明治二十六年十一月二十九日、阿部井磐根の緊急動議に基き、議長星亨に辭職を勸告することを議するに至つたのである。非自由派、改進黨、同盟俱樂部、國民協會、吏黨、無所屬等の所謂六派は、先づ、議會より星を放逐し、議院内の空氣を一掃し、官紀振肅問題を携げて議會に迫らんとした。固より、星に對する風説の眞偽を知ることには出來なかつた。けれども、當時、

天下の輿論は之れを事實と認めて居つたのである。而して、衆議院は議長星亨の不信任案を一舉に可決し、其所決を促した。星は才氣潑洩、奇略に富み、屢々目的の爲めには手段を選ばざる行動を敢へてしたる政治家である。且つ、彼は傲慢不遜にして幾多の政敵を有して居つた。彼は青年時代に陸奥宗光の恩顧を受け、其縁故により彼の後援を得て、第二回總選舉に於いて議員となり、直ちに議長の椅子を獲得した。而して、幾何もなくして、彼は其地位を利用して、取引所設置問題に關係し、多大の利益を收得したりと云ふの怪聞を傳へらるゝに至つた。けれども、彼に對する不信任案は、單に彼に信任を措く能はずと云ふ決議案に過ぎなかつた。『衆議院ハ議長星亨ニ信任ヲ措ク能ハズ、同君ノ議長ノ位地ニアルコトヲ欲セザルガ故ニ、同君自ラ處決セラレンコトヲ望ム』と。然るに、星亨は『衆議院たるもの、其自ら選舉したる議長の信任を問ふが如きは、事固不當にして立憲治下の惡例なり、故に余は其決議に従ふの責任を有せず』と揚言して議長席を去り、副議長楠本正隆をして彼に代はり議事を進行せしめた。討論數番の後、此決議案は百十九に對する百六十の多數を以て可決された。されど、剛愎なる星亨は決議案の議決せられたる



後再び來りて議長席に着き、平然として毫も屈する氣色がなかつた。故に、議會は議長に熟考の餘地を與へんとして直ちに當日會議を閉ぢた。而して、翌日星亨又來り議長席に着き、星亨は縱令如何なる決議を受くるも、衷心疚ましき所なきが故に之れに従はずと放言して當日の議事に入らんとした。茲に於いて、議場は非常に騷擾し之れに處するの途を講せんが爲めに、議會は再び臨時休會を宣して會議を閉ぢた。十二月一日、星亨又來つて更らに讓る所がなかつた。斯くて、非自由派の六派のみならず、自由黨内に於いて星を喜ばざる硬派の議員等も亦大いに激昂し、遂に上奏によつて星を處分せんとし、左の上奏案を可決した。

衆議院副議長 臣楠本正隆 誠恐惶本院ノ決議ヲ具シ謹奏ス。本院ハ衆議院議長星亨ニ信任ヲ置ク能ハス、故ニ其職ニ在ルヲ欲セスト決議ス。臣等曩ニ議院法第三條ニヨリ星亨ヲ奏宣シ敕任ヲ辱ケス。是レ臣等不明ノ致ス所、誤テ天聽ヲ冒瀆ス、恐懼ノ至ニ堪ヘス、謹奏ス。

茲に於いて流石の星亨も大いに當惑し、數日間、自ら閉居謹慎すべき旨を宣して其席を去つた。而して、翌二日、副議長楠本正隆は參内して此上奏文を閣下に捧呈した。斯くて、陛下は宮内大臣を以て衆議院に對し、左の如く敕問せられたのである。

る。

上奏ノ旨意ハ朕ニ議長ヲ更任セヨト請願スルニアルカ、議院自ラ不明ナリシトノ過失ヲ朕ニ謝スルニ止ルカ、更ニ院議ヲ盡セ。

陛下の此敕問に遇ひ、衆議院は、周章狼狽、自ら其不明なりしことを謝し、同時に星亨を懲罰委員會に附して彼に一週間の出席停止を命じた。而して、出席停止期滿了するや、星亨は又來り平然として議長の椅子を占めた。之れが爲め、多數の議員は甚しく憤激し、衆議院は遂に高田早苗、大岡育造等の名を以て星亨の除名案を提出し、九十二に對する百八十五、即ち三分の二以上の大多數を以て之れを可決し、星亨を議會より放逐するを得たのである。星は斯くして議會より放逐された。

衆議院は、初め星亨をして單に議長を辭せしむる計畫であつた。然るに、星が頑堅なりしが爲めに、遂に衆議院多數の反感を招き、衆議院は星亨を院外に放逐するに至つたのである。之れが爲めに衆議院の意氣大いに昂騰し、勢ひに乘じ、衆議院は取引所問題に關して均しく醜聞ありし農商務大臣後藤象次郎、同次官齋藤修一郎を彈劾して大いに官紀振肅を唱へ、政府を突撃せんと企てた。當時、農商務大臣、



次官等は取引所問題に關し、屢々商賈と密會して不正の行爲を爲したりと云ふ醜聞が盛んに傳へられて居つたのである。故に、衆議院は星亨放逐後、直ちに農商務大臣及び次官の彈劾上奏案を可決し、之れを閣下に捧呈した。

衆議院副議長臣楠木正隆謹テ奏ス、伏惟レハ陛下下忠孝ヲ以テ億兆ヲ率キ廉節ヲ以テ群臣ヲ御シ、三綱因テ張リ、四維因テ立ク、古聖主ノ治ト雖モ何ヲ以テ之ニ尙ヘンヤ。任ニ輔弼ニ當ル者、宜シク風紀ヲ嚴ニシ、内行ヲ肅ミ、以テ陛下聖明ノ治ニ奉答スヘキ也。今ヤ、我邦陛下ノ盛徳ニ頼リ、國民以テ安シト雖モ、宇内ノ形勢ハ敢テ臣庶ノ懈惰疎慢ヲ容サス、閣臣タル者、宜シク日夜惴々トシテ敢テ寢食ヲ安セス、或ハ民心ヲ失ヒ以テ陛下至治ニ負カムコトナレバ是レ懼ルヘキノ秋ナリ。然ルニ閣臣自ラ誠メス、漫ニ臨ムヘカラサルノ席ニ臨ミ、會スヘカラサルノ人ニ會シ、饗宴ヲ享ケ其官僚ヲシテ贈遺ヲ容レシメ、醜聞道塗ニ盈チ、惡聲街巷ニ喧シ、政府ノ威嚴行ハレス、宰臣ノ信用地ニ墜チタリ。今ニシテ之ヲ正サスンハ、臣等恐クハ上陛下ノ盛徳ヲ累ハシ、下衆庶ノ離心ヲ致サムコトナ。臣等願クハ陛下聖斷以テ閣臣ノ不肅ヲ誅メ給ハンコトナ。臣楠木正隆誠恐誠惶謹テ奏ス。

此上奏案の議會に提出せらるゝや、政府は大いに狼狽し、凡ゆる手段方法を講じ、其通過を妨げんと試みた。けれども、更らに其效なく、此案は提出後直ちに議決せられた。然るに、其議決後十餘日を経るも、政府は何等處決する所がなかつたの

である。是に於いて、衆議院は更らに上奏案に對し、政府の處決を促す決議案を議會に提出し、殆んど満場一致を以て之れを可決した。此決議案議事進行中、首相伊藤博文は衆議院に臨み、衆議院の上奏案議決の翌日、上書を閣下に捧呈し、宸斷を待つべき手續を履行したることを辯明した。斯くて、衆議院は初めて上奏案通過の翌日、伊藤が上書を捧呈して宸斷を仰いだる事實を知るに至つたのである。伊藤は衆議院に於いて、其上書なるものを朗讀し、更らに語を繼ぎ「斯の如くの上奏を致して今日迄宸斷を待ち奉つて居るのである。然るに、諸君は吾等を被告として即ち天皇の宸斷を仰ぎ奉つて置きながら、宸斷の未だ下らざるに當つて、催促を爲さるのでありますか。如何でございますか。勿論吾等一身の爲めに圖れば進退去就は風塵の如くである。然れども、國家の重責を負うて一日も此安危に關係する所の地位を空うすることは出来ない。又此日本の政府は主權、天皇に在る政府である以上は、諸君の註文に依つて進退すべきにあらずして、去就一つに天皇の宸斷に依らざるを得ぬのであります。故に仰いで宸斷を待つて居るのである。而して未だ宸斷の命を賜はらぬのである。進止素より命に従ふ積りである。餘り輕



躁な御催促ではないか。早く退けと仰しやるか。諸君の命令に従つて退けと仰しやるのですか。それはあなたの御議論は此議院に大臣を進退するの主權ありと御主張なさるか。是に就て、即ち吾等は斯の如く臣子相當の分を盡くして居ると云ふことを、諸君の前に一言述べて置きます」と主張し、殆んど衆議院に對し、挑戰的態度を示し、其輕卒を詰り、衰龍の袖により閣臣の非行をも敢へて蔽はんとしたのである。けれども、決議案は通過した。而して、政府は何れにせよ、其立場を明かにしなければならなかつたのである。

至尊は伊藤の上書により、樞密院に御諮問あらせられ、樞密院は評議の結果、左の如く奉答した。

樞密院議長伯爵山縣有朋、樞密顧問官ノ決議ヲ以テ謹ミ奏ス。衆議院ハ本月四日ヲ以テ一ノ奏文ヲ呈シ、官紀紊亂シテ閣臣ノ信用地ニ墜チタルヲ疏陳シタリ。農商務大臣伯爵後藤兼次郎ハ、衆議院ノ奏文ニ言フ所ハ主トシテ其職司ニ關スルモノトナシ、之ニ對シテ奉表陳辯以テ罪ヲ待チ、内閣總理大臣伯爵伊藤博文亦端撥統督ノ職盡サレノ責ヲ引キ、奏疏ヲ捧ケタリ。而シテ、臣等至高謀詢ノ職司ニ具ハルヲ以テ茲ニ恭シク諮詢ヲ賜フ、臣等是ニ於テカ恐懼敢テ肺腑ヲ披カスンハアラス。臣等衆議院カ本案ノ奏文ヲ上リタルノ述ニ週リテ之ヲ察スルニ、官紀不振ト目スヘキ事實ニ就テハ曾テ之

ヲ政府ニ質疑スルコトナク、又敢テ閣臣ニ責ムルコトナク、一日遽カニ議事日程ヲ變更シ、緊急動議トシテ殆ト討論ヲ盡サス、亦閣臣ヲシテ疏辯スルノ暇アラシメシテ之ヲ通過シ、直ニ之ヲ天閣ニ訴ヘタルカ如シ、而シテ、數日ヲ過キ宸斷ノ未タ下ラサルヤ、衆議院ハ又直ニ閣臣ニ對シ、處決ヲ促スノ決議ヲナシタリ。凡ソ閣臣ノ責ニ外ニ當ルアルニ於テ、猶直ニ宮宸ニ奏スルハ、最も重大ノ事件ニ於テ、最も慎重ノ用意ヲ以テセサルヘカラス。衆議院カ閣臣ニ質サス、又閣臣ト其議ヲ悉スニ及ハスシテ奏疏シ、多ク事實ヲ明ニスルヲ勉メスシテ徒ニ聖聽ヲ煩シタルハ臣等ノ取ラサル所ナリ。農商務大臣ノ陳情スル所ハ、衆議院ノ上奏ニ比シテ事實ヲ具フル詳ナリト雖モ、臣等カ別ニ稔聞スル所ニ徴スルニ農商務省ノ吏僚中其行爲往々疑似ノ迹ニ涉ルヲ免レスト認ムルモノ誠ニ之ナキニ非ス。東京地方裁判所公判廷ノ證言亦班々之ヲ示スモノアリ。抑々農商務省ハ其職司最も人民ニ接近シ、商工ノ營利ニ交渉スル最も多キカ故ニ、之ニ親ムヲ要スルト共ニ決シテ之ヲ狃レシムヘカラス。之ニ長官タルモノハ平生特ニ其僚屬ヲ飭厲シ、以テ官紀ノ振フヲ任トスヘキハ臣等ノ疑ヲ容レサル所ナリ。國務大臣ノ進退ニ至テハ特ニ陛下ノ大權ニ存シ、外間ノ容喙ヲ許サス、衆議院ノ奏陳亦素ヨリ之ヲ求ムルニ非サルヘク、臣等又敢テ敷奏セス、責ノ輕重ト過ノ大小ト夫ノ材ノ適否ト一ニ震衷ニ斷セサルヘキノミ。而シテ、今日内外時局ノ多事ナルハ陛下本年二月十日臣僚ニ賜フノ詔旨ニ宣示セラル、所ノ如シ。陛下在廷ノ臣僚ニ信任シテ陛下ノ事ヲ終始セシメラルルニ於テ、一瑣事ノ爲ニ廊廟ノ柱礎ヲ搖撼スルハ、宜シク避クヘキノ



事タルヲ信ス。臣有朋誠恐誠懼謹ミテ以聞ス。

明治二十六年十二月廿三日

樞密院の此奏議により、陛下の詔敕ありて、伊藤内閣は、其活路を得たのである。否、伊藤内閣は寧ろ斯くして其活路を造つた。伊藤内閣は薩長藩閥の聯立内閣とも云ふべきもの、其成立の趣旨は薩長藩閥の議會に對する地盤を強固にし、第二及び第三議會に於いて彼等が失墜したる權威を挽回するにあつたのだ。而して、内閣と云ひ、樞密院と云ひ、職務及び地位は異なつて居つても、其勢力の中心は同一物である。故に、樞密院の奏議なるものは、多分内閣員の意思であつたであらう。當時、内閣に於いても、樞密院に於いても、勢力の中心は伊藤博文であつた。而已ならず、彼は宮中に於いても、勢力の中心であつたことは疑ひない。恐らく、樞密院の此奏議なるものは、間接或は直接、伊藤の意思によつて決せられたものであらう。伊藤が衆議院の上奏案議決後、上書を陛下に捧呈しながら之れを祕密に附して居つたことから、此間の消息は推測し得られるであらう。兎に角、伊藤の上書、樞密院の此奏議及び之れによつて下し賜はりたる處の陛下の詔敕により、衆議院の上

奏案は遂に、其効果を奏することが出来なかつたのである。

衆議院は星亨に對して豫期以上の成功をなした。然るに、均しき正面攻撃によりて政府の堅壘をば動搖せしむるとは出来なかつた。之れが爲め、衆議院は現行條約履行の建議案により、政府と決戦しようとして企てたのである。十二月十九日、阿部井磐根は民黨六派の賛同を得て、緊急動議として同建議案を提出し、之れを議題となし自ら壇上に立ちて其説明の任に當つた。而して、其説明の央に於いて、突然政府は議會に十日間の停會を命じた。越えて二十九日、停會期滿つるに當つて、外務大臣陸奥宗光は議場に臨み、條約履行論を痛く辯駁し、衆議院の建議案に絶對反對の旨を宣した。而して、政府は更らに十五日間の停會を命じ、其停會期盡くるに至つて第五帝國議會解散の命を傳へた。斯くて、第五議會は停會に次ぐに停會を以てし、遂に解散さるゝに至つたのである。

#### 四 解散の理由

斯くの如く第五議會は解散された。乍併、伊藤内閣は何が故に議會を解散した



るか、更らに其理由を公にしなかつた。故に、衆議院は勿論一般の國民も、亦解散の理由を知ることが出来なかつたのである。條約履行の建議案の爲めに議會は屢々停會され、遂に解散の命に接したけれど、此建議案が果して解散の理由となりしかどうかは、當時頗る疑問であつた。會つて松方内閣が第二帝國議會を解散するや、直ちに其解散の理由を公表した。然るに、伊藤内閣は此先例あるにも係はらず、解散の理由を示さなかつたのである。故に、民黨議員は甚しく憤慨した。けれども、議會は已に解散され、直接其解散の理由を政府に質すべき道がなかつたのである。此時に當つて、貴族院に於ける對外硬派に同情を寄せつゝ、ありし保守的分子は、衆議院に同情し、政府の處置を無謀となし、公爵二條基弘等三十八名連署して一片の忠告書を伊藤博文に寄せた。其要に曰く「立憲以來、衆議院は豫算の削減にのみ維れ専らにして、復た他の國務を顧みざりしと雖も、今や、從來の慣行を改め、國權の退縮を憂ひ、官紀の弛廢を悲しみ、或は上奏を爲し、或は建議を提す、是れ蓋し、大政翼贊の道に向ひ、國家利弊の根源に着眼し、其蹇々の誠を致すもの、素より議員當然の職務なりとす。其建議せんとする條約履行案の如き、政府をして其當然の職務を履

行せしめんとするに存し、何等非議すべき所あるを見ず。然るに、政府は之れを誤解し、開國進取の國是を阻撓するものと爲し、議員を誣ふるに頑冥攘夷の徒を以てし、屢々停會を奏請して議會の言論を壅塞す。是れ啻に政府輔弼の責任に應せざるのみならず、却つて外人の疑心を招き、國民の反抗を來し、遂に國家將來の一大不幸を醸成するに至らん。且つ夫れ、政府一旦の意氣に任せて猥りに、停會を奏請し、敕書已に下り、僅かに一夜を隔て、又解散を奏請し、前敕を徒爲に歸したるが如き、國家の爲めに深く歎惜に堪へざる所なり」と。之れに對し、伊藤博文は二條公外三十七名の貴族院議員に宛て、長編の復書を送つた。而して、此復書が公表せらるゝに及んで、初めて伊藤内閣の議會解散の理由が知らるゝに至つたのである。伊藤博文の此復書は頗る長編のもの、其解散の理由とする處は、單り條約履行の建議案提出についてのみではない。伊藤は解散の理由として、議長の進退に關して、衆議院が上奏の特權を濫用し、宸問を蒙るの後に其不明を謝するの陳奏を爲したること、とをも數へて居る。且つ、伊藤は官紀振肅の上奏案を衆議院が決議したることは、衆議院が内閣と全然和協の意思を有せざりしものと認め、之れをも解散の理由と



して居る。尙、衆議院が從來の査定方針によりて豫算案に對し、多大の削減を加へんとしたるのみならず、行政組織のことは政府の責任に屬することなるにも係はらず、衆議院は行政組織の觀念なくして、敢へて政府の措置に反對したるが如きは、協賛の任を全うすべきものにあらすと云うて、之れをも解散の一理由として居る。要するに、伊藤内閣の議會解散の理由なるものは、衆議院が政府の意に應じ、政府の希望するが如く行動しなかつたと云ふことである。而して、先きに忠告を與へたる處の貴族院議員は、此復書に満足せず、更らに伊藤博文に「復論に服する能はざる理由書」なるものを送り、更らに痛切なる反駁を加へ、政府の處置の不當なることを論難したのである。固より、此等の貴族院議員は、政府の衆議院解散其ものよりは、政府の軟弱なる外交を責め、對外硬論を唱へ、條約厲行論を極端に主張することにあつた。彼等は決して、憲政の運用上から伊藤内閣の衆議院解散の非を鳴らしたのではない。彼等は衆議院の條約厲行論に賛成して居つたのであるから、之れに反對したる處の政府を攻撃したるのみである。

### 五 政黨の異動と總選舉

政府は第五議會に於いて、其閣員後藤象次郎及び齋藤修一郎に對する彈劾に遇ひ、首相伊藤は上書を奉り、樞密院を利用し詔敕を賜はりて、漸く其責任を曖昧模糊の裡に葬つた。けれども、世論の攻撃甚しく、議會解散後間もなく、後藤及び齋藤を辭職せしめ、榎本武揚をして農商務大臣たらしめた。斯く、政府は一方に於いて後藤及び齋藤を斥け、民論の緩和を計ると共に、他方に於いて言論集會の取締を嚴にし、且つ各種の警察法令を厲行して政府に不利益なる新聞に停刊を命じ、或は政治的集會を解散して言論を壓迫し、甚しく政黨の活動を拘束した。就中、大日本協會に對しては其解散を命じた。大日本協會は第五議會に於いて、條約厲行論を唱へ、最も強硬に政府に肉薄したるものである。其結果、大日本協會は政府の怨みを買ひ、遂に解散せらるゝに至つた。又、國民協會は其組織上社交俱樂部なりしも、政社と認定せられ、止むを得ず國民政社と其名稱を改めた。其他同盟、同志の兩俱樂部も亦政府の爲めに政社と認定されたのである。之れが爲め、同盟、同志の兩俱樂部



は遂に合同して一政黨を組織し、名けて立憲革新黨と稱へ、二十七年五月、結黨式を挙げたのである。蓋し、政府が國民同盟、同志俱樂部等を政社と認定したるは、政社法によりて此等の取締を嚴重にする爲めであつたのである。

議會の解散と、之れに伴ひし政府の政黨抑壓は、甚しく民黨の反抗心を挑發し、遂に彼等をして聯合を畫せしむるに至つた。第五議會に於いて條約厲行論を以て政府に肉薄したる處の各種の政黨、即ち改進黨、新たに組織されたる立憲革新黨、國民政社、財政革新會、中國進歩黨は、聯合して自主的外交と、責任内閣の完成とを標榜して、來るべき議會に於いて、最も猛烈に政府に肉薄せんと企てた。

獨り自由黨は前議會よりの關係上、管に之れに加はらざりし而已ならず、寧ろ漸次政府に接近するに至つた。初め第五議會に於いて議長星亨の不信任問題起るや、同黨黨員中平素星に慊焉たりしものは、書を總理板垣退助に寄せ、速かに星亨を處分して黨の威信を保たんことを要求した。然るに、總理板垣は議長不信任決議の不法なるを論じ、却つて彼等の説を斥けたのである。之れが爲め、星に對し不満を有する者十四名連署して脱黨し、同志俱樂部なるものを組織した。即ち、前に述

べたる處の同志俱樂部なるものは、此等の脱黨したる自由黨員によりて組織せられたるものである。斯く、自由黨は其黨内に於いても、一致の歩調を採ることが出来なしたのである。けれども、其多數は聯合民黨の主張に反對し、條約厲行論反對の旨を言明しつゝあつたのである。

政府は第五議會解散により、二十七年三月一日、臨時總選舉を行ふことに決定した。而して、政府は總選舉前、各地方長官、警察部長、憲兵隊長等を召集し、前議會解散は條約厲行建議案の確執に因ることを言明し、嚴重に且つ公平に、總選舉を取締るべきことを彼等に訓旨した。曾つて、松方内閣の選舉干涉の失敗に鑑み、政府は全然干涉を避けようとしたのである。之れが爲め、政府反對の輿論は頗る熾烈なりしも、選舉は概して公平に行はれた。乍併、各候補者間に於ける競争は頗る激甚なるものにして、一名の死者と百十餘名の負傷者を見るに至つたのである。而して、選舉の結果を黨派別にすれば左の如くである。

立憲自由黨	百二十名	立憲改進黨	六十名
國民政社	三十五名	同志政社	二十四名
同盟政社	十八名	政務調査派	五名



舊大日本協會

八名

無所屬又ハ不詳

三十名

此總選舉に於いて、世人の稍々豫想に反したりしことは、自由黨が總選舉の結果、却つて其黨員を増したること、星亨の當選とであつた。第五回議會以來、自由黨は其他の民黨と別れ、軟弱なる態度を表はせしが故に、頗る其威信を失墜した。而已ならず、星亨事件に對する黨内に於ける内訌の爲め、其統一を缺いて居つた。故に、總選舉により、其黨員の著しき減少を招くであらうとは、當時、一般に豫想して居つた處である。然るに、事實は之れに反し、却つて其黨員を増し、且つ、議會の除名處分を受けたる其首領星亨でさへも當選せられたのである。

## 六 第六回帝國議會

第六回帝國議會は五月十二日に召集された。衆議院は直ちに正副議長の選舉を行ひ、楠本正隆は議長に、片岡健吉は副議長に當選された。

議會開會の劈頭に於いて、最も喧噪を極めたる問題は、前議會の解散に對する政府の不當を責めんとする問題であつた。故に、開院式終るや、幾何もなくして内閣

總理大臣伊藤博文は、自ら衆議院に臨み、前議會解散の理由を述べ、且つ其施政の方針を説明した。而して、彼は條約改正問題は維新以來の懸案にして、政府は萬難を排して之れを解決せんとし、近く其目的を達すべき時期に到達せんとしつゝあるが故に、之れを政争問題とせざることを希望する旨を述べた。乍併、前議會の解散につき激憤しつゝありし議員は、更らに之れに耳を傾けなかつた。稍々政府に同情し、條約厲行論に反對しつゝありし自由黨すらも、輿論の大勢に制せられ、前議會解散問題を不問に附することは出来なかつたのである。斯くて、自由黨は河野廣中をして解散に對する政府の責任を問ふべき決議案を議會に提出せしめた。

明治二十六年、第五期帝國議會ニ於テ、本院未ダ意思行爲ヲ發表セザルニ當テ、政府ハ之ヲ解散シ、且其理由ヲ明示セザルハ、立憲的動作ニアラズト認ム。因テ本院ハ第五期議會解散ニ伴ヘル政府ノ行爲ヲ不當ナリト決議ス。

此自由黨の決議案に對し、聯合民黨は尙ほ飽き足らずして、犬養毅によりて左の修正案を提出した。

現内閣ノ行爲ハ非理不當ナリト認ム。依テ本院ハ現内閣ニ信ヲ措ク能ハズ、茲ニ之ヲ決議ス。



聯合民黨が自由黨の決議案に満足せざりしは、自由黨案は單に政府の不當を認むる而已にして、更らに其責任を問ふ處がないと云ふ理由であつた。而して、斯く決議案に對し、自由黨と民黨との間に意見の衝突を來たせしかば、兩案共に否決されたのである。乍併、此決議案を全然否決すると云ふことは、兩者の意思ではなかつた。故に、神鞭知常の動議により、特別委員を擧げて折衷案を成案することに議決した。特別委員の手によりて成りたる折衷案なるものは左の如くである。

第五期帝國議會ニ於テ、本院未ダ其意思行爲ヲ發表セザルニ當テ、政府ガ之ヲ解散シ、且其理由ヲ明示セザルハ立憲的動作ニアラズト認ム。依テ、本院ハ第五期議會解散ニ伴ヘル政府ノ行爲ニ信任ヲ措ク能ハズ。茲ニ之ヲ決議ス。

斯く聯合民黨の修正案に主張したる『現内閣ニ信ヲ措ク能ハズ』と云ふ字句を改めて『第五期議會解散ニ伴ヘル政府ノ行爲ニ信任ヲ措ク能ハズ』と改め、政府詰責の範圍を制限して自由黨の同意を得、此決議案は十七に對する二百五十三の大多數を以て可決されたのである。乍併、此決議案は、單に解散に關する政府の行爲に對してのみ不信任を表したるものなれば、政府は甚しき痛痒を感じる事はなかつた。解散は已に過去の事實である。現在の政府に對する不信任案ではなかつた。故

に、此決議案を以て政府を動搖せしむることを希望することは不可能であつたのである。

されば、聯合民黨は決議案を以て満足せず、條約履行問題及び前議會に現はれたる内閣の諸種の失政を捉へ、之れを彈劾する上奏案を提出した。此上奏案提出者は大井憲太郎外九名であつた。上奏案の議會に提出さるゝや、政府は凡ゆる手段を盡くして其通過を妨害し、爲めに議場の混亂鼎沸の如くであつた。而して、自由黨及び中立黨の反對に遇ひ、此上奏案は遂に否決の運命を見るに至つた。けれども、當時、條約問題と前議會の解散とにより、政府反對の輿論は、國內到る處實に旺盛なるものであつた。之れが爲め、稍々政府に接近しつゝありし自由黨と雖も、表面政府辯護の地位に立つことは出来なかつたのである。而して、自由黨も其威信を保つが爲めに、官紀振肅、政費節減等内政の問題を捉へて、閣臣の行爲を戒飭せられんことを望むと云ふ意味の上奏案を提出した。勿論、聯合民黨はかゝる軟弱なる上奏案に賛意を表すべき理由はない。之れに對し、民黨は幾多の修正案を提出し、兩者の討論頗る激烈なりしが、遂に民黨の勝利に歸し、自由黨の原案に幾多の修正



を加へ、左の如き上奏案の成案を見るに至つた。

衆議院議長臣楠本正隆誠恐謹言。敬聖文武天皇陛下登極ノ首メ五事ノ誓文ヲ下シ、明カニ億兆ニ示シ給ヒ、上下心ナリニシ盛ニ經綸ヲ行ハシム。大詔ノ嚴ナル屹トシテ山嶽ノ如ク、天恩ノ厚キ程トシテ春風ニ似タリ。臣等瞻仰景從日夜孳々トシテ盛徳ヲ翼賛シ、鴻旨ニ奉答セント欲スルモノ年已ニ久シ、然ルニ比年閣臣其施設ヲ誤リ、内治外交共ニ其職責ヲ失シ、動モスレハ則チ累チ帝室ニ及ホスニ至ル。曩ニ第四期帝國議會ニ方リ閣臣ノ見ト臣等ノ議ト相觸レ、臣等内閣ト並ヒ立ツ能ハス。謹テ上奏以テ罪ヲ竣ツ。陛下長クモ誓文ノ意ニ基カセラレ大詔ヲ下シ在廷ノ臣僚及帝國議會ノ各員ニ告ケ、和協ノ道ニ由リ以テ大事ヲ補翼シ、有終ノ美ヲ濟サンコトヲ望ミ、特ニ閣臣ニ命スルニ行政各般ノ整理ヲ以テシ給ヘリ。國務大臣モ亦隆渥ノ聖旨ヲ奉シ、第五期帝國議會ヲ期シ、政綱ヲ振厲シ、政費ヲ節減シ、海軍ヲ釐革センコトヲ誓ヘリ。是ニ於テ學國ノ民陛下カ輿論ヲ嘉納シ給フヲ聽キ、額手シテ第五期帝國議會ヲ竣チ、來蘇ノ慶アラシコトヲ翹望セリ。然ルニ閣臣ノ經營一時ヲ彌縫スルニ止マリ、政綱未タ振厲セズ、海軍未タ釐革セズ、惟僅ニ費途ヲ節シ、吏員ヲ淘汰シ、以テ大事ヲ模稜スルニ過キス。特ニ外政ニ至リテハ、偷安姑息、只外人ノ歡心ヲ失ハンコトヲ是レ畏レ、内外親疎輕重ノ辨別ヲ顛倒スルニ至ル。是レ臣等カ偏ニ聖旨ニ背戾センコトヲ恐レ、戰兢自ラ安ニスル能ハサル所以ナリ。臣等區々ノ微衷恭シク大詔ニ遵ヒ經綸ヲ畫シ、至誠以テ天意ニ奉答セント欲スト雖、閣臣常ニ和協ノ道ニ背キ、臣等ナシテ大政翼賛ノ重責ヲ全ウスル能ハ

サラシム。此ヲ以テ臣等閣臣ニ信ヲ置ク能ハサルナリ。今ニシテ之ヲ匡正セスンハ臣等竊ニ恐ル、憲政内ニ紊亂シ、國威外ニ失墜センコトナリ。是レ臣等カ默セント欲シテ默スル能ハス、敢テ赤心ヲ披瀝シ、闕下ニ陳奏スル所以ナリ。仰キ願クハ、陛下覆載ノ聖恩ヲ數キ、日月ノ照鑑ヲ垂レ給ハンコトナリ。衆議院議長臣楠本正隆誠恐謹言。奏ス。

六月一日、議長楠本正隆は、此奏疏を闕下に捧呈した。然るに、翌日宮内大臣を経て衆議院の上奏は、御採用に相成らずとの聖旨を衆議院に傳達されたのである。而して、之れと共に政府は衆議院解散の詔敕を發し、其解散を命じたのである。

會つて、伊藤内閣は第五回議會を解散し、其理由を公示せざりしが爲めに、非常なる世論の反對に遇うた。之れに鑑み、政府は、今次の解散に關し即時官報を以て解散奏請の奏議を發表した。其理由は、政府が諸政の整理及び國權伸張に盡瘁しつゝあるにも係はらず、衆議院は政府の意を諒する能はず、切りに放言壯語して政府の措置を難じ、百年の大計を破壊する恐れがあると云ふことであつた。されど大體に於いて、其解散の理由なるものは、茫漠たる抽象的のものであつて、殆んど捕捉すること能はざるものであつた。

勿論、第六回議會に於ける民黨の行動も、穩當なものであつたと云ふことは出來



ぬ。彼等は第五議會の解散せられたることを怨み、全く感情に制せられ、時勢の如何をも顧みず、政府が最も苦痛とせし條約厲行論を唱へ、一に政府を破壊せんと企てたのである。彼等は國家或は國民の爲めに内治外交に對し、堅實なる政策を行はんとして政府に反對したのではない。實際、伊藤内閣は維新以來の懸案なりし、條約改正問題を解決せんとするが爲めに非常に苦慮しつゝあつたのである。而已ならず、當時の事情に於いて許す限り、行政整理を爲し、政費の節減をも斷行したのである。然るに、民黨は多年の藩閥政治家に對する怨恨と、第五議會の解散に對する鬱憤の爲めに、専ら感情に奔りて國家の大計をも顧みず、政府顛覆を熱望し、過激にして且つ不條理なる決議、或は上奏案を可決したのである。故に、伊藤内閣は單に專横を恣にするために、第五及び第六議會を、立憲上正當なる理由を有せずして解散したるものなりと評することは出來ぬ。伊藤内閣が第五議會を解散しながら、其理由を公表せざりしことは、全く立憲政治の根本的精神に戻る行爲であつたに相違ない。加之、伊藤が貴族院に於いて之れを詰責せられ、政府は衆議院の解散に對し、其理由を説明すべき義務を有せずと主張せしは、甚しき暴言と云はねば

ならぬ。勿論、憲法上政府が議會を解散したる場合、政府は其理由を説明すべしとは規定して居らぬ。乍併、議會は國政を協贊する爲めに作られたものである。之れを政府が解散する場合、其理由を國民に公表せぬと云ふ理由はない。一體、議會の解散は、議會が國民の意思に戻ると認めたる場合に斷行せらるべきものである。されば、政府は其理由を發表し、政府の見解が正しきか、將又、議員の主張が正當なるか、之れを國民に問はねばならぬ。立憲國に於ける議會の解散は、之れ以外の意義に於いて行はるべき筈のものではない。然るに、伊藤が議會解散の理由を説明すべき責任政府になしと云へるは、立憲政治を根本より無視したる處の言である。之れに對し、議會が烈火の如く憤慨し、政府を詰責せんとしたることを咎むることは出來ぬ。故に、政府も政府なれば、議會も議會だ。兩者共に立憲政治の常道を逸したるものと云はねばならぬ。

又、第六議會に於ける衆議院の奏疏が却下せられたることは、我憲政史上大いに考慮を要すべきことである。此一事は、當時は勿論、今日に於いても殆んど一般に注意されて居らぬ。乍併、立憲政治が漸次進歩し、政界の事情が益々複雑となるに



従ひ、此實例が他日再び繰り返へされるが如きとはなからうか。若し、果して然りとすれば、這は憲政上重大なることである。一體、立憲國に於ける君主の政治上の行動は、凡て政府當局者の奏請によつて定まるのである。伊藤は此事を十分理解して居つた人である。彼は曾つて之れを公言したこともある。去れば、之れに對する責任も亦、當時總理大臣たりし伊藤自らが負はねばならぬ。伊藤は天資聰明なる人。而して、我國の立憲政體建設及び其發達について貢獻したる處は實に夥多しい。之れに就き彼の功績に優るものはないと云ふも強ち過言でない。乍併彼は非常なる野心家であつた。且つ彼の政府部内及び宮中に於ける勢力は實に偉大なるものであつた。而して、彼は餘り政權に執着したるが爲めに、其功績の半を抹殺するが如き憲政史上に幾多の惡例をも作つた。彼の内閣總理大臣時代に於いて、苟くも國民を代表する衆院議の上奏案を、陛下が御採用なし給はざりし如き實例を造つたる責任も亦、彼に存するのである。彼の此罪は決して輕からざるものである。此等のことは憲政の健全なる發達を希望するもの、深く考慮すべきことである。

### 七 日清戰爭の内治に及ぼせる影響

第六回帝國議會の解散せらるゝや、議會に於ける對外硬派即ち民黨は、政府の非立憲的議會解散に對し甚しく憤慨し、政府攻撃の氣勢は益々猛烈であつた。彼等は夙くも總選舉本部を設け、新聞同盟會を組織し、自主的外交、責任内閣の二大綱領を提げて、飽くまで政府に肉薄せんとした。之れが爲め、政府は極端なる高壓手段を採り、政社法を厲行して政黨の連結を禁じ、言論の自由を拘束して彼等の活動を妨ぐる等、其民黨に對する態度は頗る嚴酷なるものであつた。故に、民黨の反動は益々強烈となり、各派其結合を堅くし、新選議會に於いて内閣を倒さざれば止まざるの勢ひであつた。

此時に當り、偶々朝鮮に於いて東學黨の亂あり、測らずも局面展開を見るに至つたのである。明治十八年に締結せられたる天津條約に依り、朝鮮に關する日清兩國の關係は、表面解決せられたるが如き感ありしも、朝鮮に於ける開化黨即ち日本黨と、守舊黨即ち支那黨との暗闘は、常に絶ゆる時はなかつた。時に明治二十七年



初夏の候、朝鮮の一地方に東學黨の亂起こり、漸次猛威を諸道に振ひしも、中央政府は自ら之れを鎮むる能はず、人心頗る恟々、人民は堵に安んずる能はざりしのである。此機に乘じ、清國は兵を朝鮮に出だし、益々其勢力を扶植しようとなつた。之れが爲め、我政府も亦天津條約に基き、兵を朝鮮に送り、以て不慮の變に備へんとしたのである。斯くて、朝鮮に於ける日支兩國の關係は益々紛糾し、風雲益々急なるの狀を呈するに至つた。而して、我國論は概ね主戰に決し、舉國一致、以て時局に當らんとする建言さへも、政府に呈せられたのである。愆くて、兩國平和の解決を見るに至らず、八月一日、遂に、我政府の宣戰布告を見るに至つたのである。

日清戰爭の開始に依り、從來、引き續き議會の解散に遇ひ、且つ峻烈なる政府の壓迫に甚しく憤慨し、新議會に臨み、只一撃の下に内閣を崩壊せんと意氣組み居たりし政府反對黨も、亦俄かに政府攻撃の鋒を收め、純然たる吏黨と共に政府の後援となり、政争は、一時全く地を拂うた。故に、第六議會解散當時の豫想に反し、臨時總選舉も極めて平穩に行はれ、政府反對の聲は全く跡を絶ち、各黨各派の對議會方針の如きも、亦皆政府を援けて開戰の目的を達せしめんと云ふことに一決し、舉國一致と

云ふ美名の下に、立憲政體の存立は全く其意義を失ひしと云はるべき有様であつた。而して、政争全く止みしが、故に、總選舉の結果も、大多數は前回の議會に於ける議員の再選せられたるものにして、各黨の勢ひにも殆んど其相違を見ることになつた。總選舉後に於ける衆議院議員を黨派別にすれば、自由黨百五名、改進黨四十五名、革新黨四十名、國民協會三十名、其他の小黨無所屬合計八十名であつた。

斯くて、第七回帝國議會は二十七年十月十五日、廣島に召集せられ、其會期は一週間であつた。世界各国の議會と云ふ議會にして、恐らく、之れより無事平穩なりし議會は、未だ曾つてなかつたらうと思ふ。又、將來に於いても、之れ以上平穩なる議會はあるまい。一億五千萬に達する軍費は、咄嗟の間に滿場一致を以て可決せられ、一人の異論を唱ふるものはなかつた。而して、政府の提出したる其他の各法案も亦、全部兩院に於いて可決された。

第八回帝國議會も日清戰爭中に開會せられ、且つ閉會さるゝに至つたのである。而して、常に我國の議會に於いて、政府と論争の中心なる豫算案も、殆んど何等の修正なく可決せられた。從來、議會は豫算案に對する査定方針を立て、政費の節減に



重きを置いて居た。然るに第八議會に於いて、議會は自ら其査定方針を變更し、政府の豫算案に協贊を與ふる態度を採つたのである。當時豫算委員長たりし武富時敏は其豫算査定報告を爲すに當り、『國家の急務は又豫算を以て政府と争ふを容さざるものあり、即ち事の緩急輕重を計り、其大體に於いては忍んで政府の提案に協贊を與ふること、せり』と云うて居る。此一事に徴しても日清戦争の爲めに、如何に議員の態度が自ら改めらるゝに至つたかを知ることが出来る。當時竹内正志等は議會の責任を重んじて従來の査定方針を固執せんことを主張せしも、殆んど之れに應ずるものはなかつた。而して、大勢は又如何ともする能はず、斯くて、議會は殆んど政治を忘れたのである。通常の豫算案に對しても如此である。軍事費に對しては云はずもがな。國民も、議員も我海陸軍の連戦連勝に對し、狂熱其極に達し、衆議院は一億萬圓に對する臨時軍事費追加豫算案に對しても、滿場異議なく可決したるのみならず、更らに其可決の理由を左の如く明かにした。

本院ハ征清ノ大詔ヲ遵奉シ、交戦ノ目的ヲ達シ、帝國ノ光榮ヲ全ウスルハ、前途尙遠キヲ信ズ。故ニ之ニ伴フ軍實ノ支出ハ更ニ幾何ヲ要スルモ、進テ之ヲ協贊スベシ。特ニ茲ニ決議シテ本院ノ意思ヲ明ニス。

斯くの如く、第七及び第八議會は無事平穩に終つた。外患ある時、内治の振はざるは通例である。外患ある時、一國の國民の自由や、權利は必ず拘束せられ、其進展は妨げられるものである。日清戦争の爲めに、我國の立憲政體の發達が甚しく阻碍せられ、國民の自由及び權利の進展が、著しく遅延せられたるは止むを得ざることである。けれども、日清戦争の場合に、其影響の特に顯著なりしことは記憶せねばならぬ。議會開設以來、官民の衝突は倍々熾烈となり、各政黨或は朋黨間に思想感情、經驗、及び境遇等の相違に基く不調ありしにも不拘、藩閥政府を斃さんとする同一目的の爲めに、彼等は能く結合し、奮闘しつゝあつたのである。而して、第五及び第六議會の解散に依り、彼等は益々政府の暴威暴政を憤り、偶々自由黨の離叛せんとする傾向ありしにも不拘、其他の所謂民黨は更らに其結束を固くし、藩閥政府の堅壘を粉碎せざれば止まざるの氣勢を示しつゝあつた。然るに、日清戦争のため、彼等は舉國一致てふ美名に眩惑せられ、管に無益なる政争を放擲したるのみならず、立憲政體建設の主義及び精神をも全く忘却し、重要な國家問題に關する審議及び討議をも全く等閑に附し、更らに顧慮する所がなかつた。國難に際し、或



は外患に臨み、國民の舉國一致を見るは洵に嘉すべきことである。乍併若し、それが一片の感情のために附和雷同して生ずる所の舉國一致であるとすれば、決して賞すべきことでない。そは其國民の民智の極めて幼稚なること、不健全なる其國民性とを表現するものである。凡そ一國が他國と兵火を交ゆることは、縦しや、それが攻撃戰なるにせよ、將又防禦戰なるにせよ、國家の重大問題、動もすれば其存亡にも關する問題である。されば、國民の間……若し、其國民の人智が發達し、其多數が國家の經綸に對し一定の主義を有し、國家政策に關し個々の判斷をなし得るものとすれば……には之れに對し、隨分是非の議論が熾んでなければならぬ。而して、舉國一致を見るにしても、條理に依る審議討論の結果であらねばならぬ。國家の重大問題に關し、深刻なる批評もなく、審議もなく、討議もなき舉國一致は、單に感情に基く盲目的或は附和雷同的のものであると言はねばならぬ。專制政治は固より感情を基礎としつゝあるものなれば、專制國に於いては斯かる盲目的或は附和雷同的の舉國一致も可いであらう。乍併、立憲國に於いては、斯かる現象を嘉納することは出來ぬ。立憲政治は會得に依りて、初めて生すべきもの。會得を根柢と

せざれば立憲政體なるものは成立すべきものでない。されば、日清戰爭に依り、議會に於ける政府反對黨が、戰役中、全く政争を止め、第七及び第八議會をして有名無實のものに畢らしめたることは、立憲政治の主義及び精神に反せしものであると云はねばならぬ。乍併、彼等は決して之れを意識して居つたのではない。未だ、彼等は立憲政體なるものを徹底的に理解して居つたのではなかつた。蓋し、彼等が立憲政體の建設を主張し、且つ、議會開設後、熾烈に藩閥政府を攻撃したるは、眞に個人の獨立や、自由や、權利の尊重すべきことを自覺し、此等を進展せしめんがためになしたるものではない。彼等は藩閥政府を斃し、藩閥政治家が獨占しつゝありし政權を轉じて、彼等の掌中に歸せしめんとして、議會の建設を主張し、且つ、議會開設後は熱心に政府に反抗したのである。彼等の多數は、素より其教養に於いて、其思想及び感情に於いて、立憲政體よりは寧ろ專制政體に適應したるものであつた。故に、彼等は藩閥政府を仇敵の如く、又、蛇蝎の如く思惟しつゝありしにも不拘、日清戰爭の開始に臨み、容易く豹變して熱心なる政府の應援者たることが出來たのである。蓋し、日清戰爭に於いて、舉國一致を見るに至りしは、議會に於ける政黨を初



めとし、國民は主として感情に支配されつゝあつたからである。

兎に角、日清戦争は一時、議會に於ける政府反對黨の銳鋒を挫き、議會の存在にも不拘、其糾問も、質問も、審議も、攻撃も、批評もなく、藩閥政府をして、再び自由に專制政治を斷行せしむることを得せしめたのである。若し、日清戦争なかりせば、伊藤内閣は第七議會を無事に終へることが出来たかどうかは疑問である。當時の事情に鑑みれば、流石の伊藤も第七議會を解散することは不可能であつたらう。若し、果して然りとすれば、伊藤内閣は當時當然瓦解の運命に接したであらう。而して、其瓦解後、藩閥政治家は其後繼内閣組織につき痛く困憊したるに相違ない。前にも述べたる如く、伊藤内閣は松方内閣秕政の後を享け、藩閥政治家の威信を恢復するがために、殆んど薩長元勳の聯立内閣とも云ふべき意味に於いて組織されたものであつた。然るに、これが引續き二回議會を解散し、尙能く民黨に對抗する能はず、遂に崩壊せしとせば、藩閥政治家の威信は、恐らく回復すべからざる程度迄に失墜するに至つたであらう。而して、民黨及び議會の勢力は、之れと反比例に著しく伸張したるに相違ない。加之、日清戦役後、事實となりて現はれたる、伊藤内閣と自

由黨との提携と云うが如き現象は生ずるに至らなかつたであらう。之れに反し、伊藤内閣攻撃の中心勢力なりし改進黨が、自由黨よりは一層先きに政權に接近する機會を得たのであるかも知れぬ。何れにせよ、日清戦争なかりしなば、我國の立憲政體は一層迅速に、且つ健全なる進歩をなしたであらう。而して、其進歩の徑路も甚しく今日と其趣を異にして居つたに相違ない。然るに戦争のために、我國民は熱狂し、議會は戰捷に酔ひ、殆んど其知覺を失ひ、議會の存立をも忘れ、藩閥政治家をして一時專制政治を復活せしむる機會を得せしめたのである。而して、其立憲政體の發達に及ぼせし影響は、實に顯著なるものである。

#### 八 條約改正の成立と民権の發達

日清戦争は、既に述べた如く、一時專制政治を復活せしめ、藩閥政治家をして其專横を恣にせしめた。這是日清戦役の直接の影響である。而して、日清戦争の戦捷と、明治維新以來、我國の一大懸案なりし條約改正の成立とは、間接に民権の發達に著しき影響を及ぼすに至つた。元來、藩閥政治家が百般の制度を改革し、且つ民選



議院を創設して、盛んに歐化主義を唱道したるは、主として歐米諸國と對等條約を締結せんとする意思に基いたのである。若し、政府部内に條約改正の希望が無かつたとすれば、藩閥政治家は必らず其勢力を減殺せらるべき立憲政體の建設に、容易く同意を表さなかつたであらう。維新以來、我國が諸般の舊習を、恰かも弊履を捨つるが如く容易く放棄し、盛んに歐米の文物を輸入し、殆んど革命的に政治組織を改革したるは、一に安政條約を改正し、我國家の獨立を完うせんとする希望に基いたものである。

明治初年以來、條約改正の爲めに、幾多の志士は斃れ、屢々政府は更迭せしめられた。而して、伊藤内閣は、大隈の條約改正失敗の後を享けて、條約改正を企て、最も秘密に各國との交渉を重ねつゝあつた。伊藤内閣が殆んど議會を無視し、言論集會に峻烈なる壓制を加へ、且つ條約厲行論に依り、第五、第六議會を解散したるは、條約改正の交渉を、秘密の裡に進捗せしめんが爲めの意思に出でたるものであつたと云はれて居る。固より、伊藤内閣が引き續き二回議會を解散したるは、主として條約改正の交渉を秘密にせんとするが爲めなりしや否やは疑問であるが、此間に條

約改正に關する各國との交渉が、著々進行せられつゝあつた事は事實である。斯くて、伊藤内閣は、日清兩國間の葛藤を好期とし、巧みに民心を對清問題に轉じ、其間隙に乗じ、國民の批評を避け、先づ英國との交渉を完うし、明治二十七年七月十六日、日英兩國全權委員の調印を終り、日英條約改正を公布する事を得たのである。而して、日英條約の改訂に伴ひ、其他の諸國とも漸次談判を重ね、日英條約と略々同一の改正を見るに至つた。而して、多年の此懸案は終に解決せられたのである。

改正せられたる日英條約は、嚴格なる意義に於いて、對等條約と言はるべきものでは無かつた。此條約に依り、我國の沿岸に於ける沿岸貿易を、英國の船舶に容認せしにも拘はらず、我國の船舶は英國に於ける沿岸貿易を嚴禁せられて居つた。且つ英人の我居留地内に於ける永代借地權は有效なるものと認められて居つた。のみならず、議定書に依り、重要輸入品の税率は特定せられ、尙ほ稅權の自由を承認せしむること能はざりしのである。けれども、政府は之れを以て對等條約なりと吹聴し、其功を天下に誇つた。而して、言論の自由を拘束し、國民の批評を許さざりしのである。故に、國民は條約の實質を解せず、單に對等條約なりと云ふ聲を聞き



て、之れを歡呼し、附和雷同して政府當局の功を賞し、自ら對等條約を締結し得るに至りし進歩を誇つた。

是迄、我國民は、上下の別なく、對等條約を締結せんとする爲めに、如何なる犠牲を拂ふ事をも躊躇しなかつた。故に、條約改正の希望は間接に立憲政體の建設を促進し、著しく自由民権の發達をも助成したのである。然るに、今や對等條約、縦しや、それが名實相伴はざるものにせよ、其條約は現に締結せられしがゆるぎに、識らず識らず國民の意氣は自然に弛廢し、諸般の改善に對する努力は、積日の如くならざるに至つたのである。且つ、日清戰爭の戦捷に依り、國內に於ける保守的思想は漸く勃興せんとする傾向を生じた。斯くて條約改正の成立と、日清戰爭の戦捷とは、間接に民権の發達を遅延ならしむる因となつたのである。

### 九 平和克復後の政變

清國は連戦連敗、遂に和を乞ひ、明治二十八年三月二十日、李鴻章を我國に派し、媾和談判を開始せしめた。折衝累日、議熟し、四月十七日、日清兩國全權大使の間に、媾

和條約は締結さるゝに至つた。此條約に依り、清國は朝鮮の獨立自主を承認し、臺灣及び澎湖列島と、遼東半島とを我國に割讓し、且つ軍費賠償金二億兩を支拂ふ事を約したのである。而して、我國民は上下、此媾和條件に満足し、到る處盛んに祝宴を開いて、戦捷に酔ひ、歡呼の聲湧くが如くであつた。然るに四月二十四日、東京駐在の露、佛、獨の三國公使は、相携へて外務省を訪ひ、「貴國が遼東半島ヲ永遠ニ領有スルハ東洋ノ平和ニ利アラズ、宜シク清國ニ之ヲ還付セラレ、以テ世界ノ平和ニ資センコトヲ望ム」と述べ、三國は、動もすれば、武力的干涉をも辭せざる態度を示したのである。這是戦捷に酔へる國民、特に私かに自ら國威國權發揮の功に誇りつゝありし政府當局者にとつては實に晴天の霹靂であつた。滿朝愕然として色を失し、周章狼狽、其採るべきの策に甚しく困憊したのである。若し、此際、三國の忠言を拒否すれば、彼等を敵として砲火を交へざる可からざるに至る處があつた。而して、我國の實力は、當時よく之れに堪へ得るや否や、甚だ疑問であつた。されど、若し、彼等の要求に應ずるとすれば、戦捷の光榮を沒却し、外は列國の嗤笑を招き、内は國民の公憤を醸すべき虞があつた。故に文武高官は連日御前會議を開き、審議の結果、



時勢に鑑み、遂に三國の議を容るゝに決し、之れを三國政府に覆牒し、次いで五月十日、遼東半島還付の旨を公表し、同時に詔敕を發して、國民の公憤を緩和せんと試みたのである。而して、政府は内外の形勢と彼我實力の差異とを述べ、臥薪嘗膽の語を流布し、憤懣せる國民の慰撫に努めた。けれども、戰捷に誇り、狂熱狂喜せる國民は、之れに耳をかすべき餘裕がなかつた。彼等は政府が三國の干渉に屈従したるは、戰捷の功績を泥土に歸し、國家の對面を汚辱したるものとなし、昨日の歡喜は、今日の忿怒に化し、世論頗る喧々囂々たるものであつた。

就中、改進黨、革新黨、中國進歩黨、大手俱樂部、財政革新會等の對外硬派の團體は甚しく之れを憤慨し、政府當局者の外交上の責任を糾明せん事を主張した。勿論、彼等と雖も、列國の情勢を慮り、遼東半島還付の止むを得ざる事は、略々認めて居つた。けれども、彼等は政府當局者の失態を糾問せんがため、臨時議會の召集を要求し、時局の真相を國民に周知せしめん事を主張した。而して、彼等は新聞に、演説に、盛んに時局の真相を暴露し、政府の外交を批難し、其運動は極めて猛烈であつた。之れに對し、政府は例の如く抑壓手段を用ゐる、屢々新聞を停刊し、演説會を解散し、政社の

連結を禁止し、彼等の行動を禁束したのである。

唯り自由黨は第六議會以來、漸く其態度を一變しつゝあつた。彼等は改進黨及び革新黨等が、盛んに政府の外交を難するに當り、公然政府辯護の地位に立つた。而して、彼等は遼東半島の還付に對し、左の如き決議をなして政府を擁護したのである。

方今我國の地位形勢は、昔日と相異なるに從ひ、列國との關係益々其重きを加へ、外交の危變測り難し。此非常の時運に際しては、非常の決心を以て内政を整理し、以て將來の計を成さざるべからず。遼東の還付は誠に遺憾なりと雖も、今日は實に是れ前後の策を施すに急なり。此事に關し、漫りに爭鬭を生じ、以て國家の大事を誤るは、我黨の斷じて取らざる所なり。故に今後我黨と其方針を同うし、相共に謀るべき者は、相共に内外の事に力を致し、誓つて愛國の至誠を推し、私を去り公に徇ひ、以て將來の謀を成すべし。

斯く自由黨は漸次政府に接近し、遼東半島還付の問題に關しても、暗々裏に政府に應援しつゝあつた。乍併、尙ほ公然政府の提携者たることは避けて居つたのである。然るに、改進黨及び革新黨等が猛烈に政府を攻撃するに及び、政府は陸奥宗光を経て更らに自由黨と接近し、其後援を求むるに及び、自由黨は遂に覆面を脱して、十一月議會開會前の大會に於いて、政府と提携することを公表した。當時、自由黨は



政府と提携せる理由を述べて曰く「吾黨は政府當路者に詢る所ありしに、當路者は時局の要を察し、吾黨の誠意を諒し、民意を容るゝに吝ならざることを誓ひ、立憲政體を完備し、國家の基礎を鞏固ならしむる方針を採り、内外の事に處するに吾黨と提携するを約するに至りしかば、吾黨は政府の政策に協賛し、以て我國の進運を全からしめんとするのである」と。斯くして議會開設以來、常に藩閥政府の攻撃者たりし自由黨は、遂に伊藤内閣の軍門に降り、公然其擁護者たるに至つたのである。

自由黨が政府と提携を宣言するや、改進黨、革新黨等の民黨聯合團體は、更らに政府攻撃の鋒を鋭くし、第九議會開會の劈頭に於いて、外交上に於ける政府の失敗を捉へ、政府彈劾の上奏案を提出して政府に肉薄せんと企てた。其上奏案の要に曰く「歐洲列國ノ東洋ニ兵備ヲ増加シ、以テ干涉ノ準備ヲ爲セルハ、一朝一夕ノ故ニアラス。故ニ臣等ハ第七及ヒ第八議會ニ於テ、閣臣ニ警告スル所アリキ。然ルニ閣臣毫モ之ヲ顧慮セス、三國ノ干涉已ニ目前ニ迫ルヲ知ラスシテ馬關條約ヲ締結シ、且ツ之ヲ嘉納シ給フノ大詔ヲ奏請セリ。而シテ三國ノ抗議ニ遇フヤ、忽チ之ニ屈從シテ更ニ第二ノ大詔ヲ奏請シ、綸言反覆ノ譏ヲ招キ、以テ國家大勝ノ結果ヲシテ、

陛下ノ尊嚴ヲ傷ケ、國家ノ體面ヲ汚スニ終ラシメタリ」と。恠く彼等は、政府の遼東半島還付に對する外交の非を責め、其責任を問はんとしたのである。上奏案の發案者は尾崎行雄にして、彼は其提出に臨み、約三時間に互る大演説を爲して、其理由を説明した。然れども、自由黨は既に民黨を離れて政府と提携し、而して國民協會及び中立黨は自由黨に荷擔せしが爲めに、此上奏案は百七十に對する百零三の少數を以て、遂に否決されたのである。

改進黨及び革新黨等は政府彈劾の上奏案に敗れ、止むを得ず、豫算案に依りて政府に肉薄せんとした。然れども、自由黨、國民協會及び中立黨等が熱心に政府に忠勤を力め、政府に聲援せしが故に、戦後著しく膨脹したる歳出一億五千萬以上に上る豫算案は、僅か一日半の審議を経たるのみにして、殆んど其修正を見ることなく、全部が決せらるゝに至つたのである。而して、戦後第一回の議會は無事に閉會を告げた。

固より、自由黨が政府と提携したるは、主義、主張及び政見の一致したるが爲めでない。されば、自由黨は政府を擁護したるに就き、之れに對し具體的の報酬を要求



した。其結果、議會閉會後間もなく、自由黨總理板垣退助は内務大臣野村靖の後を享けて入閣したのである。勿論、彼は入閣と同時に自由黨を脱し、政黨を離れて、力めて公平の政治を行ふことを聲明した。然れども、板垣の入閣は自由黨に對する政府の報酬であり、又板垣は其後と雖も名義及び形式上は兎に角、事實上自由黨と關係を有しつゝあつたのである。加之、板垣の入閣は國民協會をして政府に離叛するに至らしめた。第九議會に於いて國民協會は、自由黨と共に政府を助け、改進黨及び革新黨の提出したる所の政府彈劾上奏案を否決し、且つ豫算案通過に對し、多大の聲援を爲したのである。素より、國民協會は其黨員に於いて、自由黨よりは少數であつたけれども、政府に盡せし功勞に於いては更らに自由黨に譲る所はなかつた。然るに、自由黨總理板垣退助は入閣したるも、國民協會は何等の報酬をも與へられなかつたのである。之れが爲め國民協會は自由黨を妬み、政府を怨み、嘗つて破壊主義を標榜したる所の政黨の強談に依り、政府は其首領を入閣せしむるに至れりと主張して政府を攻撃し、自由黨を批難したのである。而して國民協會は、板垣の入閣は我國の憲法、我國の國體及び國民協會の主義、主張に背馳するもの

と做し、痛く政府に對して詰問したのである。

板垣の入閣に對する國民協會の政府攻撃に附和雷同し、改進黨及び革新黨も猛烈に政府を攻撃した。改進黨にせよ、革新黨にせよ、將又國民協會にせよ、眞に立憲政體の發達を希望するものであつたとすれば、政黨の首領が入閣したることは、憲政の進歩として歓迎せなければならぬ。從來、藩閥政治家は政黨に接近することを嫌厭して居つたのである。然るに、伊藤内閣が公然自由黨と提携し、其聲援を求め、且つ自由黨總理板垣退助を入閣せしむるに至りしことは、方に政黨の勢力の度外視すべからざることを證明したのである。故に、政黨は素より之れを歓迎しなければならぬ。然るに、彼等が極力之れを批難し、之れに反對したるは、憲政の發達を希望するよりは、寧ろ、彼等が私情に依りて其進退を決しつゝありしものと云はねばならぬ。何れにせよ、伊藤内閣は板垣の入閣に依り、却つて内閣の統一に苦しみ、甚しく其聲望を失墜した。

是より先き、外務大臣陸奥宗光は病軀其職に堪へざるの理由に依り、辭意を漏し、遂に五月三十日、辭表を閣下に捧呈して内閣を去つた。而して、政府は戦後多忙な



る外交の衝に膺るべき適任者を求むるに、頗る苦慮しつゝあつた。時に、大藏大臣渡邊國武も亦財政問題に關し閣員と其意見を異にし、辭意を漏らしたのである。故に、伊藤博文は井上馨と諮りて、其言を容れ、凡ての私情を抑制し、大隈重信を外務に迎へ、松方正義を大藏に入れ、以て其政權を維持せんと計畫した。而して山縣有朋も亦之れに贊同し、閣員概ね之れに同意するに至つた。然るに、獨り板垣退助は、大隈の入閣に對して、絶對的に反對し、背信食言を憚らざる大隈を入閣せしむるが如きことあらば、余は一時も内閣に留まること能はずと主張したと言ふことである。之れが爲め伊藤總理は止むを得ず、獨り松方正義のみを入閣せしめんと企てた。然るに松方は、伊藤が自由黨の鼻息を窺うて、其閣員を定めんとするが如き態度に慊らず、斷然、單獨入閣を拒絶したのである。其結果、伊藤内閣は閣員の統一を失ひ、遂に瓦解するに至つたのである。

## 第十一章 藩閥政治家と政黨の接近

### 一 松隈内閣と進歩黨

伊藤内閣の倒るゝに及び、大隈を除外して伊藤内閣に入ることを拒絶したる松方正義は、樺山、高島等と謀議し、大隈を外務大臣として入閣せしめ、所謂薩閥内閣と稱へらるゝものを組織した。其閣員は左の如くであつた。

内閣總理大臣兼大藏大臣	伯爵	松方正義
海軍大臣	侯爵	西郷從道
外務大臣	伯爵	大隈重信
農商務大臣	子爵	榎本武揚
陸軍大臣兼拓殖務大臣	子爵	高島綱之助
内務大臣	伯爵	樺山資紀
逓信大臣	子爵	野村靖
司法大臣		清浦奎吾
文部大臣	侯爵	蜂須賀茂昭



拓殖務省は第九議會中即ち三月二十日に新設せられたるものにして、高島綱之助は其長官であつた。而して、引續き彼は留任したのである。

松方内閣は、當時、松隈内閣と呼ばれた。蓋し、大隈が松方内閣の中堅なりしが爲めである。大隈が松方内閣に入りて外務大臣となりたるは、嘗つて、伊藤内閣の外務大臣陸奥宗光が辭職し、其後任者として大隈が物色せられたるが爲めでは無い。大隈が事實上進歩黨の首領なりしが故である。而して、大隈が松方内閣に於いて最も有力者たりしことは、外務大臣として重要な地位を占め、且つ其手腕の非凡なりしにも因るが、主として大隈の背後に、政黨の應援有りしが爲めである。嘗つて、松方正義は政黨撲滅策を講じ、選舉干渉を試みて失敗したる經驗を有する人。されど、伊藤が政黨に接近し、自由黨と提携して、戦後最も困難なりと豫測せられし第九議會をも、容易く操縦することを得たる事實に鑑み、松方は從來の方針を一變し、政黨と聯絡を保ちて議會を操縦せんとし、大隈を入閣せしめたのである。

之より先き、改進黨、革新黨、財政革新會、中國進歩黨、越佐會、大平俱樂部等の遠遼問題を以て政府に肉薄するや、彼等は強烈なる政府の抑壓を蒙り、政社法に據りて峻烈なる拘束を受け、各派聯合運動の困難を嘗め、止むを得ず、同志會なるものを組織して、漸く一致の歩調を採つて居つた。然るに、政府の壓迫益々嚴酷なりしが爲め、彼等は其團結を一層強固ならしむるの必要を感じ、第九議會會期中、同志相謀りて、遂に進歩黨なる一大政黨を組織するに至つたのである。而して、進歩黨は二十九年三月一日、其結黨式を挙げ、左の宣言書を發表した。

國家内外の形勢は吾人をして一大政黨を樹立せしむ。今茲に結黨式を擧ぐるに方り其因つて起る所以を宣言し、以て舉國同憂の志士に告ぐ。

吾黨は進歩主義を執り、茲に責任内閣を設立し、茲に外政を刷新して國權を擴張し、茲に財政を整理して民業の發達を誘致し、以て立憲政治の實を擧げ、維新興國の丕基を完成し、以て皇室の尊榮を宣揚し、人民の權利幸福を増進し、以て宇内の文化を大成せんことを欲す。

維新中興の初に當り、大に聖謨を定め給ひ、詔に曰く、廣く會議を興し、萬機公論に決すべしと。爾來三十年、憲法既に制定せられ、天皇の神聖、大臣の責任、人民の權利、分界明確、復た疑を容るべきなし。

然るに閣臣有司尙ほ陋習を悛めず、或は言論集會を箝制して公論の發動を阻碍し、或は濫りに帝國議會を解散し、或は屢々外交の措置を誤りて威信を中外に失ふ。凡そ此の如きもの臣民豈一日も之れを默過するに忍びんや。



吾黨は行政機關を革新し、税法を改め、冗費を除き、以て之を國家有用の費途に充て、萬事質實を旨とし、創業進取の精神を作興し、以て綱紀を振張せんと期す。顧ふに維新中興の丕基を完成し、萬里の波濤を開拓するの聖謨を翼賛せんと欲せば、主として外政を刷新し、國權を主張せざるべからず。然るに、從來の外政は、多く國家の威信光榮を毀損し、特に征清の終局に於ける、特に對韓の政策に於ける、國家の威信光榮を失墜せる之より甚だしきはなし。今や、東洋の形勢益々非にして、此隣邦の危急且夕を測られざるに至れり。此時に當り、國民をして狂瀾を既倒に回すの大氣力を發動せしむるに非ずんば、金匱無缺の國家を如何せん。吾黨の外政恢弘の策を把持し、之れを貫徹せんとするものは決して偶爾にあらず。今や、帝國の實勢と寰宇の大機とは、小黨の分立を許さず。茲に在野の各黨派を解散し、以て進歩黨を樹立し、其政綱を頌ち、宣言を發し、猛進して、以て第二維新の大業を贊襄せんと欲す。請ふ舉國同憂の士來りて、以て此舉を贊せよ。

## 政綱

我黨は進歩主義を執り、皇室の尊榮を宣揚し、人民の權利幸福を増進せん爲め、左の政綱を定む。

- 一、政弊を改革し責任内閣の完成を期す。
- 一、外政を刷新し國權の擴張を期す。
- 一、財政を整理し民業の發達を期す。

凡そ我國の政黨の主義なるものは、深刻なる信念に據りて生ずるものには無い。彼等の主義なるものは、機に臨み、事に當り、感情を統一する一種の手段に外ならぬのである。進歩黨の宣言及び其主義、政綱なるものも、亦此の班に漏れぬ。遼東半島還付に對し、政府に反對せる政黨派が、政府の壓迫に遇ひ、止むを得ず、一政黨を組織したのである。從來、政黨は、民選議院設立運動以來、政府の壓迫に憤慨し、藩閥政府を打破せんとし、一致の歩調を採つて居つたのである。而して、彼等は議會開設後容易く政府の堅壘を粉碎し得るものと思惟し、第一議會より第六議會に至る迄、能く奮闘努力したのである。然るに日清戰爭開始の爲めに、舉國一致の美名に眩惑し、一時政府攻撃を中止し、藩閥政治家をして、戰役中、再び專制政治を實現せしめたのである。而して、戦後の經營に對し、伊藤内閣をして施設の困難なるを自覺せしめ、遂に自由黨と提携せしめた。此くて、自由黨は政府と提携し、其總理板垣をして入閣せしむることに成功した。之れが爲め、改進黨及び革新黨も、亦自由黨に倣ひ、從來の方針を一變して政府に接近し、官權と結託することを希望する様になつた。斯くして、一方に於ける民黨に對する政府の壓迫と、他方に於ける政黨の官憲



に接近する希望とは、遂に民黨を合同して進歩黨を作るに至らしめたのである。而して、進歩黨の事實上の首領は大隈重信であつた。此くて、大隈は進歩黨の後援に依りて入閣し、進歩黨は大隈に依りて政權に接近する機會を得たのである。

松方内閣の組織せらるゝや、進歩黨は『政府の發表せる政綱は、皆方今の急務にして、皆吾黨の方針と大差無し。故に、我黨は其實行を完美ならしめんことを期す』と決議し、政府の與黨たる事實を明かにした。之れと前後して新内閣は、又其施政方針を發表し、條約改正問題に對しては『當然收むべき效果をして遺漏なからしめんことを努め』國防に關しては、『護國の軍備は財政の整理と相俟つて、國力の許す限り、其擴張を圖らざるべからず』と述べ、『言論、出版、集會等憲法上人民の享有すべき權利自由は、政府厚く之を尊重し、其保障を堅からしめんことを謀るべし』と聲明し、且つ官紀振肅、財政整理を全うすることを言明したのである。之れに對し、進歩黨は極力政府に應援せしが故に、内閣成立當時、松隈内閣に對する國民の信望は盛んなるものであつた。

## 二 一十六世紀事件

既に述べたる如く松方内閣は、極めて進歩的なる施設方針を公にし、民心の收攬に力め、又進歩黨は之れに聲援して、新内閣に對する國民の信望を堅からしめようとした。然るに、偶々所謂一十六世紀事件なるもの突發し、甚しく物議を生せしめたのである。所謂一十六世紀事件とは、時の内閣書記官長にして、先きに大阪朝日新聞記者たりし進歩黨の領袖高橋健三が、其主宰せる雜誌『一十六世紀』に於いて宮内大臣論を掲げ、宮相土方久元と伊藤博文との關係を暴露し、一世の物議を惹起した事件である。

由來、宮内省は極めて祕密の府にして、一切の批評の圈外に嚴立して居つたものである。凡そ批評を許さざる所に腐敗の生ずるは、恰も遲滯する濁水の中に幾多の微菌が生ずるが如きものである。故に、宮内省内に於いて、幾多の弊害あるは、敢へて怪しむに足らぬ。然れども、宮内省に對して民智未だ幼稚なる我國民は、一種の迷信を有し、之れを批評するを屑しとせぬのである。今日に於いても我國民は、



敢へて宮内省に對し批評を試みぬ。況んや當時に於いてをや。然るに、剛直にして大膽なる高橋健三は、其雄健なる筆を揮ひ、宮内省の内部に於ける祕密を摘發し、一々例證を擧げて事實を掲げ、伊藤、土方兩名の私曲を痛く攻撃したのである。故に、此記事は天下の耳目を聳動し、新聞雜誌は競うて之れを轉載し、爲めに一世の國論は一時に沸騰し、甚しく喧噪を極めた。之れが爲め、政府反對黨の機關新聞は長閑の意を承け、之れを以て皇室の威嚴を傷ふ不敬事件なりとし、斷然之れを處分せんことを政府に要求した。而して、政府部内に於ける伊藤系に屬する清浦、野村、蜂須賀等の諸大臣は、高橋健三の所爲を不當なりとなし、之れに對し斷乎たる處置を施さんことを主張せしと言ふことである。然れども、他の閣員は施政の方針として、政府は已に言論の自由を標榜することを聲明せしと言ふ理由の下に、容易に其意を翻へさず、其處分に躊躇したのである。之れが爲め、内閣部内は稍々動搖し、長閑の壓迫益々急なりしが故に、政府は止むを得ず、遂に『二十六世紀』の發行を禁止し、且つ之れに關係せし諸新聞にも亦發行停止を命じ、漸く時局を收拾したのである。乍併、之れが爲め、政府は其威信を失墜し、内閣員間に稍々罅隙を生ずるに至つた。

然れども、松方内閣は、進歩黨の應援に依り、無事第十議會を通過する事を得た。勿論、多少自由黨一派の反對ありしも、重要な政策は前内閣の夫れを踏襲したるが爲め、自由黨も甚しく政府に反對することが出來無かつたのである。而して、常に政府と反對黨との衝突の焦點となるべき豫算案の歳出問題も、二億四千萬の巨額に對し、僅かに一萬七千餘圓の削減を見たるのみにして全部通過した。

此く松方内閣は第十議會を無事に閉會することを得たけれども、政府の其他の施設は、極めて進歩的なりし其宣言に副はず、外交は布哇問題及び支那問題に就き機宜を失し、官紀は更らに振肅する能はず、財政の整理は毫も其成績を擧ぐる能はざりしのである。加ふるに、松方總理の優柔不斷なる態度は、二十六世紀事件の勃發以來、閣員を統一する能はず、遂に内閣書記官長高橋健三及び法制局長官神鞭知常は、其議の容れられざるを憤り、相携へて官を去つた。初め、高橋及び神鞭等の政府に入りたるは、主として進歩黨の領袖等と高島、西郷等の薩派と、密接なる連鎖を作るが爲めであつた。謂はゞ、高橋及び神鞭は薩派と進歩黨との楔子とも稱ふべき者、兩者が内閣を去るに至つて、進歩黨と薩派との聯絡は漸く絶えんとする傾向



を示したのである。

茲に於いて大隈重信は意を決し、局面を展開し、民心を收攬せんが爲めに、弊政を刷新し、須らく非立憲的行動を嚴禁し、内閣中の異分子と目されし清浦、野村、蜂須賀をして辭職せしめ、内閣の統一を圖らんことを松方首相に提案したのである。而して、當時大隈は殆んど進退を賭して之れを力説したと言ふことである。然るに、松方首相は容易に之れを決すること無く、却つて薩派の怒りを招き、更らに閣員間の紛擾を醸したのである。時に、尾崎、大東等は進歩黨の決議を齎らして松方を訪ひ、内閣部に於ける大隈の主張の如く、政府の宣言の實行を促し、所謂伴食大臣清浦、野村、蜂須賀等を斥けて、内閣の統一を圖るべきことを提議し、祕密の裡に其交渉を重ねしも、松方は容易に之れに應じなかつた。而して當時、此事實が進歩黨の機關新聞に依りて漏らされたるが爲め、松方首相は大いに憤り、尾崎等に覺書を與へ、斷乎として彼等の提言を斥けたのである。松方が進歩黨の尾崎等に與へたる覺書に曰く、『余不肖なりと雖も、至尊の信任を忝うして大政輔弼の重任に膺る、閣員の進退、行政の作用は斷じて他の容喙を俟つべきにあらず』と。

進歩黨は其提案を拒否せられ、此覺書に接し、憤慨して直ちに之れに應答した。其應答に曰く、『我黨は既往の事跡に徴し、現内閣は其宣言を實行するの誠意無きものと認む。因つて爾今提携を絶つ』と。此く進歩黨と薩派との提携破れたる後、大隈が内閣に留まるべき理由はない。大隈は偶々閣議に於いて、地租増徴案を決定せんとするに方り、閣員と其意見を異にし、之れを理由として斷然内閣を去つた。時に十一月六日。而して、大隈の辭職と共に、進歩黨員の任官者は悉く袂を連ねて辭表を呈出した。然るに、飽く迄進歩黨に對して挑戰的なりし政府は、故らに彼等の辭表を却下し、在官の身を以て進歩黨の會議に列し、政府干涉の議に與したるものとし、彼等を懲戒免官に附したのである。

元來、二十六世紀事件なるものは、進歩黨の策士に依りて計畫されたものではあるまいか。彼等は長閑の勢力が伊藤に依り、深く且つ強く、宮内省部内に瀰蔓しつゝあるを探知し、宮内大臣土方と伊藤との關係を暴露し、長閑の威信を傷ひ、以て其勢力に痛撃を加へ、薩閥の勢力を之れに依りて進展せしめ、薩閥と進歩黨との關係を益々密接ならしめんと欲し、敢へて之れを企てしものとも思はれる。然るに、薩、



長藩閥の關係は、當時尙ほ政黨と藩閥との關係よりは一層深厚なりしが爲め此事件は、却つて彼等の計畫に反し、端なくも薩閥と進歩黨との提携に、破綻の緒を醸すに至つたのであるまいか。而して、内閣は之れが爲めに統一を缺き、遂に大隈の辭職となり、薩派と進歩黨との關係は、茲に全く斷絶するに至つたのであらう。

### 三 第十一回帝國議會の解散

之れより先き、進歩黨部内に於いて、動もすれば政府反抗の態度を現はす者ありしが故に、薩派大臣は深く之れを忌み、寧ろ進歩黨を捨て、自由黨に倚らんとし、密かに黃白を散じて或一部の自由黨員を操縦しつゝあつた。而して、今や進歩黨との提携斷絶するに及び、此等の薩派大臣は石塚重平及び伊藤大八等を介して、盛んに自由黨員の買收を行ひ、自由黨と提携の途を作らんと企てた。自由黨は伊藤内閣の瓦解以來、漸く衰運を來し、黨紀大に弛廢せしが故に、或一部の黨員は此計畫を熱心に歓迎した。然るに、土佐派、關東派等は薩閥と結ぶよりは、尙ほ伊藤に依りて長闕と提携するの有利なることを主張し、之れに反對したのである。之れが爲め

黨内稍々動搖したるも、大勢は非提携論に傾き、十二月十五日の大會に於いて、斷然政府に應援せざることに決したるのみならず、第十一議會に於いて政府不信任案を提出すべきことを決議したのである。

政府は既に進歩黨と斷ち、又自由黨の操縦に失敗したのである。故に、頼るべきの政黨は唯國民協會のみであつた。元來、國民協會は、現内閣員とは密接の關係を有しつゝありしものである。國民協會は松方正義の屬僚品川彌二郎に依りて創設せられたるもの、松方も亦其成立を助け、海軍大臣西郷從道は嘗つて之れを總理しつゝありし關係を有して居つた。故に其系統より言へば、當然政府の應援者たるべきものであつた。然るに國民協會は、政府が一度進歩黨と提携したることを喜ばず、且つ天下の民心既に松方内閣に離反せるを看取し、之れと結ぶの不利なるを、知り、之れも亦斷然政府反對の旗幟を鮮明ならしめたのである。而して、其決議に曰く「今や内外の形勢日に急を告げ、國家經營の業、實に多端、閣臣たる者は宜しく責任を重んじて、至誠之れに従はざる可からず。然るに事全く之れに反し、秕政濫行、言ふに忍びざるものあり。是を以て本會は曩に丹心を披瀝して其反省を望み



たりと雖も、閣臣毫も顧みる所なし。故に本會は憲政の大義に依り、閣臣の職責を正し、以て政界前路の大疏通を圖らんことを期す」と。

此く進歩黨、自由黨及び國民協會は、各々政府反對を聲明せしのみならず、幾多の新聞雜誌記者は同盟會を組織し、彼等に應援し、變節せる議員あれば、容赦なく之れを筆誅すべき旨を決議したのである。而して、進歩、自由、國民の三派は、連結して第十一議會の劈頭に内閣不信任案を提出すべきことを公約した。大勢既に此くの如くなりしかば、政府は之れに對し、如何なる策をも施し得なかつたのである。果然、十二月二十五日、第十一議會開院式の翌日、三派聯合の政府不信任案は提出せられた。而して、其提出者は衆議院總員三分の二以上を占めて居たのである。衆議院は、同案提出後、直ちに日程を變更して之れを議事に附し、鈴木重遠は提出者を代表し、壇に登り、將に之れが提出の理由を説明せんとする刹那、政府は衆議院解散の詔敕を傳達し、政府は議會に不信任案説明の機會をも與へざりしたのである。

而して、議會解散と共に、松方首相は辭表を捧呈し、其他の諸大臣も亦之れに倣うて、辭表を闕下に捧呈した。當時、樺山、高島の二大臣は内閣に留まり、西郷從道を首相に推し、内閣を改造して、飽く迄政黨と決戦せんと企てしも、西郷が之れに應せざりしが爲め、遂に之れを果さず、止むを得ず、彼等も辭表を捧呈し、斯くして松方内閣は全く瓦解したのである。

一體、立憲國の政府が議會を解散するは、其信任を國民に問はんが爲めである。然るに、議會を解散し、總選舉の結果を見ずして、國務大臣自ら辭職するが如きは、全く立憲政體の本旨に背反するものと言はねばならぬ。固より、松方は立憲政體に對し、明確なる理解を有せず、又其健全なる發達を希望し、之れに努力する意思をも有せざりし人であつたから、之れに對し立憲政體の常道を踏むことを希望するのは、或は當を得ぬかも知れぬ。乍併、國民は松方内閣の出處進退を誤りしこと、立憲政體の趣旨に反する行動を斷行したることは深く之れを記憶せねばならぬ。若し、内閣が辭職するものとすれば、敢へて議會を解散するの必要が無い。凡そ議會を解散するには、議員多數の行動が、國民の意思に副はず、國家及び國民に取つて彼等の主張が不利なりと言ふ理由に依らねばならぬ。然るに、議會を解散し、内閣自らが亦辭職するものとすれば、議會解散の理由が立たぬ譯である。勿論、松方内



閣が議會を解散したる意味は明かである。松方内閣は議會の主張が國民の意思に副はざることを認めたるが故、之れを解散したのでは無い。松方内閣が議會を解散したる第一の理由は、政黨が政府に反對し、政府の專制政治を行ふことを妨害したからである。而して、其第二の理由は、戦後紊亂せる財政の整理を斷行し能はざること自認したる爲であると思はれる。松方内閣の第十一議會に提出せんとしたる豫算は、歳出總額二億三千四百八十萬餘圓に達し、通常歳入の外巨額の公債を募集し、清國より收得すべき償金を繰入るゝも、尙ほ二千二百六十八萬圓の歳入不足を生じ、之れが爲めに政府は地租及び酒造税を増徴し、漸く歳出入の權衡を保たんとしたのである。而して、當時輿論は此財政政策を以つて、財政の紊亂に對する彌縫策なりとして之れを批難し、特に増税に對しては甚しく之れを批議したのである。故に、松方内閣は財政整理の困難なるを知覺し、議會を解散し、直ちに辭職するに至つたのであらう。松方は嘗つて選舉干渉をも斷行した人。彼は單に政黨の反對に遇うて議會を解散し、之れが爲めに内閣總辭職を行ふが如きことを爲さなかつたであらう。彼が議會を解散したるは、政黨の反對猛烈なりし爲めなり

しことは疑ひない。乍併、其自ら辭職するに至りしは、主として紊亂せる財政を收拾する困難を痛切に感せしがためであつたであらう。

#### 四 第十二回帝國議會の解散

松方内閣の瓦解するや、元老の推薦に依り内閣組織の大命は伊藤博文に下つた。而して、時勢を洞察するに聰明なりし伊藤は、政黨を無視して内閣を組織し、議會を操縦すべからざることを知り、先づ大隈に説き、彼に外務大臣の椅子を與へて、進歩黨を懐柔せんと試みた。然れども、閣員に物色したる者の中に、大隈の入閣と、進歩黨との提携を喜ばざりし者ありしのみならず、前の伊藤内閣と自由黨との關係に就き、進歩黨中伊藤内閣と提携を忌む者ありしが爲めに、大隈の意は既に動き、殆んど入閣に決したるも、進歩黨は大隈をして更らに閣員三名の入閣を要求せしめ、之れが爲めに遂に其談判は不調に終つた。蓋し、伊藤が大隈の入閣を希望したるは、從來甚しく疎隔せる兩者の感情が、近來稍々融和せしに因ると雖も、主として進歩黨の勢力が當時自由黨よりも稍々優勢なりしに因るのである。愆くて伊藤は、大



隈との談判不調に終るや、止むを得ず轉じて板垣に諮り、以て自由黨との聯絡を作らうと試みた。而して、林有造、伊東巳代治等此間に斡旋し、板垣を入閣せしむると言ふ條件の下に、自由黨に其提携を承諾せしめたのである。然れども、伊藤は『總選舉前、政黨の首領を内務大臣に任命するは公平を示す所以にあらず、總選舉の終るを待つて更らに謀らん』と云うて、直ちに板垣の入閣を承諾しなかつた。當時、板垣退助は伊藤との會見顛末を左の如く黨員に報告し、提携の理由を明かにしたのである。

臘來再次、伊藤侯と會見し、談話の間前後の關係を綜合して觀察するに、新内閣員中仍ほ超然主義を執らんとする者あり、我黨は到底將來一致の行動に出づる能はざるべきを看取し、一たび提携謝絶の決答を爲したりと雖も、其後に及んで行違の事情判明したるを以て、最近一月十二日、即ち新内閣員親任式當日、累れて會見を遂げ、憲政は國家の隆運を致すものたるを信じ、憲政は國民に満足を與ふるものたるを信じ、内閣は政黨を基礎として立つべきものたるを信じ、國家を愛するは即ち個人を愛する所以なるを信じ、此間行政の獨立を傷けず、又輿論の暢達を害せずと云ふ事に於いて、互に意氣投合し、共に憲政の完全に力を盡さんことを誓ひたり。我黨の希望は今後著々施政の上に現はるべく、我黨と新内閣の關係は其時機を以て表明せらるゝこと、信す。若し、新内閣の施

設にして、我黨の希望と相背馳するときは、我黨は直ちに其本領を發揮して斷然獨立すべきや論を俟たず。又閣員は我黨の名簿に其名を列せざるも、皆是れ平生主義精神を同する政友なるを以て、之を稱して黨員と謂ふも不可なく、夫の相信する所なくして區々條件を以て、苟も合するが如きは其關係極めて薄弱にして、早晩衝突を起すを免れざるべく、之に反して、主義精神に於いて意氣投合する我黨と新内閣との關係は洋々として春海の如きものあらん。

此くして第三次伊藤内閣の成立せしは、明治三十一年一月十二日、其閣員は左の如くであつた。

- |        |    |       |     |
|--------|----|-------|-----|
| 内閣總理大臣 | 侯爵 | 伊藤    | 博文  |
| 大藏大臣   | 伯爵 | 井上    | 馨   |
| 内務大臣   | 子爵 | 芳川    | 顯正  |
| 陸軍大臣   | 子爵 | 桂     | 太郎  |
| 司法大臣   |    | 曾     | 福荒助 |
| 文部大臣   | 侯爵 | 西園寺   | 公望  |
| 農商務大臣  | 男爵 | 伊東巳代治 |     |
| 逓信大臣   | 男爵 | 末松    | 謙澄  |
| 海軍大臣   | 侯爵 | 西郷    | 從道  |
| 外務大臣   | 男爵 | 西德    | 次郎  |



勿論、伊藤と自由黨との提携は、尙ほ默契に附せられて居つたのである。然れども、伊藤は内閣組織後、一日、自由黨員を其官邸に招き、盛んなる饗宴を催はし、其席上口を極めて自由黨の抱負と勢力とを賞讃し、相携へて憲政有終の美を濟すに貢獻せんことを述べ、自由黨の宿論を容るゝに吝ならざることを聲明したのである。而して、自由黨員は伊藤の甘言に酔ひ、自ら政府黨を標榜して意氣揚々たるものであつた。而して、三十二年三月十五日、第六回衆議院議員總選舉は舉行せられ、自由黨は百餘名の黨員を獲るに至つた。之れが爲め、自由黨は、板垣退助を内務大臣として入閣せしめんことを要求した。然るに、政府部内には感情上より自由黨を喜ばざる者あり、特に井上馨の如きは、極力板垣の入閣に反對したのである。而して、農商務大臣伊東巳代治は、板垣と伊藤とを接近せしめたる關係上、此間に處し、斡旋頗る努めしも、遂に閣員の一致を見ずして、板垣の入閣は拒絶されたのである。故に、伊東巳代治は病と稱して内閣を去り、以て自由黨の感情を緩和せんとした。然れども、自由黨は伊藤に欺かれたるものと傲し、大いに憤慨して『我黨は現内閣を以て政黨を基礎とする憲政の完備を期する望み無きものと認む、故に之に反對す』と、

決議し、政府反對の態度を明かにした。

時に東亞の風雲不穩の狀を呈し、政府は外交に忙殺せられ、殆んど政黨操縦に意を用ふる事が出来なかつたのである。之れより先き、三十年十一月、獨逸は其宣教師の殺されたるを口實とし、遂に膠州灣を占領し、九十九箇年租借の條約を清國と締結したのである。之れに次ぎ、此例に倣ひ、露國は突如として、旅順口及び大連灣を占領し、清國と二十五箇年租借の條約を結び、次いで英國は威海衛を租借し、佛國は廣州灣を占領、之れを租借し、列國各々清國に於いて其勢力範圍を劃し、東洋の平和は再び危殆に瀕せんとする狀を呈したのである。而して、我政府は、僅かに清國をして福建省の不割讓を約せしめたるのみであつた。嘗つて遼東半島還付を斷行したるものは、第二次伊藤内閣であつた。然るに、今や、第三次伊藤内閣は、歐洲列強が各競うて清國の利權を獲得しつゝあるを傍觀し、何等之れに施すべき策を講じ得なかつたのである。之れが爲め、國論俄かに激昂し、政府の無能無策を批難する聲は熾んであつた。此機に乗じ、進歩黨は同志を糾合して對外同志會なるものを組織し、盛んに政府の東洋政策を攻撃したのである。此くて、第十二議會開會



の劈頭に於いて、進歩黨は左の如き政府彈劾の上奏案を議會に提出した。

上 奏 案

衆議院議長臣片岡健吉本院ノ決議ヲ具シテ肅ミ奏ス。伏シテ惟ルニ、清國チシテ其獨立ヲ保全セシムルハ東洋ノ平和ヲ鞏固ナラシメ、世界列國互ニ國光ノ福利ヲ享受スル所以ニシテ帝國ノ國是實ニ此ニ外ナラス。

嚮キニ露、獨、佛三國遼東半島還付ヲ勸告シ、陛下之ヲ容納セサセ給ヒシ聖旨モ亦是ニ存ス。是レ大詔ノ明記スル所、炳焉トシテ中外ノ具瞻スル所ナリ。

然ルニ閣臣ノ渝安姑息ナル、嘗テ忠言ヲ致セル邦國ニシテ、今ハ却ツテ還付ノ地ニ蟠據スルヲ坐視シ、權力均衡ト東洋平和トヲ維持スル所以ノ道ニ於テ一モ施爲スル所ナシ。是レ明ニ還遼ノ聖旨ニ乖戾スルモノナリ。

内外多事ノ今日ニ當リ、和協ノ實ヲ擧グルハ臣等ノ素ヨリ冀望スル所ナリト雖モ、此事態ヲ默視スルハ民意代表ノ職責ヲ完カスル所以ニアラス。故ニ敢テ赤心ヲ披瀝シ肅ミテ聖斷ヲ仰ク。衆議院議長臣片岡健吉誠惶誠恐謹テ奏ス。

此上奏案は自由黨及び國民協會の反對に遇ひ、遂に否決された。自由黨及び國民協會が此上奏案に反對したるは、固より政府の東洋政策を是認した爲めではない。自由黨及び國民協會は遼遼問題に關し、第二次伊藤内閣の處決を辯護したる關係上、此上奏案に賛成し得ざりしのである。併し乍ら、自由黨の政府に對する反

感は、進歩黨より更らに甚しかつたのである。故に彼等は、豫算案に據つて政府に反抗し、其怨みを晴さんとしたのである。而して、進歩黨、自由黨及び國民協會の反對に依り、政府の豫算案中最も重要視したる地租増徴案は、二十七に對する二百十七の大多數を以て否決せられ、政府は直ちに衆議院の解散を命じた。

地租増徴案の否決は、政府の最も苦痛とした所である。日清戦争後、政府の財政は俄かに膨脹し、歳入は歳出に伴はず、松方内閣は地租及び酒造税を増徴して、兩者の均衡を保たんと企てた。然るに、第十一議會の解散に依り、豫算案は遂に不成立に終つたのである。松方内閣の後を承けたる伊藤内閣は、略々前内閣の財政政策を踏襲し、地租及び酒造税等の増徴に依り、歳入の不足を補はんとした。而して、既に前年度の豫算は不成立に終りしが故に、伊藤内閣は第十二議會に於いて、豫算の成立を切望して居つたのである。蓋し、伊藤内閣が其成立當時、進歩黨及び自由黨の懐柔を試みたるも、地租増徴案の通過を圖らんとしたる爲めなりしことは疑ひない。然るに、伊藤内閣は政黨の操縦に失敗し、却つて彼等の反感を激成し、豫算案の成立を絶望するに至つた。當時、衆議院議員の約七割は、農民特に中流以上の農民



を代表するものであつた。故に、地租増徴案は、衆議院に於いて最も不人氣なるものであつたのである。加之、我國の民智は未だ甚だ幼稚なるが故に、間接税に對しては、縦令夫れが非常の重税なるにせよ、甚しき反對を受けぬ。然れど、直接税の増徴に對しては常に民論を沸騰せしむるのである。第十二議會に於いて各政黨の猛烈に地租増徴案に反對したるは、伊藤内閣に對する反感に因りしと雖も、地租増徴に對する輿論の反對激しかりしことも亦與つて力ありしのである。

第十二議會は解散せられ、且つ其會期中停會ありしが故に、開會の期日は極めて短かゝつたけれども、此間、特筆すべき事が有る。之れは保安條例廢止案の通過したることである。既に述べたる如く、保安條例は、明治二十一年、政黨政社の政治運動を一時撲滅せんとするが爲めに、時の政府に依りて發布せられたるもの。爾來、政黨は此法律に依り、甚しく政府の壓迫を蒙つたのである。故に、議會開設以來、保安條例の廢止は、常に議會の問題となつた。而して、第一議會に於いて同條例の廢止案は、殆んど衆議院の全會一致を以て可決せられたりしが、貴族院は之れを議場に諮ることをも拒絶したのである。其後、衆議院は屢々其廢止案を議會に提出し、

或は決議案を以て其廢止を主張したけれども、貴族院の反對に遇ひ、其實行を見ることが出来なかつた。第九議會に於いても、衆議院は其廢止案を可決したけれども、貴族院は之れを否決した。而して、第十二議會に至り、同條例廢止案が漸く貴衆兩院を通過し、茲に初めて約十箇年間、政黨の最も苦痛としたる同條例の廢止を見るに至つたのである。此一事は我國の民権發達史上頗る注意すべきことである。



## 第十二章 憲政史上の革命的政變

## 一 憲政黨の成立

伊藤博文に依りて政權に携はり、官界の甘味を味はんと企てたる自由黨及び松方正義に依りて薩派と密接なる關係を結ばんとしたる進歩黨は、彼等の迷夢より醒めて、藩閥黨の頼み難きを自覺し、却つて其反感を増し、再び藩閥打破を唱へ、兩者一致の歩調を採り、第十二議會に臨み、地租増徴案を否決したのである。而して、地租増徴に對する世論の反對は、彼等に有力なる後援を與へ、且つ引續き議會の解散に遇ひ、彼等の藩閥政府に對する反感は益々激昂し、之れが爲めに、多年兩黨間に蟠りし感情は一時一掃せられ、兩黨合同して藩閥黨に對抗せんとする氣運は漸く熟しつゝあつたのである。時に俠名を以て一世を風靡せんとしたる新代議士平岡浩太郎は、先んじて民黨合同を畫し、犬養毅、杉田定一、大石正巳、箕浦勝人、栗原亮一、西山志澄、伊藤大八等亦之れに和し、屢々會見を重ねて兩黨の意思疏通を圖り、兩黨の

合同を企てた。而して、合同運動は益々順調に進み、兩黨共に多年の反目を一掃し、情實を捨て、感情を離れ、協力一致以て藩閥政府を倒さんとすることに決し、茲に兩黨の合同を見るに至つたのである。此くて、兩黨は六月二十一日、臨時大會を開き、同時に公然解黨の決議を爲した。其決議に曰く「我黨は深く内外の形勢に鑑みる所あり、憲政の完成を期する爲に斷然茲に解黨し、同一の希望を有する黨派と相合し、以て一大政黨を組織し、愈々其目的を達することを努むべし」と。

次いで翌二十二日、新富座に於いて、自由、進歩の兩黨は兩黨合同の結黨式を舉げ、其名を憲政黨と命じ、左の如き宣言及び綱領を議決して、之れを發表した。

## 宣言書

憲法發布、議會開設以來將に十年ならんとす。而して此間解散は既に五回の多きに及び、憲政の實未だ全く舉がらず、政黨の力未だ大に伸びず、是を以て藩閥の餘弊尙ほ固結し、爲めに朝野の和協を破り、國運の遲滯を致せり。是れ舉國忠愛の士の慨嘆する所なり。今や吾人は内外の形勢に鑑み、斷然自由、進歩の兩黨を解き、廣く同志を糾合して一大政黨を組織し、更始一新以て憲政の完成を期せんとす。因つて茲に之を宣す。

## 綱領

一、皇室を奉戴し、憲政を擁護する事。



- 一、政黨内閣を樹立し、閣臣の責任を嚴明にする事。
- 一、中央權の干渉を省き、自治制の發達を期する事。
- 一、國權を保全し、通商貿易を擴張する事。
- 一、財政の基礎を鞏固にし、歳計の權衡を保つ事。
- 一、内外經濟共通の道を開き、産業を振作する事。
- 一、陸海軍は國勢に應じ、適當の設備を爲す事。
- 一、運輸交通の機關を速成完備する事。
- 一、教育を普及し、科學を獎勵する事。

憲政黨の組織せられたるは、議會解散後僅かに十二日の後である。而して、大隈、板垣は其結黨式場に列席し、公然其入黨を宣した。之れが爲め、黨員の士氣益々軒昂し、藩閥政府を粉碎せざれば止まざるが如き形勢であつた。此趨勢を看取し、政府は勿論、藩閥政治家は甚しく震駭し、翌々二十四日、御前會議を開き、其對抗政策を審議するに至つた。席上、伊藤博文は代議政體の下、到底超然内閣を持立し得べからざることを力説し、次ぎの三策を提出して衆議に附したと言ふことである。

- 一、自ら朝に在つて一大政黨を作り之を率ゐて國政の進行を謀るか。
- 二、前策にして若し爲すべからざる時は、斷然野に下つて自ら政黨を組織し、政府を擁護するか。

三、若し、此策も爲すべからずとせば、止むを得ず憲政黨に内閣を明渡し、大隈、板垣等をして後繼内閣を組織せしむべし。

之れに對し、山縣有朋は絶対に反對の意を表し、政府を政黨の上に置くは、我憲法の精神に悖るのみならず、亦我國體に反するもの、止むを得ずんば、一時憲法を中止して、豫算に對する議會の協贊權を奪ふべしと主張したと言ふことである。而して、伊藤博文は之れが爲め山縣と激論數時、遂に其説の容れられざるを見るや、憲政黨の首領を以て後任に薦むるの外なしと嘆息して、其席を退いたと傳へられて居る。果して伊藤は其翌日、早朝、次ぎの如き表文を閣下に捧呈して、遂に骸骨を乞うたのである。

謹奏、臣博文荷聖恩、屢奉重任、孜孜圖報效。而事與志違、是臣疎才之所致、恐懼曷勝、若猶在屍位、壅塞賢路、恐汚聖鑑、茲謹奉表、辭補袞之職、併乞奉還勳位顯爵、伏願皇上陛下、曲垂哀憐、速賜聖允、臣不勝恐懼屏營之至、誠恐頓首再拜。

之に依りて伊藤が補袞の職を辭し、勳位顯爵をも併せて奉還せんと言へるを見れば、如何に御前會議に於ける藩閥政治家の對政黨政策の議論の熱烈なりしか、又如何に山縣と伊藤と各々其主張を固執して相譲らざりしかを推測することが出



來る。加之、伊藤が遂に其議の容れられざるを憤り、勳位顯爵をも放擲せんとする決意を示せるより見れば、御前會議に列席したる藩閥政治家中、山縣と其見解を均うせざりしまでも、伊藤の説に贊意を表したる者の少なかりしとは推測し得られる。以て當時に於ける藩閥政治家の思想感情、意思嚮を窺知する事が出来る。

伊藤に次いで各大臣も亦辭表を捧呈し、此くて第三次伊藤内閣は瓦解したのである。而して之れが爲め所謂元老の御前會議は、再び開かれて、後繼内閣に就き審議を重ねられたのである。勿論、伊藤博文は此御前會議には列席せざりしと言ふことである。而して、元老は數回熟議したるも互に相譲り、一人として進んで此難局に膺らんとする者無く、伊藤の提案に反對したる流石の山縣も、此難局に處すべき勇氣を有せざりしのである。此くて、彼等は最後に伊藤の第三の提案を採用し、大隈及び板垣を推薦して内閣組織の大任を奉戴せしむるに決したのである。

## 二 所謂政黨内閣の組織

三十一年六月二十五日、御前會議の結果、遂に大隈及び板垣をして、内閣を組織せ

しむるに議一決せしと聞くや、伊藤博文は急使を馳せて兩者を招き、告ぐるに内閣組織の大任に膺ることを以てし、其後事を託したと言ふことである。然るに、政黨内閣の成立を以て、其政綱の一とせる憲政黨の首領たる兩者も、突然内閣明渡しの報に接し、事の意外なるに喫驚し、即答を爲し得ざりしと云ふことである。而して、兩首領は其他の領袖と熟議を凝らしたる結果、斷然内閣組織の大任を帯ぶるに決し、翌二十六日其旨を伊藤に通牒した。茲に於いて、伊藤は閣下に伏奏して兩者を推薦し、兩者は翌二十七日に至り、内閣組織の大命を受けた。併し乍ら、大隈、板垣は其内閣の組織に當り、海、陸軍兩大臣を得るに甚しく困憊したのである。議會開設以來、陸、海軍大臣は、全く薩長藩閥系に依りて獨占されて居つた。極めて極端に直言的批評を試むれば、今日に於いても我國の海、陸軍は、日本帝國の海、陸軍であるか、薩長藩閥の海、陸軍であるか分らぬ。此等を直接支配しつゝある所の勢力から言へば、日本の海、陸軍と言はんよりは寧ろ薩長の海、陸軍と言ひ得る程である。故に、當時薩長藩閥の勢力以外、否な薩長藩閥の勢力に反抗しつゝありし板垣、大隈に取つて、海、陸軍兩大臣を得ることは殆んど不可能であつたのである。之れが爲め、兩



者は海陸軍大臣を推薦するの困難なることを奏上し、其結果、海軍大臣西郷從道、陸軍大臣桂太郎を留任せしむることに決し、漸く閣員の選定を終り、六月三十日、各大臣の親任式を行ふに至つた。而して、其内閣員は左の如くであつた。

内閣總理大臣兼外務大臣	伯爵	大隈重信
内務大臣	伯爵	板垣退助
農商務大臣		大石正巳
文部大臣		尾崎行雄
大藏大臣		松田正久
司法大臣		大東義徳
逓信大臣	林有造	
海軍大臣	侯爵	西郷從道
陸軍大臣	子爵	桂太郎

此の如く、此内閣の閣員は、陸、海軍兩大臣を除く外、凡て憲政黨員であつた。而して、内閣は周圍の事情をも顧みず、既に發表せる政綱を實施せんとせしのみならず、政權に饑ゑたる憲政黨員は、此機會を利用して、飽く迄官界の甘味を嘗めんとし、政務官なるものを設けて之れを事務官と區別し、政務官は悉く政黨員を以て之れに

に充て、盛んに獵官を試みたのである。而して、世人は之れを政黨内閣と言ひ、又大隈は地方官會議に於いて、新内閣を政黨内閣なりと吹聴し、頗る得意であつた。加之、今日に於いても、幾多の歴史家及び憲法學者は之れを政黨内閣と斷定して居る。併し乍ら、嚴しき意義に於いて、隈板内閣は決して政黨内閣と呼ばるべきものではない。政黨内閣なるものは、一定の主義、一定の政綱に據りて組織せらるゝ所の政黨員が議會の多數を占め、此多數を代表する者に依りて、組織せらるゝ内閣でなければならぬ。而して、議會に於いて多數を占むる其政黨は、選舉場裡に於いて其主義政綱に據りて、國民の信頼を受け、當選せられたるものでなければならぬ。然るに、新内閣は此の如き徑路を経て組織せられたるもので無い。勿論、憲政黨は主義及び政綱なるものを發表して居つたに違ひない。然れども、憲政黨の主義政綱なるものは、其黨を組織する方便の爲めに設けられたるものにして、黨員の深き信念より生じたる主義政綱にあらざりしことは明かである。故に、憲政黨の主義政綱なるものは、其裝飾と見るべきものにして、其黨員が夫れを實現せんとするものゝ象徴では無かつた。故に、憲政黨の主義政綱なるものは、純然たる政黨の主義政綱